

## IV 都市基盤

### 連携・協働が支える信頼のまちづくり

- まちづくりの基礎的仕組みの構築
- 地域の力を活かしたまちづくりの推進
- 安全で秩序あるまちづくりの推進
- 事業効果の評価とその成果を活かす手法の検討

### 地域の特色を活かすまちづくりの推進

- 身近な地区レベルでのまちづくりの方策の検討
- 地域の個性、実情に合わせた土地利用の方向性見直し
- 景観行政への積極的取組み

### 利用者の視点と発想を重視するまちづくり

- ユニバーサルデザインの視点の展開
- まちづくりへの環境共生理念の導入
- 公共施設の適切な維持管理と耐用年数延伸へ取組み

### 上水道の整備・充実

- 安全でおいしい水の安定供給
- 老朽化した上水施設の維持・更新
- 経営の健全化と安定への取組み

### 下水道の再整備

- 下水道総合計画の策定
- 下水道処理システムの整備充実
- 新たな水循環システム確立に向けての検討
- 水害対策の推進

### 道路ネットワークの整備

- ひとにやさしいみちづくりの推進
- 生活道路の整備
- 都市計画道路ネットワーク整備の推進
- 都市計画道路の整備推進
- 外かく環状道路への対応
- まちづくりと連携する道路整備の推進

### 安全で円滑な交通環境の整備

- 総合的な道路交通環境の整備展開
- 公共交通手段の充実と利用転換促進
- 自転車の駐車・走行対策の推進
- 交通環境でのバリアフリー化の展開

### 住宅施策の総合的展開

- 計画的な住宅政策への取組み
- 良質な住まいづくりの支援
- 安全・安心な住まいづくりの支援
- 環境に配慮した住まいづくりの支援
- 公的住宅建替えに伴う環境整備の推進

### 住宅とまちの防災対策の推進

- 災害に強い都市基盤と環境の整備
- 防災空間の確保
- 建築物の被災時安全性の向上

吉祥寺圏の都市基盤整備

「グランドデザイン」に基づく事業の展開

吉祥寺駅周辺の交通対策

「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進

セントラル吉祥寺（中央地区）における重点整備

イースト吉祥寺（東部地区）における重点整備

ウエスト吉祥寺（西部地区）における重点整備

パーク吉祥寺（南口地区）における重点整備

中央圏の都市基盤整備

三鷹駅周辺地区の将来像の検討

交通環境の整備

快適な道づくりの推進

大規模団地建替えと住環境の改善

西久保2・3丁目の整備

武蔵境圏の都市基盤整備

武蔵境駅周辺の総合的まちづくりへの取組み

J R 中央線の連続立体交差事業推進の円滑化

「武蔵野プレイス（仮称）」周辺地区の環境整備

快適な環境の整備

## IV 都市基盤

「都市基盤」の範囲は、市民の暮らしや活動を支える施設・設備などの物的社会資本の整備や維持、その方法や仕組みなどである。そこでの事業は「的確な技術の適用」、「長期的な持続性」、「事業規模に伴うコストや地域社会への影響の大きさ」などの特徴を考慮して行わなければならない。

本市は比較的豊かな財政力のもとに市民や市の賢明な選択とたゆまぬ努力によって高水準の都市基盤を整え、広く「住みたいまち」の評価を得てきた。

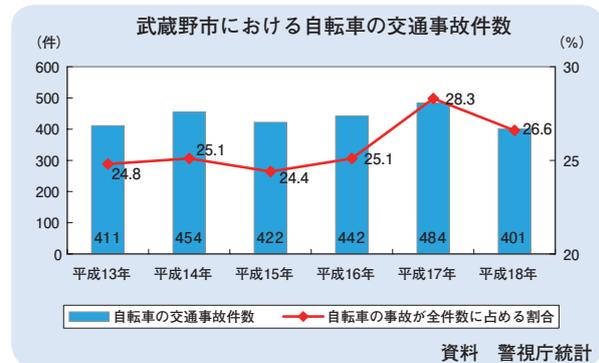
この分野の将来的見通しとして、次の三つの方向がある。

第一は「良好な都市環境の保全・維持及び新たな都市の変化を受け入れるための市、市民、事業者の主体間の協働と連携による対応」である。昨今、三駅周辺市街地における基盤整備や住宅地域での比較的大規模な学校・社宅・工場などの跡地へのマンション開発の動きは著しく、今後もさらに幾つかが予測されている。これらに対して、まず武蔵野市としての将来的まちづくりの基本的指針を打ち出すため「都市マスタープラン」の見直しを行い、あらためて土地利用や道路体系などの明確化を図ることが必要である。

今後のまちづくりの進め方の基本を定めるため、現在、平成20年度制定を目指して「まちづくり条例」を検討している。都市の発展と活性化には一定の変化とそれに伴う整備・開発事業は不可避である。環境に大きな影響を及ぼす事業にあたっては、その適不適の評価・判定や具体化・実施における市民と事業者との利害調整などの問題についての的確で有効な運用に積極的に努めていく。

第二は「市民生活、都市活動が直面する課題への速やかな打開策の着手」である。これには先年の突発的集中的豪雨による一部地区での浸水被害に対する都市型水害防止対策、木造住宅を主とする新耐震基準以前の建築物に対する診断の実施をはじめ短期的に手を打つべき様々な点があげられる。あわせて常日頃市民生活の実情に目を向け問題の所在を見出していく努力が必要である。

そうした中で、常に市民ニーズの上位を占め、早期打開が求められるのが三駅周辺での都市機能、安全と防災、景観の妨げの原因となってきた自転車乗り入れ、特に駐輪場と放置自転車の問題である。近年は事故発生数の増加なども加わり、抜本的対策への取組みが急がれる。



第三は「長期を見据えた都市基盤の更新への準備」である。

市制施行後60年がたち、本市は多くの施設・設備など都市基盤整備の面でも成熟期を迎えた。しかしこれは同時に上・下水道、道路をはじめ多様な市民施設に至る都市基盤全般について、これからそれらの維持更新の時期に入ることの意味する。

都市基盤整備は概ね事業と投資の規模も大きく、しかも更新には新たな技術革新やシステム転換への対応を要する場合も多い。それだけに今後はこれらのそれぞれについての補修維持と新規更新に向けて「ライフサイクルコスト」などの視点から検討を開始し、将来への準備作業に本格的に取り掛かることが大切である。

### 1 連携・協働が支える信頼のまちづくり

#### (1) まちづくりの基礎的仕組みの構築

良好なまちづくりの推進は、充実した都市基盤や残された緑を大切に、地域・地区のあり方と調和した街並み形成や景観など恵まれた居住環境を計画的に守り育てていくことである。

現在平成20年度制定を目指して「まちづくり条例」の検討が進められており、今後のまちづくりはこれに則り、地域の力の活用、市民、事業者、市それぞれの主体的な責任と役割の自覚、そして相互の信頼関係に基づき、協働と連携を基本にすることが必要である。

まちづくりに関するデータベースの開発や事

業評価の研究によって、情報の普及と共有化を促進するなど、市民が主体的に関わるまちづくりを支援するための仕組みを整備する。また、平成22年度を目途に「まちづくりセンター（仮称）」を設置し、多様な市民活動の連携と協力、公民協働のまちづくりを促進する。

本市の将来像、都市づくりの全体及び地域別の方針を明確にする「都市マスタープラン」は平成12年制定以降すでに8年が経過しており、これも平成22年度を目途に一層の市民参加を得て、社会状況の変化などを踏まえて見直しを行う。



沿道部分の緑化により、良好なまちなみを形成した事例

## (2) 地域の力を活かしたまちづくりの推進

本市のまちづくりは地域の力、すなわち地域社会における豊富な市民の活動の経験を持つ。協働と連携の時代を迎え、その更なる参加への道を開くため、企画・計画段階に止まらず、道路や公園などの公共施設の維持・管理などを含むより具体的な舞台で市民の知恵や実行力が活かせる方法をまちづくり条例に位置づける。

あわせて、本市及びその周辺に立地する大学や企業などを貴重な地域の力として位置づけ、それぞれが持つ人材、知識・情報、ノウハウの蓄積を多面的にまちづくりに活かす新たな産学公民連携の方向性を積極的に検討する。

## (3) 安全で秩序あるまちづくりの推進

構造計算書偽装問題を契機とする建築基準法改正によって建築確認の審査、建築物の中間検査・完了検査が一段と厳しくなった。一方、民間の指定確認検査機関による確認件数が半数を超える状況となってきた。

こうした中で、周辺環境に及ぼす影響の大きさから、建築行為に適正、厳格に対応し、また市のまちづくり施策に関する情報の提供などを通じ、今まで以上に民間の関係機関に協力を求

め、連携を強化していく。

違反建築物の摘発・是正指導には引き続き厳正に対処する。不特定多数の人々が利用する既存建築物などについても関係機関と連携し是正指導を行っていく。

## (4) 事業効果の評価とその成果を活かす手法の検討

まちづくりには長期的な展望が求められ、それぞれの事業には計画決定から完了までに長い期間を要する。それだけに市民にとって都市基盤整備の施策内容や事業効果は実感し難いところも多い。

こうした点に理解を得るため、市の行う公共事業の実施にあたっては、市民の暮らしや地域社会にとって優先すべきものや重点的なものを正確に見極め、事業推進に要する時間やコストの管理、及び事業効果の事前アセスメントを徹底化し、透明性を確保する。

将来に向けて、事業の効率的な実施やコスト削減に寄与する民間活力の導入など、新たな手法についての検討にも着手する。

## 2 地域の特徴を活かすまちづくりの推進

### (1) 身近な地区レベルでのまちづくりの方策の検討

市内それぞれの地域の環境特性や変化の動向にきめ細かに配慮し、より魅力と活力に富んだまちづくりに取り組む。

このため「都市マスタープラン」や「地区計画」が描く地域ごとのビジョンの設定・決定に際しては、「まちづくり条例」が定める手順に従い、市民の参加を促し、市民・行政の連携、協働の一層の強化に取り組む。

### (2) 地域の個性、実情に合わせた土地利用の方向性見直し

地域の個性や条件に基づいたまちづくりは都市計画、主に用途地域によって規定される。その見直しは、決定権者である都の全市域を対象とする一斉実施の方針から、地域の実情に応じた将来ビジョンに基づき、随時見直すことになった。今後はこの運用方針を活用し、地域ごとの状況に対応する見直しを行う。更に市独自

の特別用途地区の適用の可能性の検討も含んで、当面する課題に対し、適時適切な土地利用のあり方についての誘導や規制に努めていく。

### (3) 景観行政への積極的取組み

本市にふさわしい都市景観の維持・保全と創出を目指し、景観法に基づく景観行政団体の指定に向けて、景観計画の策定と景観条例の制定に努める。

その一環として、道路整備・改修にあわせて、舗装をカラー化し、横断抑止柵や街路灯、ベンチを設置するなどの景観整備を進めていく。

電線類地中化については、これまで三駅周辺の主要幹線道路を対象にしてきたが、今後はより広く問題点や課題を整理し、技術的手法などについて検討し、整備対象路線の拡大を図る。

路上の不法看板などの取締り、指導を引き続き実施する。「環境浄化特別推進地区」に指定されているイースト吉祥寺地区については警察、地元商店街の助力を得て指導、撤去に力を注ぐ。



本町新道

## 3 利用者の視点と発想を重視するまちづくり

### (1) ユニバーサルデザインの視点の展開

本市は早い時期からTWC C（すべての人に優しいまちづくり）の理念を掲げ、バリアフリー、すなわちすでに存在する障壁を取り除く視点からのまちづくりを、様々な面で進めてきた。

今後はその延長線上にバリアフリー化を押し進めるとともに、「バリアフリー新法」の考え方にに基づき、広く市内全域を対象とするユニバーサルデザインの発想に立脚して交通バリアフリー基本構想改定を行い、事業立案の段階からの多くの市民の参加を推進し、誰にとっても快適なまちづくりを進めていく。

誘導標識などのサインについてもユニバーサルデザインと景観の観点から、統一感のある整備を進めるガイドラインを策定する。

### (2) まちづくりへの環境共生理念の導入

ハードなものづくりの分野は、地球規模にまで及ぶ今日の環境問題にとってプラス、マイナス様々な具体的関わりを持つ。

こうした面でもこれまで本市は各種施設の建設などにあたって積極的な努力を積み重ねてきたが、今後もこれらを継続、実施するとともに、更に新たな試みに積極的に取り組んでいく。

中でも各種公共事業における環境の負荷を低減する工法、また住まいづくりをはじめ民間施設建設における環境配慮の工夫の採用誘導策について研究を進める。

### (3) 公共施設の適切な維持管理と耐用年数延伸への取組み

本市においては上・下水道、道路及び公共建築物など多くの社会資本整備を早期に達成した。今日、耐震補強や保全整備を着実に実施し、耐用年数の延伸への努力を行う。

老朽化の進む下水道の維持管理・再構築に向けては、下水道総合計画において位置付けと計画的実施のプログラムを定める。

市役所、市民文化会館、総合体育館などの大規模施設については計画的な改修を進めて行く。

小中学校については現在策定中の学校改築計画に基づき、施設の耐用年数延伸化に配慮しつつ、長期的には改築を進めていく。学校施設以外の老朽化した公共施設についても改修・改築計画を検討する。

## 4 上水道の整備・充実

### (1) 安全でおいしい水の安定供給

本市の水道事業は、昭和29年の創設以来、市単独の事業として安全でおいしい水の供給を行ってきた。しかし高度成長期の水需要増により昭和43年に都から分水を受けるようになり、現在は市内の深井戸からの供給割合は7割となっている。

水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の

「生命の水」として最も重要な基盤であるとともに、ライフラインであり、将来も都市の発展や震災・事故などの状況変化に対して安全で確実な事業運営がなされなければならない。

何よりも安全・安心と安定した供給のために、都営水道との連携のあり方も視野に入れ、浄水場再整備、水源施設整備、配水管網整備などを進めていく。

災害時の給水能力を保つため、バックアップ機能の整備にも力を注ぐ。

### (2) 老朽化した上水施設の維持・更新

すでに50年余を経過し老朽化した施設・設備は更新時期を迎える状況にある。将来にわたって安全な水を安定供給していくために、これらの施設・設備の維持・更新を綿密な計画のもとに推進する。

### (3) 経営の健全化と安定への取組み

水道事業は水道料金を財源として運営されている。公営企業としての経営の健全化と水の安定供給を確保するには専門性の維持と継承が求められる。この点も考慮しつつ、一部業務の外部化についても検討する。

施設や設備の整備にあたっては、基本となる財政計画を検討、立案し進めて行く必要があり、その円滑で継続的な推進のために受益者負担のあり方や料金体系の見直しを研究する。

## 5 下水道の再整備

### (1) 下水道総合計画の策定

本市の下水道事業は、昭和27年に着手し、昭和62年度には普及率100%となっている。しかし、本市には容量の大きな河川がなく、下水道の流末を他自治体の処理施設に依存しているため、他の自治体との連携を図っていくことが必要不可欠である。現在、整備した管渠の約90%が30年を経過しているため、計画的な維持管理及び再構築計画が必要となる。下水道の将来における方向性を明らかにし、それに向けて整合性のある事業展開を図っていくためには事業運営の体系化が必要となる。このため、今後の整備計画を明確にするとともに、維持管理計画や財政計画を合わせて体系化し、武蔵野市

の下水道事業が目指すべき方向性を位置づけるため、「武蔵野市下水道総合計画」を策定する。

### (2) 下水道処理システムの整備充実

老朽化に起因する陥没事故などが増加しており、耐用年数を超えた管渠などを計画的に更新・再生しなければならない。維持管理の考え方を発生対応型から、予防保全型に転換し、下水道施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの削減を図る。

震災時におけるライフラインとして必要不可欠となる防災拠点・避難場所などからの排水機能の確保を目的に、主にマンホールと本管の接続部の改修を進め、耐震性の向上を図る。

吉祥寺駅周辺での下水道からの臭気発生にはかねてから進めてきた調査や実験の成果を活かし、原因となっているビルピットなどについて改善に向けて支援手法の研究を行う。

### (3) 新たな水循環システム確立に向けての検討

河川に流入する下水道排水からのさらなる水質汚濁防止や雨水の利活用、地下水のかん養を図るための雨水浸透など、環境への負荷を軽減する水循環システムの健全化を進めることが必要である。市内では、雨天時の下水道排水が原因の河川汚濁に対し、公衆衛生上の安全を確保するため、汚濁負荷量の削減、きょう雑物の削減などに取り組む。

### (4) 水害対策の推進

近年多発する集中豪雨対策と水循環システム構築のため、下水道施設の能力(降雨強度50mm/h)拡充と雨水浸透・貯留施設の設置などを行う。市立小中学校全18校については平成19年度より5か年で、校庭に雨水貯留浸透施設設置を行う。



雨水貯留浸透施設

民間施設に対しては、平成19年4月改定の「雨水流出抑制施設設置要綱及び雨水浸透施設助成金交付要綱」によって、雨水流出抑制対策を進める。

## 6 道路ネットワークの整備

### (1) ひとにやさしいみちづくりの推進

何よりも生活道路における歩行者の安全・安心の確保のため、通過交通車両の流入量や速度の抑制に実効性ある道路づくりと管理のあり方が問われる。このため、これまで実施した手法や実績に基づき、安全・安心のみちづくりに向けた新たな工夫を検討し、市内全域に広く展開する。

通過交通対策としては、交通規制の見直しなどを含めた総合的な交通体系の再構築が重要である。人にやさしいみちづくり事業は、中長期事業路線の選定とともに事業内容の見直しについても検討を進める。



宮本小路

### (2) 生活道路の整備

誰にもやさしく、安全で快適な道路環境づくりのため、3年ごとの点検実施により20年サイクルを目途とする計画的な市道の整備・改修を進める。

区画道路の拡幅整備を積極的に推進し、交通の円滑化や防災性の向上を図る。

安全で快適な住みよいまちづくりを推進するため、沿道の土地所有者などの協力を得て、4m未満の狭あい道路の拡幅整備に努める。

### (3) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

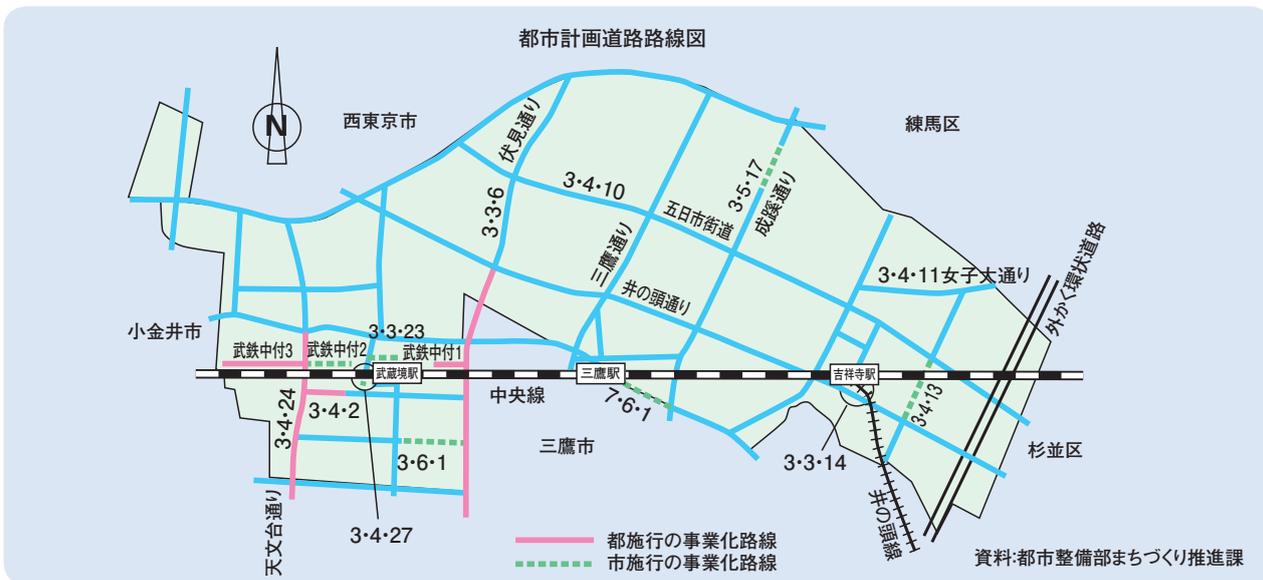
多摩地域全域に共通する南北方向の道路問題は、JR中央線連続立体交差事業の進捗にあわせて、解決に向かうものと考えられる。今後は整備の遅れている東西幹線道路について、事業中の都市計画道路の早期実現促進とともに、関係機関へ働きかけていく。

### (4) 都市計画道路の整備推進

市施行の都市計画道路については、まず玉川上水の自然・文化を活かした道路景観と強い関わりを持つ都市計画道路7・6・1号線の整備を、市民参加により策定された整備基本計画に基づき推進する。

武蔵境圏の南北一体のまちづくりに貢献する都市計画道路3・4・27号線については、鉄道連続立体交差事業の完成にあわせた駅前広場の整備や公共施設建設事業との全体的な関連を見計らいつつ整備を図っていく。

都施行の都市計画道路については、いずれも



広域的な交通体系の形成、災害時での交通ライフラインの確保などの観点から重要な位置を占めており、整備の促進が急がれる。

都市計画道路3・3・6号線（調布保谷線）の整備では、自転車道など環境施設帯について市民参加によって検討する協議会の設置や事業の円滑な推進を都に働きかけていく。

東西道路である都市計画道路3・4・10号線（五日市街道）、3・4・3号線（井の頭通り）及び3・4・11号線（女子大通り）についても拡幅など事業化の早期促進への働きかけを都に対して行う。

### (5) 外かく環状道路への対応

平成19年4月、外かく環状道路本線は高架方式から地下方式に都市計画変更された。しかし現状は地下水への影響や災害時の安全などに関わる知見や情報が少なく、今後もこれら環境や安全の面について、地元市としてより慎重な対応を求めている。

地上部街路の「外環の2」については、本線の地下化を見定めながら、その必要性自体に遡って検討すべき問題である。地元住民への影響を踏まえ、協議や対話の機会を設けていくよう国や都に積極的に働きかけていく。

### (6) まちづくりと連携する道路整備の推進

道路の整備に際して、沿道の空間、環境との一体的な視点に立ち、より良好なまちづくりを推進する。

これにあたっては、地域の実情にあった適正な土地利用の誘導などを行えるよう、必要に応じて地区計画を定め、沿道の用途地域などの見直しを図る。

## 7 安全で円滑な交通環境の整備

### (1) 総合的な道路交通環境の整備展開

誰もが利用しやすい交通体系実現のため、市民との協働による「市民交通計画」の推進とその定期的な見直しを実施する。

具体的には、まず交通渋滞や大気汚染などを生む道路交通環境の改善に向けて都市計画道路の整備、「第2次交差点すいすいプラン100事業」の推進に取り組む。あわせて円滑な移動環

境のため、市内道路交通体系を中心に、都や周辺区市と連携し広い視野からの検討を行う。

右折車線の設置、延長などによる交通渋滞の解消については、警察や関係機関と連携し、整備や検討を進める。乗降に長時間を要したり、交通量の多いバス停等については、バスベイの設置の検討やスムーズな自動車走行の確保などによって交通環境の改善に努める。

歩行者の安全・快適な移動のための信号機や横断歩道などの交通安全施設の適切な整備、改修を行うにあたっては、市民の要望や警察との情報交換などを積極的に活用する。

違法駐車は円滑な交通を阻害し、災害時救助活動などの支障となる。警察との連携による啓発活動、道路構造物・道路標示などの施工などを交えて、その防止、削減を図っていく。特に交通渋滞の著しい駅周辺の幹線道路などにおいては、違法駐車防止や荷捌き車両の指導、駐車施設整備の検討を進め、道路交通環境の改善に努める。違法駐車対策と駐車場整備計画の策定に際しては、「道路交通法改正」に伴う民間駐車監視員制度の導入を考慮し、新たな対策の可能性を検討する。

### (2) 公共交通手段の充実と利用転換促進

便利な市民の移動とマイカー利用の抑制のため、バスの運行定時性の確保、パークアンドバスライド事業、ムーバス運行による公共交通手段の充実、改善を図る。

路線バスの運行定時性の確保については、駅前交通広場や幹線道路の整備、乗り継ぎの効率化、違法駐車防止などに努める。パークアンドバスライド事業については、駐車場用地の確保に努める。

コミュニティバス・ムーバスは、福祉・環境・交通対策などに成果をあげてきており、ネットワークも7号路線開設により当初目標のバス交通空白・不便地域はほぼ解消された。今後は利用の促進と運営の改善を目指し、広い視点に立って基本方針等の見直しを行い、再整備計画を策定する。バリアフリーや環境への観点から、引き続き、ノンステップ車両の導入とともに、低公害化を進める。

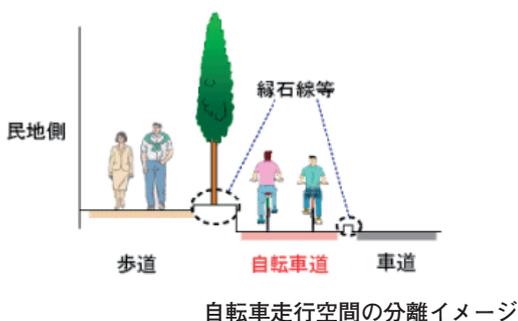
### (3) 自転車の駐車・走行対策の推進

駅周辺地区での放置自転車の削減のため、駐輪場の増設を推進し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を行う。

かえで通りに自転車道を設置するモデル事業を実施し、安全性の確保、交差点・バス停部分の処理方法などを検証し、隣接市との連携を図りつつ、自転車の走行環境の整備方法を確立する。道路交通法の改正により、自転車の安全利用の促進が図られることから、市としても総合的な環境整備を進めていく。

駐輪場については、現在市内三駅周辺での収容台数は約2万3,500台であるが、依然不足しており、新たな場所の確保に努力するとともに、引き続き商店会やJRなどにも設置について要請していく。また、既存駐輪場の立体化など効率的利用のあり方、各駐輪場の利用形態、市民優遇の利用料金などの見直しについて検討する。

近年本市においても自転車による対人事故の増加が急速に問題化してきている。対策としては、運転者に対する交通ルールの周知、自転車安全利用のための講習会やマナーアップキャンペーンなどを通じ運転マナーの向上を図る。また、警察など関係機関との連携によって安全利用の促進をより強力に推進していく。



### (4) 交通環境でのバリアフリー化の展開

交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区内の特定経路とともに準特定経路の整備を推進する。今後はさらに「バリアフリー新法」の主旨を活かしユニバーサルデザインの考え方に立ち、公共施設や公益性の高い施設はもちろんのこと、道路から建物、都市空間へとバリアフリー整備を広げ、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図る。

また、歩道の環境整備も推進し、ベンチを設

置するなど利用者に親しまれる場所となるように整備する。



境南通りのベンチと木製ガードレール

## 8 住宅施策の総合的展開

### (1) 計画的な住宅政策への取組み

これまで良好な住環境を誇ってきた武蔵野市であるが、市民のライフスタイルを反映して住まい方と住宅のあり方には大きな変化と多様化が進みつつある。

こうした状況を受けて、新たに「住宅マスタープラン」を平成22年度中に参加型で改定を行う。高齢者を含む単身世帯や若年ファミリー世帯の増加など、住宅、住環境を取り巻く多様な市民のニーズに対応する、きめ細やかで、適切な公的支援策を検討していく。

また、近く契約更新時期を迎える福祉型住宅についても、福祉政策と住宅政策の整合を図りつつ、福祉型住宅のあり方について検討する。

### (2) 良質な住まいづくりの支援

大多数が私有財産である住宅に対する施策は、間接的支援と誘導策が基本である。市民の住生活に密着し、実効性ある支援と誘導の中身が求められる。

良質な民間住宅建設を誘導するため、優良事例の紹介などの情報提供を行い、政策誘導につなげる新たな制度の創設について調査、研究する。

また、高齢者や障害者、外国人など様々な市民の安心居住の支援に向けて、民間事業者や賃貸住宅オーナーなどに協力を求め、住宅情報のネットワーク化を推進する。

マンションの老朽化に伴う様々な問題が懸念される。分譲マンションについては、管理組合や区分所有者の自助努力を基本に、維持管理の

ノウハウや建替えについての取組み方法などの支援を行うとともに、賃貸マンションの老朽化の問題について研究を行う。

### (3) 安全・安心な住まいづくりの支援

防犯性を高め、安全・安心な住まいと地域づくりを推進するため、「防犯助成制度」を継続し、防犯情報提供などの対策に一層努める。

防災面では、耐震性向上を図るため、耐震診断・改修費用助成及び耐震アドバイザー派遣事業を引き続き実施するとともに、制度の見直しを行い、住宅の耐震化をさらに強化、促進する。

また、発災時の初期被害軽減対応の重要性と、家具の転倒やブロック塀倒壊の防止など防災対策に対する市の支援の周知に努める。

### (4) 環境に配慮した住まいづくりの支援

環境に配慮した住まいづくりを進めるため、引き続きエコライフ体験機器や雨水貯留タンクの貸出しを行うとともに、今後の事業手法について検討する。

### (5) 公的住宅建替えに伴う環境整備の推進

市内の公的住宅団地の建替えにあたって、より良好な住環境の創出に向けて、事業スケジュールにあわせて、住民や事業者と必要な協議を行う。

都営武蔵野アパートについては、緑豊かな歩行者専用道路「緑の回廊」の整備や市道の線形改良を、旧桜堤団地については、関係機関と密接な連携を図り、地区計画の方針に沿ったまちづくりを目指す。

市営西久保住宅については老朽化対策及び居住環境の向上の観点から建替事業(桜堤へ移転)を推進する。

## 9 住宅とまちの防災対策の推進

### (1) 災害に強い都市基盤と環境の整備

地震、風水害など多様な災害を想定し、災害発生後の対応策も織り込んだ計画に基づき、都市基盤整備を推進し、安全・安心なまちを構築していく。

被災後のスムーズな復興も視野に、応急危険度判定体制の確立や震災復興マニュアルの策定

など包括的な備えを講じる。

### (2) 防災空間の確保

公開空地や公園などの避難空間の確保とともに、幹線道路沿道の高度利用の誘導や木造建築物の不燃化の促進によって、延焼を遮断する機能などの拡充を図る。

### (3) 建築物の被災時安全性の向上

「耐震改修促進計画」に基づき、震災などに備え公共建築物、不特定多数者利用の民間施設、住居系建築物を中心に、耐震診断や耐震改修を進める。相談窓口や助成制度についてもさらに充実し、減災対策の充実を図る。

また、震災などの発生時における被災建築物の応急危険度の早期判定の体制整備や復旧のための被災度区分判定の仕組みを検討する。

既存雑居ビルについては、関係機関と連携し、防災安全対策の指導などをさらに強化していく。

## 10 吉祥寺圏の都市基盤整備

### (1) 「グランドデザイン」に基づく事業の展開

「吉祥寺グランドデザイン」に基づき、優先性と実現性を判断し、着実に整備を進める。

#### ① 駅南北通路の良好化

吉祥寺の魅力である回遊性の向上には、駅を挟む南北ゾーンの連絡改善が極めて重要である。そのため、JRや京王電鉄など関係主体との協働により、現在の駅南北通路の自由通路化と拡幅、動線の明確化を早期に実現する。



吉祥寺駅南北通路の現状

#### ② 吉祥寺方式による荷捌き車両対策の推進

商業活動などを支える荷捌き車両の多さは、

他方では歩行者の回遊性を阻害する要因の一つになっている。都市間競争における吉祥寺の優位の保持など、今後に向けてのまちづくりの一環として、荷捌き作業の路上から路外への転換などの工夫が求められる。

試行によりすでに一定の実現性も確かめられているように、共助の視点に立つ吉祥寺方式としての地元商業者、運送事業者、駐車場事業者、関係行政機関等の多分野の関係者から成る協議会を設置し、具体的な荷捌き対策に積極的に取り組む。



平和通りの状況

### ③駐輪場等の地下利用可能性に関する本格的な検討

吉祥寺における道路や交通環境等の基盤整備の必要性は依然高い。しかしながら、外側への拡大も難しい中心市街地部での未利用空地は極めて限られており、地価も高い。そのため、特に大規模駐輪場としての利活用に向けて着目されているのが地下空間である。

すでに基礎調査もスタートしており、今後その着実な継続と成果検討に沿って、早急に結論を得るよう努力する。

\*\*\*\*\*

#### 第四期長期計画の主な実績

★吉祥寺の未来を展望し総合的なまちづくりの方向性を定める「吉祥寺グランドデザイン」を平成19年3月に策定した。

### (2) 吉祥寺駅周辺の交通対策

今後は、荷捌き車両、客待ちタクシー、バイク等も視野に、総合的な違法駐車対策を講じる。

乗り入れ自転車に対する駐輪場の確保は、長年の懸案であり、このために公共用地の立体利用や先の地下空間利用など抜本的な対策を検討する。

### (3) 「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進

「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」であるために、引き続き迷惑喫煙、ポイ捨て、落書きの防止に努めるとともに、ハード面では雑居ビル等を対象とし、建物や設備を点検し、防災や防犯対策を推進する。

### (4) セントラル吉祥寺（中央地区）における重点整備

駅に近接し、戦後のマーケットの雰囲気を残す北口ハモニカ横丁は、ここ数年新規店舗の参入などによって急速に賑わいを取り戻し、吉祥寺の都市観光の代表的スポットとして脚光を浴びつつある。しかしもともとの基盤の脆弱さに老朽化が加わり、火災や事故等の防災上の危険が懸念される状態にある。

そうした課題の解決に向けて、関係者との連携を強化し、まちづくりの推進体制や、ライフラインとなる基盤整備などについて、検討を行う。

### (5) イースト吉祥寺（東部地区）における重点整備

長期にわたって環境浄化の取組みが進められ、図書館、吉祥寺シアターも建設され、まちのイメージにも徐々に変化が見られつつある。今後は住民を主体に望ましいまちのあり方を明らかにしつつ、まちづくりを推進する。

このため、区画道路の市道第298号線、同第299号線の整備の推進により、都市基盤の構築と適切な土地利用や機能の誘導を促進するとともに、現在地区の将来ビジョンとして地元関係者が中心となって策定を進めている地区計画を基礎として、市有地の活用も含め、新たなまちづくりへの歩みを支援していく。

### (6) ウェスト吉祥寺（西部地区）における重点整備

もともと良好な住宅地とつながり、新たな路面店の展開にも恵まれ、吉祥寺の中では最も活性化の動きが著しい地区である。しかし、その反面周辺住宅地への商業・サービス系店舗のしみ出しも見られるなど、両者間の均衡の維持を図る必要も生じてきている。そのため、地区計画などの制度を活かし、より詳細な地区のあり方について検討を進める。

### (7) パーク吉祥寺（南口地区）における重点整備

吉祥寺駅南口は、井の頭公園と一体となった魅力作りが期待されている。その導入部としての南口駅前交通広場の整備には、バスの利便性向上や、駅に隣接するパークロードの歩行者優先化、井の頭通りの交通渋滞緩和などの役割が課せられており、着実な用地取得交渉により駅前広場の早期完成を目指す。

また広場整備を契機に、関係権利者や社会の動向を見定めながら、南口全体の将来像となる「吉祥寺駅南口周辺再整備構想」の検討を進める。

駅から井の頭公園への魅力的なポイントの集まるアクセス道路である七井橋通りについては、より快適な道路空間づくりを目指して、整備を行う。

## 11 中央圏の都市基盤整備

### (1) 三鷹駅周辺地区の将来像の検討

北口駅前の民間大規模開発の進展にあわせて、今後比較的短期間での駅周辺地区の変容は著しいものと想定される。

「三鷹駅北口地区開発計画調査検討委員会」の基本方針に沿って、道路用地・駐輪場などの提供による一定の基盤整備も予定されている。これを契機に、更に広く三鷹駅北口周辺地区全体に及ぶ都市機能配置や活性化など、より幅広い視点から将来的なまちづくりの方針について検討と提案を行う。

この地区に多く散在する、市有地を含む低・未利用地の適切な利用、歩行者と自動車が幅そろう駅前広場や、駅周辺地区を含めた交通動線の再検討を行っていく。

### (2) 交通環境の整備

交通環境については道路体系と駐輪場が課題である。

まず駅前広場への流入・通過交通の迂回道路の役割を担う補助幹線道路などの整備に積極的にあたっていく。

駐輪場についての現状は、駅北口周辺での収容台数は約4,900台であるが、将来の増加も含めて、いまだ不足している。三鷹駅北口周辺の将来的なまちづくりの方針に沿って整備を進めていく。駐輪場の設置については、引き続き

地元商店会やJRなどに要請していく。

### (3) 快適な道づくりの推進

三鷹駅から市民文化会館に向かう道路を「かたらいの道」と名づけ、電線類の地中化、植樹帯設置、インターロッキングブロック舗装など景観に配慮し、整備を進めている。

今後は、大型開発に伴う駅周辺の道路の整備にあわせ、快適で、潤いある道づくりに努める。



電線類地中化を進めている「かたらいの道」

### (4) 大規模団地建替えと住環境の改善

この圏域では、緑町の都営武蔵野アパートの建替えが進行中であり、スケジュールにあわせ、住環境の改善、向上の実現を目指し、住民、事業者を交え必要な協議、調整を行う。

### (5) 西久保2・3丁目の整備

長年の懸案である西久保2・3丁目の木造住宅密集地域については、市道第295号線をはじめ区画道路や狭あい道路、公園などの公共空間の拡充、整備を促進し、地域の快適性、安全性、防災性の一層の向上を図る。

## 12 武蔵境圏の都市基盤整備

### (1) 武蔵境駅周辺の総合的まちづくりへの取組み

JR中央線及び西武多摩川線の鉄道連続立体交差事業は、本計画期間中の上り線の高架化によって完成し、武蔵境のまちは南北一体化による新たな時代に入る。

これを目指して、「武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会」を中心に進められてきた議論の成果を踏まえ、駅舎づくり、駅前広場整備、高架下利用、駅北口周辺の区画道路や都市計画道路3・4・24号線（天文台通り）の整備などと多岐に及ぶ事業について、総合的な視野から相互連

携を図って、順次具体化、実施していく。

西東京市など隣接する周辺市との境界部にも新たな開発の動きが見られる今日、本市域への影響も予想される。行政間の連携を深めるとともに、広域の観点からの対応も進める。

## (2) JR 中央線の連続立体交差事業推進の円滑化

J R 中央線及び西武多摩川線の鉄道連続立体交差事業は駅舎改良や市内 6 か所の踏切除去、側道整備など鉄道関連施設自体の改善、整備にも直結する。

市は、高架下の無償利用できる部分を含めて利用計画を定め、公共施設の整備を進める。

鉄道関連事業として、高架下空間の駐輪場としての利用など、これらが市民生活や地域社会に配慮し、プラスをもたらすよう J R はじめ関係機関に対し要請していく。

また、長期的課題として J R 中央線の複々線化（地下線）についても、その事業化を働きかける。

\*\*\*\*\*

### 第四期長期計画の主な実績

★平成 18 年 12 月、西武多摩川線の武蔵境駅付近の約 840 m 区間について高架化。平成 19 年 7 月には J R 中央線三鷹駅～国分寺駅間の約 6.2km の下り線が高架化され、同区間にある 13 か所の踏み切りで遮断時間及び横断距離が短縮された。

## (3) 「武蔵野プレイス（仮称）」周辺地区の環境整備

「武蔵野プレイス（仮称）」は武蔵境駅南口に近接し、武蔵境のシンボルとしても位置づけられる。この建設にあわせて、北側に連続する公園や周辺道路、駐輪場など一帯の環境を、文化創造と豊かな緑をコンセプトとして整備し、積極的に武蔵境のまちの魅力づくりを図っていく。

## (4) 快適な環境の整備

南北地域ともまだ緑地景観に富んでいる武蔵境圏域では、今後のまちづくりにおいても、緑の保全、活用が期待される。

武蔵境圏を流れる仙川水辺環境の整備「仙川リメイク」を引き続き進めていく。



武蔵境駅南側の外観（整備イメージ）

## ● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

（単位：百万円）

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
まちづくり条例の制定	4				
都市マスタープランの見直し		3	3		
景観計画の策定と景観条例の制定	4	4	4		
上水道配水管網整備の推進	750	1,300	1,730	1,730	1,860
下水道総合計画の策定	13				
人にやさしいみちづくりの推進	15				
ムーバス再整備計画の策定	7	5			
吉祥寺駅南北通路の良好化	14				
吉祥寺地下利用の可能性に関する検討	10				
三鷹駅北口地区の再整備方針の策定			3	3	
武蔵野プレイス（仮称）の建設	437	1,519	3,511	55	
鉄道連続立体交差事業の完成	286	415	1,108		

## V 行・財政

### 市民パートナーシップの積極的推進

協働ルールの確立に向けた取組み

協働のための地域の力の育成

市民による市政参加の拡大

### 市民ニーズに応えるサービスの提供

ITを活用したサービスの拡大

行政サービスの提供機会の拡大

市民要望に的確に応える仕組みづくり

### 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

インターネットによる情報提供の推進

市政・地域情報の充実

情報セキュリティの徹底

### 健全な財政運営の維持

財政運営のガイドラインの設定

会計改革の推進

適正な受益と負担

計画的な予算編成と説明責任の強化

公共施設の計画的整備

市有財産の有効活用の研究

財政援助出資団体の経営改善の推進

時代の変化に対応する柔軟な行政運営

地方分権などへの的確な対応

事務事業・補助金の見直し

事務事業のIT化の推進

職員定数の適正化

職員の資質向上の推進

## V 行・財政

第四期基本構想冒頭に掲げられた目標の一つは「持続可能な社会をつくろう」である。その目標を第四期長期計画が掲げる「市民パートナーシップの積極的推進」によってどう達成するかがいま問われている。

少子高齢化が進展する中で、武蔵野市は三位一体の改革の結果、国の補助金が削減されたばかりか市民税収入も減少し、また近い将来、膨大な経費を要する大型都市基盤の再整備が予定されるなど、予断を許さない財政状況に置かれている。

そのうえ、これからますます多様化・高度化する市民ニーズや地域ニーズに対し、行政だけで応えていくことは不可能に近いばかりか、不適切でもある。地域の公共的課題に取り組む担い手をもっぱら自治体だけと考える時代は、すでに過去のものになっている。

今後求められるのは、市と市民、事業者などがそれぞれ責任を負うべき領域、相互に協働して取り組むべき領域の区分けを明確にしたうえで、各領域を市が調整役となり最適に組み合わせ、その相乗効果によってより質の高いサービスを提供することである。それが財政上、持続可能な方法であるだけでなく、市民が実感する満足度からみて望ましい方法でもある。

もちろん権限・財源・組織などの面で、地域経営の資源を最も多く持っているのは市である。市と市民、事業者などの相互調整役を市が担うべきであるのも、そうした理由からである。

多様な主体が地域社会を担うという考えに立てば、市民には、公共サービスの受け手であるばかりでなく、自らを担い手の一翼でもあると位置づける自覚や、サービスの費用対効果などを考える地域経営の感覚をもつことが望まれる。

武蔵野市には、自主三原則に基づくコミュニティセンターの運営をはじめとして、これまで市民参加、市民自治が広く実践されてきた蓄積がある。今後、市民がより一層市政に参加し、市と協働して公共的課題の解決にあたるための社会的基盤はすでにある。



武蔵野市役所

### 1 市民パートナーシップの積極的推進

市民パートナーシップを積極的に推進するために、そのルール化を図る方策を検討するとともに、市民活動をその担い手の育成まで配慮して支援し、また、市民が市政に参加する機会や場をこれまで以上に拡充する。

#### (1) 協働ルールの確立に向けた取組み

市民パートナーシップや協働の考え方に基づく市と市民、事業者などの役割分担のあり方、自治体運営の基本的なあり方の見直しは、分権・自治という時代の大きな変化を受けて要請されているものである。

そこで、自治体運営の基本的なあり方を武蔵野市全体の合意事項として明文化し、市と市民、事業者などの共通ルールとして広く認識されるようにしておく必要がある。そのために自治体運営の基本的なルールの検討を行う。

検討にあたっては、ルール化の意義・手法・内容などについて議論を尽くし、行政、市議会、市民などが協働して、十分な合意形成ができるように努める。

#### (2) 協働のための地域の力の育成

これまでも市の新規事業の検討や既存事業の見直しに際して、地域住民の知識や経験が様々な分野の事業に活かされてきた。今後はこれまでの地域活動の経験に学びつつ、新たな地域の力を見出し育成することが必要である。今後の協働の発展のために、市民活動の場の確保とともに、活動を支える役割を担う人材の育成を推進する。

地域特性や世代によって異なる市民ニーズに対して、協働方式できめ細やかに対応するため

に、「市民協働サロン」が市役所内に設置され、市と市民団体などとの協働の推進や団体相互の交流の場は確保された。

協働の基礎を強化することを目的として、市民ボランティアや市民活動団体、NPOの積極的な活動を支援・推進する。市民活動の創成、交流・連携の場として、「武蔵野プレイス(仮称)」内に、「NPO・市民活動サポートセンター(仮称)」を整備する。

\*\*\*\*\*

#### 第四期長期計画の主な実績

★平成19年9月に、NPO・市民活動団体会い、相互の連携をとり、行政との協働を円滑に推進するための「市民協働サロン」を市役所内に設置した。

### (3) 市民による市政参加の拡大

市民参加による長期計画策定をはじめとして、市が設置する審議会・委員会には、これまでも多数の市民が委員として参加してきた。

今後、多様化する市民ニーズを市の計画に反映するために、様々な世代や性別などに配慮した市民公募を推進し、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりを検討する。

また、審議会などに参加した委員及び市民に対して、活動の成果が施策にどのように反映されたかの説明と情報提供を行い、市民参加における双方向性を強化する。

さらに、市民の声を幅広く市政に反映させるため、計画段階での意見募集(パブリックコメント)を推進する。

電子会議室が市民による市政参加のツールとなるように現在のあり方を見直し、効果的な活用を図るための新たな運用形態も含めて積極的に検討する。

\*\*\*\*\*

#### 第四期長期計画の主な実績

★市とコミュニティ協議会の共催により「市民と市長のタウンミーティング」を平成18年1月から開始した。

## 2 市民ニーズに応えるサービスの提供

現代の急速なICT技術革新の応用が様々な分野で広がっている。行政も例外でなく、市民が必要なサービスを「いつでもどこでも」受け取ることができる行政のコビキタス化の試行も始められている。このような動向を見据えつつ、

今後のサービス提供のあり方について積極的な対応を研究する。

### (1) ITを活用したサービスの拡大

市民が市役所に出向くことなく、市の事業への参加申し込みや、証明書などの発行の請求ができる電子申請システムは、平成17年1月から稼働している。今後は、この電子申請システムを積極的に活用し、システムで取り扱う申請手続きを拡充していく。

法人市民税や固定資産税(償却資産)の電子申告の導入については、多額の費用を要するため、費用対効果や全国の動向を注視し、慎重に判断する。

インターネットを利用した公金の支払が可能となるマルチペイメントシステムの導入について検討する。

総合サービスカード(ICカード)の導入については、現代の技術水準や市民のニーズを把握し、利便性とリスクの観点から検討を続ける。

### (2) 行政サービスの提供機会の拡大

平成19年の3月から4月にかけて、市政センター3か所で土・日曜日の開所を試行し、利用した多数の市民から好評を得た。休日・夜間にも住民票、印鑑証明などの交付が受けられる自動交付機導入を進めるとともに、市政センターの休日開所や取扱業務の拡大を進める。

また、コンビニエンスストアや郵便局のATMなどを利用し、税金の支払ができるようにするなど、市内に点在する民間サービス機関を活用し、市民の利便性を高めていく。

### (3) 市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民のニーズにもっともよく応えるために、人と人のコミュニケーションを大切にする市役所へと態勢の整備を進めていく。

「市政コンシェルジュ(仮称)」の設置を検討し、市役所を訪れる市民に、市政に熟知した職員が話を聞き、その場で即答したり、適切な部署・相談窓口へつなぐことができるようにする。また、市役所の各種相談窓口の相互連携を推進し、市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応できる柔軟な組織とする。

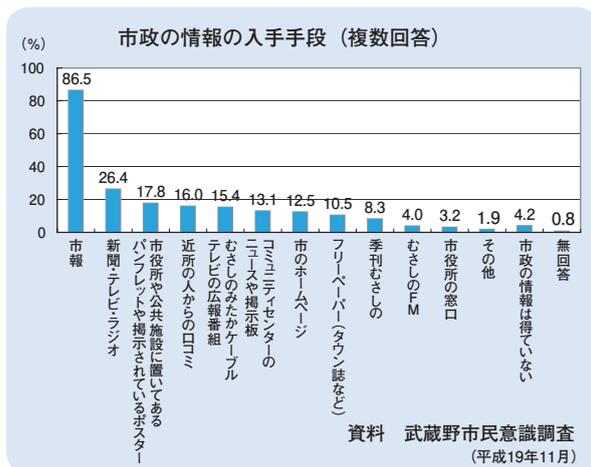
市民から市に寄せられる「よくある質問」に

については、その内容と回答をホームページ上で公開している。その定期的な見直しを行うことで、市民が「いつでもどこでも」必要な情報を取り出せる仕組みを拡充する。

### 3 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

「市民が主役」の基本姿勢に立ち、市民と行政との協働を進めていくには、市の保有する情報を個人情報保護に配慮したうえで、市民と行政とで共有することが必要である。市民と行政との間で情報の量や理解度が均衡して初めて、市民が持てる力を遺憾なく発揮できる環境が整う。

そのためには、市民に市政情報と地域活動情報を伝達する手段として、市報を基本に様々な媒体をこれまで以上に効果的に活用する工夫を行う。



#### (1) インターネットによる情報提供の推進

市のホームページには、引き続き最新の情報をきめ細かにわかりやすく掲載すると同時に、ユニバーサルデザインの視点から、利用者が必要な情報を容易かつ適切に得ることができるように常に改善していく。

さらに、子育て世代や高齢者、障害者、家族介護者など、在宅中心で過ごしている市民向けに、各々が必要とする情報を共有できる新たなシステムづくりを研究する。

#### (2) 市政・地域情報の充実

市や地域に関する情報の入手手段として、市民が最も利用している市報は、編集のあり方、

紙面構成も含めて、新しい目で見直し、一層の定着を図る。

また、最適の媒体を活用して効果的な情報発信を行っていくため、市政に関する多様な情報が市民に適切に伝わっているか、それが市民により有効活用され、市民の満足を得ているかに関し、市民調査や市民による評価システムに基づいた研究を進める。

市政資料コーナーや図書館では、市が保有する情報や資料の目録をデータベース化したうえで、市民が必要とする資料を簡単に検索できるシステムを開発・活用することを検討する。

#### (3) 情報セキュリティの徹底

市の業務のIT化に伴い、市は市民の個人情報やデータを大量に保有している。個人情報を保護することは、市が市民から信頼されるために、最も基本的なことである。市民に関する情報を確実に保護するために、武蔵野市にふさわしい情報セキュリティ・ポリシーを徹底していく。

このポリシーを遵守するために、職員研修のほか、各課の業務システムすべてにセキュリティ実施手順と運用マニュアルを策定し、実践を徹底するとともにその内容も定期的に見直す。

さらに、実施手順に沿った内部監査や、外部の団体によるセキュリティ監査を各情報システムについて実施していく。

また、市のホームページを情報の発信源として充実させていく中で、内容が改ざんされることのないよう、今後も技術革新などの状況を考慮し、適切な管理を行う。

## 4 健全な財政運営の維持

財政運営の基本は、健全な財政を維持しながら、時代の変化に対応した重点施策への資源配分を行い、サービス提供の効率性を高めていくことにある。限られた財源の中で新規の事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドや施策の総合化などを視点におき、効率的な実施に努めなければならない。

#### (1) 財政運営のガイドラインの設定

市の健全な財政運営を維持するためには、市

の財政を中長期の視点で考える必要がある。バランスシートなどの財務情報を活用し、財政運営のガイドラインの設定を検討する。

## (2) 会計改革の推進

単式簿記会計である公会計制度の欠点を補うため、複式簿記会計の導入を検討する。都などの先行事例の効果などについて研究し、本市における問題点、効果、導入時期などについて検討を行う。

## (3) 適正な受益と負担

市民に行政サービスのコストを示したうえで、受益に見合った適正負担の観点から、4年ごとに行っている使用料・手数料などの見直し作業を継続して実施する。

また、新たな歳入確保策としての広告料収入については、すでに実施しているホームページのバナー広告に引き続き、市の刊行物などへの導入についても検討を行う。

## (4) 計画的な予算編成と説明責任の強化

適切な行政運営を行うために、現在行っている事務事業レベルの行政評価制度を抜本的に見直し、政策・施策レベルの行政評価制度を構築するとともに、評価をもとにした予算編成を行うなど、予算と連動した仕組みへの転換も視野に入れたアウトカム手法の行政評価制度のあり方を検討する。

予算編成においては、各施策の目標・評価や事業に必要な経費が一目でわかるよう工夫し、予算の根拠をできるだけ明らかにすることによって市民に対する説明責任の向上を図る。

行政運営上、透明性と市民への説明責任を確保するため、積極的な情報公開はもとより、監査委員機能の充実を図ると同時に、外部監査機

各財政援助出資団体の主な業務

区分	団体名	業務内容
出資団体	(財) 武蔵野市開発公社	武蔵野市における都市開発事業の円滑な推進
	武蔵野市土地開発公社	公共用地の先行取得・管理
	(財) 武蔵野市福祉公社	在宅高齢者に対する健康づくりの情報と福祉サービスの提供
	(財) 武蔵野文化事業団	市民が行う芸術文化の創造活動の援助
	(財) 武蔵野健康開発事業団	健康医療情報の提供及び各種検診事業、調査研究の実施
	(財) 武蔵野スポーツ振興事業団	生涯学習の視点からのスポーツ振興事業の実施
援助団体	(社) 武蔵野市シルバー人材センター	高齢者への就業機会の提供
	(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会	社会福祉事業に関する調査・企画・広報
	武蔵野市国際交流協会	市民レベルの国際交流事業の促進
	武蔵野市子ども協会	地域住民による青少年の育成活動の促進
	(社福) 武蔵野	地域における必要な福祉サービスの総合的な提供

資料 企画政策室企画調整課

能の積極的な活用を検討する。

## (5) 公共施設の計画的整備

クリーンセンター、上・下水道、小中学校など、社会生活を支える基盤が更新時期を迎えている。これらの施設の更新には膨大な費用負担が予想されるため、中長期的な視点から、公共施設の中長期資産管理計画（インフラ資産及び公共施設の維持更新計画など）を作成するとともに、財政計画との整合性を常に検討する。

また、公共施設ごとに「安全」「保全」「環境」「福祉」「経済」「利便」などの性能を調査し、現状とあるべき姿を把握したうえで、実効性、合理性のある総合的な改善・整備計画を作成し、計画的に実施していく。

あわせて、利用者の満足度調査を行い、課題や問題点などを整理したうえで、次の改善・整備に反映させる。

武蔵境市政センターは、J R 中央線連続立体交差事業の完成や武蔵境駅舎及び駅周辺道路の整備など、武蔵境駅周辺まちづくりの進捗を見据えながら、駅周辺への移設を検討する。

## (6) 市有財産の有効活用の研究

健全な財政運営を維持していくための方策の一つとして、市有財産の有効活用が求められる。利用計画が定まっていない市有財産や未利用地については、売却や貸付なども含め、その方策を研究する。

## (7) 財政援助出資団体の経営改善の推進

市政の代替・補完機能を担っている財政援助出資団体に対し、団体の設立者である市は、財政援助出資団体経営改革プランや経営評価制度などに基づいて、適切な指導監督を行う。

本調整計画期間中に、財政援助出資団体が指

定管理者となっている施設の指定期間が終了する。市は、財政援助出資団体が民間との競争に耐えられるようその経営改善を指導監督する。

また、公益法人制度改革に伴い、本調整計画期間中に、財政援助出資団体の今後の方向性を決めていく必要がある。財政援助出資団体については、設立時と現在の目的・役割の変化や将来展望に照らし、統廃合や再編なども含めて、そのあり方を慎重に検討する。

## 5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営

市は、これまで多くの市民による広範な活動と高い担税力に支えられて、先駆的な行政サービスを実施してきた。

しかし、将来の財政見通しは楽観を許すものではない。限られた財源の中で、これまで行政が提供してきたサービスの質を落とすことなく、より豊かで、安全・安心なまちとして発展を目指すには、効率的・機動的な行政運営が不可欠である。

民間企業における経営の考え方や手法を行政運営に取り入れ、市政の効率化・活性化を図るため、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）手法を積極的に活用し、顧客主義や成果主義について研究する。

また、行政運営の見直しとともに、職員一人ひとりの持てる能力を最大限に引き出していく人材育成を進める。

### (1) 地方分権などへの的確な対応

「国から地方へ」のかけ声のもと、平成12年4月から施行された地方分権一括法やその後の三位一体の改革などにより、地方分権が着実に進展しつつある。

一方、この間行われた地方交付税の大幅削減に見られるように、分権改革にはその名のもとで、自治体への分権よりもむしろ政府の財政再建など、国の都合を優先させがち側面がある。

今また地方分権改革推進法の制定により、第二期分権改革が進められようとしている。それが真にその名に値する改革となるように、自立した自治体として関連情報を的確に把握し、また、国や都に積極的に意見を述べていく必要がある。

分権改革が進むにつれ、自治体には、持続可能なまちづくりをする総合的な経営主体としての力量がいままで以上に問われる。そのための経営力を高める取組みを着実に進める。

### (2) 事務事業・補助金の見直し

市が直営で事業を実施すべきもの、市民協働によるべきもの、民間委託をするもの、補助金などにより外部団体の取組みを促進すべきものについて、統一的な方針や基準を示し、厳格な運用を図り、効率的な運営が行えるよう検討する。

そのために市の方針を策定し、市の施策・事業のあり方や必要性、手法などを全庁的に点検・評価し、事務事業の見直しを計画的に進める。市場化テストやPFI（民間資金の活用による公共事業）の導入を目指す。

市が団体等に対して支出している補助金について、公平性・必要性などの観点から評価を行い見直しを実施する。

市民団体やNPOからの事業受託提案制度などについてすでに行われている事業との整合性をとりつつ研究する。あわせて、民間などへの委託化を推進する。

さらに、公の施設の管理運営については、一部の施設で指定管理者制度を導入しているが、市が担う役割分担を踏まえ、民間に開放すべき公の施設には、積極的に指定管理者制度を広げていく。

市民の生活圏域が拡大している現在、それぞれの自治体が類似の施設などをつくることは行政運営上効率的であるとは言えない。各自治体の保有する施設を相互に利用しあうことなどをさらに検討し、近隣区市などとの広域連携の一層の推進を図る。

\*\*\*\*\*

#### 第四期長期計画の主な実績

★有識者と公募市民で構成する「事務事業・補助金見直し委員会」において、事務事業・補助金の点検を行った。

### (3) 事務事業のIT化の推進

安全で信頼性の高い行政サービスを実現するための手段としてITを積極的に活用し、市民サービスの向上と庁内業務の徹底した効率化を図る。

課税・収納事務の連携と効率化のため、税務総合電算システムの導入を図る。

また、既存のシステムについてもセキュリティ対策の徹底や費用対効果の視点で見直しを行っていくことが重要である。

このことから、第二次総合情報化基本計画を策定し、IT戦略会議を中心にIT施策を推進していく。また、効果的な研修などを通じて引き続きITを活用できる人材、指導できる人材の育成を行う。IT化に伴う職員のストレス緩和対策もあわせて進める。

#### (4) 職員定数の適正化

職員定数に関しては、第4次職員定数適正化計画を確実に実行するとともに次期計画を策定する。任期付職員制度の活用、退職職員の計画的な再任用・再雇用、民間企業経験者の採用などの一層の推進や、1人2職制などの検討を行いつつ、適切な職員体制を実現していく。これらの運用にあたっては、公平性・透明性を確保する。

また、業務精査、外部委託、嘱託職員化等を総合的に研究し、嘱託化については、平成11年度から実施している中高年齢者・障害者雇用創出事業を含めて検討を行う。

\*\*\*\*\*

#### 第四期長期計画の主な実績

★中期的な行財政運営の基本方針として、「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」を、また、この基本方針の取組事項のうち、集中的に改革を要する取組事項の実行計画として「武蔵野市行財政集中改革プラン」を策定した。

#### (5) 職員の資質向上の推進

地方公共団体として、「最小の経費で最大の効果」を上げ、自治体としての体質強化を図っていくことは当然の責務である。職員自らが常にコスト意識を持つことはもとより、経営能力を養うことが必要である。

給与制度については職員の職務や職責、能力、成果に応じたものに改善していく。あわせて勤務評定制度が職員の能力や職務上の成果を適正に反映するようにし、人材の育成や給与上の処遇に活用できる制度とする。

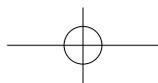
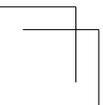
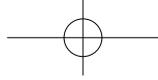
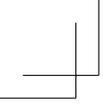
職員のコスト意識の徹底を促進していくとともに、職員の心身の健康管理に努めることも、業務効率の改善には不可欠な要素である。平成19年度に庁舎レイアウトの変更を実施したのに伴い職場内の環境改善を行ったが、今後も引き続き良好な環境を整備することで、職員間のコミュニケーションを活性化させ、業務連携の迅速化・円滑化を図る。

市民協働や行政改革を進めるうえで、職員の資質向上は最重要である。自ら目標を設定し、自主的に仕事に取り組み、生活感覚溢れる職員を育成するための研修を積極的に進めていく。職務に対する意欲を高めるための点検・改善活動を職場で積極的に推進する。

### ● 主な施策・事業の実施予定及び事業費

(単位：百万円)

主な施策・事業	年度別計画（事業費）				
	20	21	22	23	24
電子申請手続きの拡充	8	8	8	8	8
効果的な情報発信のための市民調査	5				
セキュリティ・ポリシーの徹底					
政策・施策レベルの行政評価制度の構築	10				
財政援助出資団体のあり方の検討					
事務事業・補助金の見直し方針の策定					
中高年齢者・障害者雇用創出事業の活用	616	616	616	616	616



## 第4章

# 財政計画

# 第4章 財政計画

## (1) 日本経済の動向

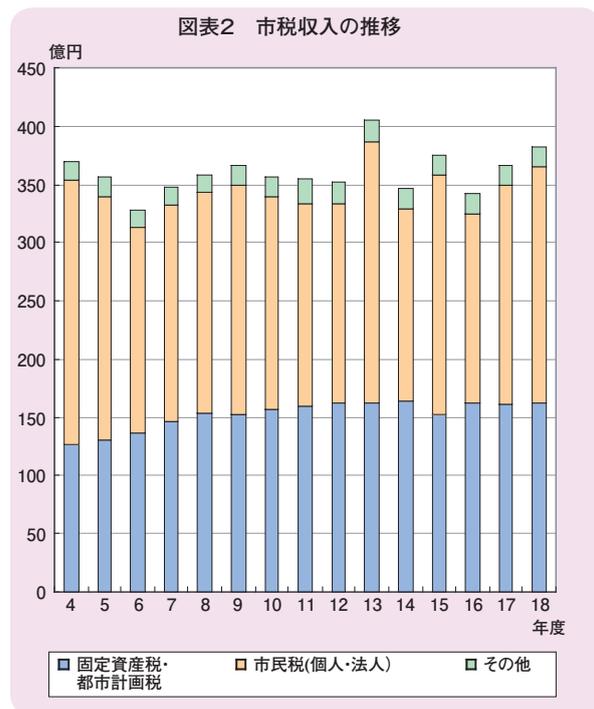
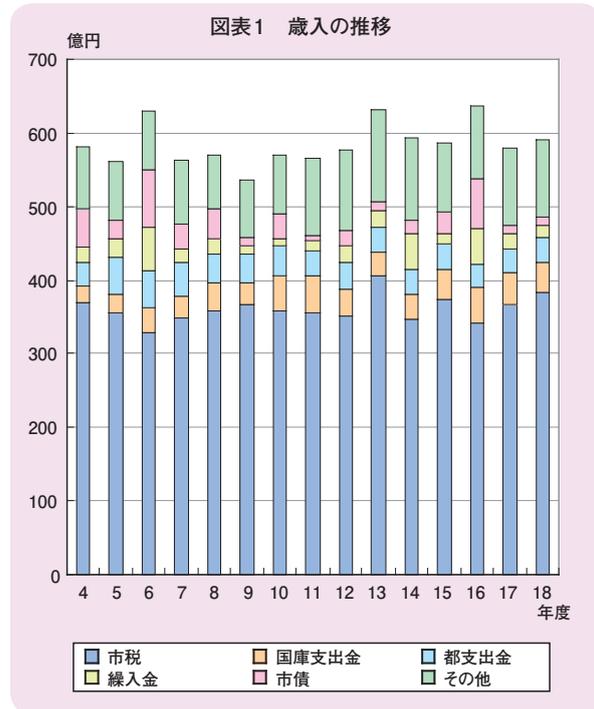
日本経済は平成14年1月より始まった景気回復が長期間にわたって持続している。平成20年1月の月例経済報告によれば、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の下振れリスクや金融資本市場の変動などに留意は必要とするが、先行きについては、企業部門が底堅く推移し、景気回復が続くと期待されるとしている。政府経済見通しによる国内総生産（GDP）については、平成19年度の実績見込みは、実質成長率1.3%程度、名目成長率で0.8%程度、平成20年度は実質成長率2.0%程度、名目成長率で2.1%程度とされている。

## (2) 武蔵野市の財政の状況と課題

景気の低迷や国の減税政策のもとでも、本市の財政は市民の高い担税力に支えられ、これまで健全な財政を維持してきた。財政力を判断する理論上の指標とされる財政力指数も平成19年度に1.650（3か年平均）となり、全国3位となっている。しかし、後述する三位一体の改革による影響や今後の財政需要を考えると、この状態を将来にわたり維持していくことは大変難しいと予想される。

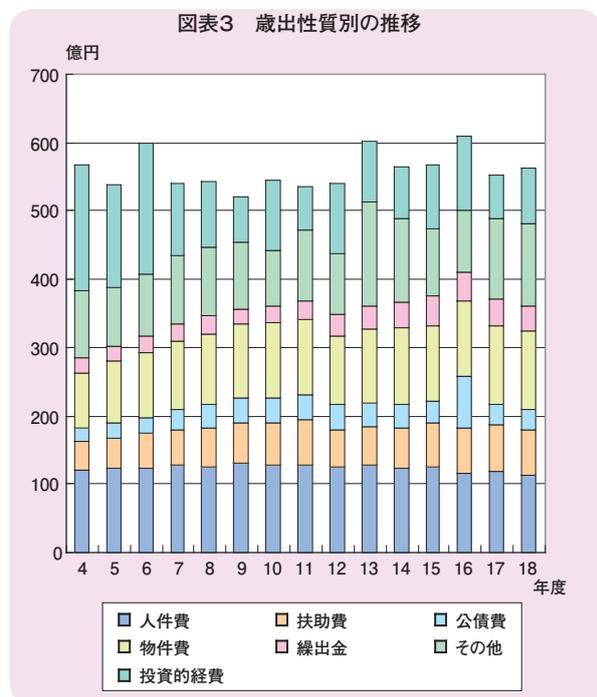
本市の歳入の特徴は、市税収入が全体の約6割を占め、そのうちの約4割が個人市民税であり、この安定した財源が健全な財政運営を可能としている（図表1）。しかしながら、平成4年の189億円をピークに減少していた個人市民税は、税制改正の影響もあり平成17年度から徐々に回復の兆しを見せているものの、今後大きな伸びは期待できない。法人市民税は平成13、15、17及び18年度に一企業からの臨時的な増収により好転し、特に平成13年度は市税全体の収入が400億円を超え、これまでの最高額となった。また、平成18年度は景気回復による影響が法人市民税で見られたが、今後も同様な税収を維持できるかについては、樂觀できない状況にある（図表2）。

歳出については、人件費、扶助費、公債費の三費目を合わせたいわゆる義務的経費が、平成18年度決算で209億円となり、10年前の平成8年度決算と比較すると2.4%のマイナスとなっている。扶助費は徐々に増加しているもの



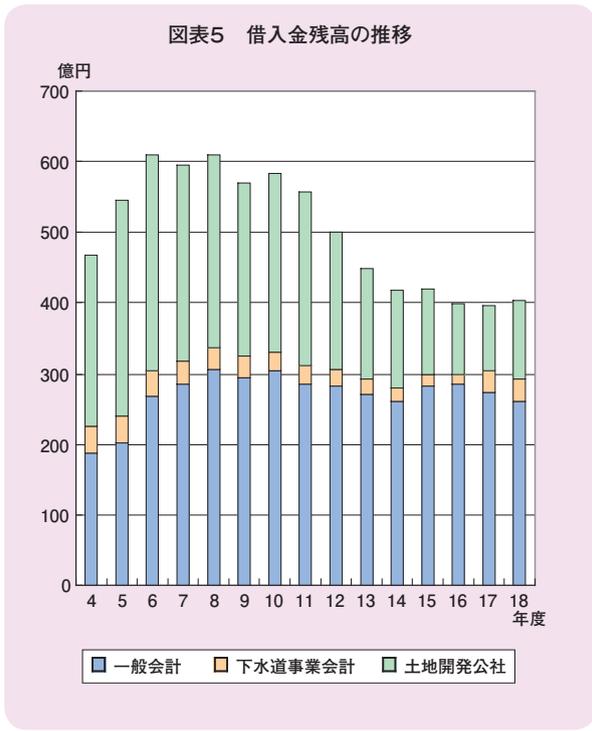
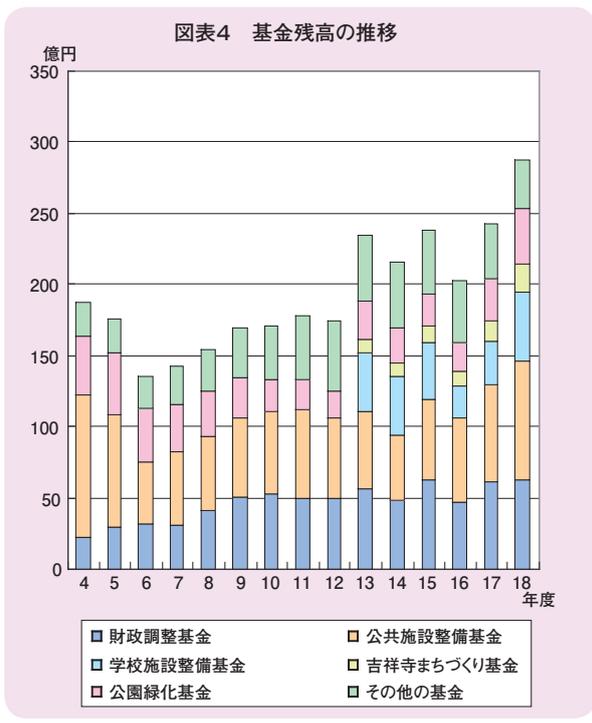
の、市債の償還のピークが過ぎ、公債費が減少したこと、及び人件費が減少したことによるものである。人件費は、職員定数適正化計画による人員削減、給与改定、各種手当の見直し等により減少しているが、平成19年度から22年度にかけてピークを迎える団塊世代の退職者の増加が、退職金の増加につながる。扶助費は生活保護措置費の伸びが落ち着きを見せている

が、乳幼児医療費助成の所得制限撤廃、義務教育就学児医療費助成の創設や高齢者人口の増加が今後の増加の要因になると考えられる。その他の経常的な経費としては、物件費の伸びにも注意する必要がある。物件費は平成 18 年度に 115 億円となり、10 年間で 10.7% 増加している。特に、物件費の 6 割以上を占める委託料の伸びは 10 年間で 22.9% と大幅な増となっている。委託料の増加は、人件費を抑えるために民間委託を進めたことが要因の一つで、やむを得ない面もあるが、物件費比率が多摩 26 市で 1 位であることもあり、その抑制も大きな課題の一つである（図表 3）。

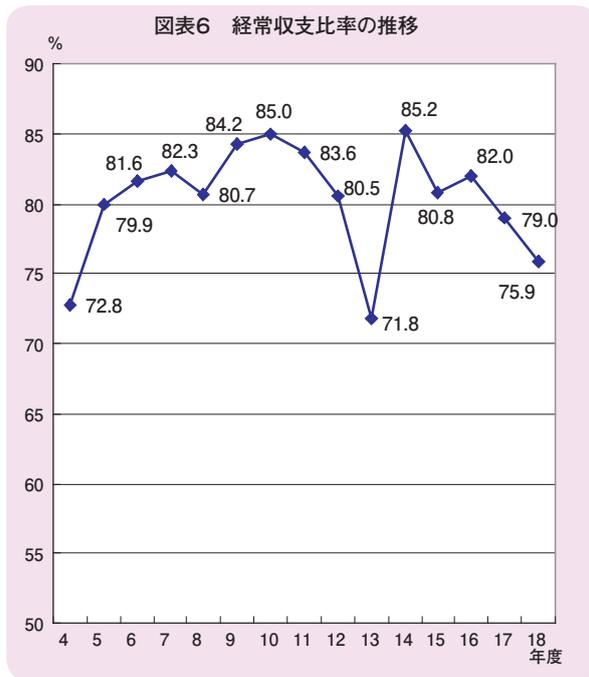


基金については、法人市民税の臨時的な収入等を着実に積立ってきた結果、平成 18 年度末の基金残高は、287 億円となった。今後、「武蔵野プレイス（仮称）」建設事業などへの取崩しを予定しているため、一定の減少が予想されるが、これからの市有施設の更新等の行政需要を勘案すれば、基金の取崩しは慎重に計画する必要がある（図表 4）。

平成 18 年度末の市債（借入金）残高は、一般会計 260 億円、下水道事業会計 32 億円、土地開発公社 112 億円で、合計 404 億円となっている。土地開発公社の借入金は計画的な償還に努めているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているため、大幅な減少は考えにくい（図表 5）。



財政構造の弾力性を表わす経常収支比率は、平成 14 年度に 85.2% まで増加したが、法人市民税の臨時的な収入などにより平成 18 年度には 75.9% となった。一般的には 70 ~ 80% が適正水準とされており、現在は多摩 26 市中最も低い。施設の維持管理費の増などにより、この水準を維持することが難しくなることが予想される（図表 6）。



### (3) 武蔵野市の財政見通し

平成19年度上半期(4～9月)の国の税収実績は、前年同期比7.2%増で当初予算編成時に想定した伸び率(9.0%増)を下回り、また地方税収の伸びについても急激に鈍化しつつある。

平成19年度の本市の市税収入においても、法人市民税の伸びが予想を下回る見込みとなっている。さらに、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことにより、本市においては所得の高い市民が多く平均税率が高いため、平成19年度以降毎年度7億9,000万円もの大幅な税収減が見込まれている。

ただし、固定資産税については、平成17年度に地価が下げ止まり、平成18年度以降上昇基調に変わってきたこと、また大型マンションの建設計画が続くことなどから、増加傾向にあると予想している。

歳出では、現在進行している複数年にわたる事業は、JR中央線連続立体交差事業、「武蔵野プレイス(仮称)」建設事業及び武蔵境駅周辺整備事業がある。また、今後取り組まなければならない事業に、吉祥寺駅南口都市計画事業をはじめ、小中学校など更新時期を迎え始めた市有施設の更新や維持管理のための改修事業などがあり、これらは膨大な経費を要すると見込まれる。さらに、地域での暮らしを支える福祉

の充実、子育てしやすい環境の整備、持続可能な環境共生都市づくり、安全・安心のまちづくりなど、多くの課題が山積している。

一方、国は平成20年度から暫定措置として法人事業税を見直す是正策により、都などから4,000億円の税収を地方に回し、地域間の財政力格差の縮小を図り、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めるとしている。本市にとっては、直接的な影響は無いものの、今後、都市部の自治体に大きな影響を及ぼす動きも否定できず、税制改正の論議の行方には十分注視が必要である。

景気回復がこのまま緩やかに継続していくとしても、今後数年間の財政状況は、決して楽観できる状況で推移するとは考えられない。平成19年11月には事務事業・補助金見直し委員会の答申が出されたが、行政運営にあたっては、これらの成果を活かし、サービスの質の向上とコストの削減に努め、スクラップ・アンド・ビルドを市役所一丸となって推進していく必要がある。

### (4) 財政計画の策定の方法について

財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うための財源的な裏づけを保障するものであり、武蔵野市の長期計画、調整計画は、財政計画のもとに策定されている。

第四期基本構想・長期計画時における平成17年度から平成19年度まで3年間の計画額と実績の比較は図表7、図表8のとおりで、実績額が計画額を上回っている。歳入では、平成17年度及び平成18年度に法人市民税で臨時的な収入があったこと、また、地域住宅交付金などの新設された国庫補助金が交付されたことなどが大きな要因である。歳出では、ほとんどの費目で計画額を下回っている一方で、歳入が伸びた分を基金に積み立てている。

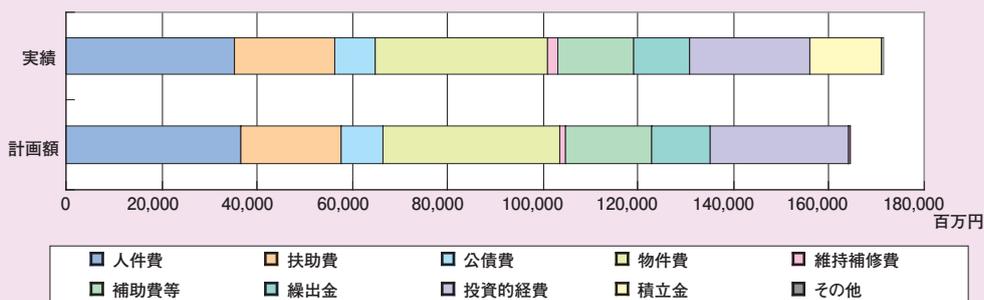
財政計画策定にあたっては、調整計画の実効性を担保するため、従来の計画との整合性を図り、堅実な財政運営を進められるよう、以下のとおりの方とした。

- ① 現行の税財政制度を前提とし、改正が明らかなものについては反映させる。
- ② 計画は一般会計についてのみ策定する。
- ③ 各年度の歳入・歳出の算定は、平成19年度

図表7 歳入の実績(平成17~19年度)



図表8 歳出の実績(平成17~19年度)



※実績は、平成17、18年度の決算額と平成19年度の決算見込額の合計。

を基準として、平成18年度までの決算の推移、将来人口推計、経済見通しなどを考慮して計上する。

- ④ 新規の事業計画の投資的経費については、各当該年度にその財源とともに計上する。

### (5) 財政計画

平成20年度から平成24年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりである。歳入のうち個人市民税は人口推計と経済見通し等を、法人市民税は景気動向等を勘案して推計した結果、市税全体で平均0.6%の増を見込んだ。国庫支出金は、地域住宅交付金が平成21年度で終了することなどから平均2.6%の減、都支出金は制度改正による都民税(個人)徴収取扱金の減などを見込み平均2.5%の減と推計した。繰入金は146億円とし、市債は新規事業のうち適債事業の充当率から101億円とした。

歳出のうち、人件費は給与改定を見込まず、現行の職員定数適正化計画による職員削減数から算出した。扶助費は、これまでの決算額の推移に人口推計からの伸び率を加え平均1.9%の増を見込んだ。公債費は、3年据置20年償還、借入利率2.8%で算出した。物件費、補助費等については、これまでの決算額の推移から算出し、繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から247億円とした。新規事業の投資的経

費は全体で492億円となり、その内訳のうち一般財源は200億円でその他の財源は図表10のとおりである。

基金及び市債等の残高は図表11のとおりとなる。なお、基金については、積立は利子分のみとしており、新規の積立は計上していない。基金残高は平成24年度末で、139億円となり平成19年度末に比較して139億円減の見込みとなる。一般会計の市債は平成24年度末で235億円となり、平成19年度末に比較して16億円減の見込みである。

この計画をもとにした平成24年度のバランスシートは図表12のとおりとなる。平成18年度から平成24年度では、固定資産は315億円増加し、市債は25億円減少の見込みである。一方、財政調整基金を含めた基金全体では148億円減少するが、正味財産は220億円増加すると試算した。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

財政計画上考慮しなければならない後年度負担である市債等の償還予定額は図表13のとおりである。

また、築30年を経過している主な施設の一覧を図表14に掲げたが、市有施設の更新は、財政上の重要課題のひとつである。昭和40年代を中心に鉄筋コンクリート化された小中学校

校舎の改築計画をはじめ、その他の市有施設、下水道施設及び水道施設については、それぞれ更新計画を策定しているところである。また、クリーンセンターの建替えについては、平成 27

年度の稼働を目指して準備が進められている。

これらの計画に基づき、財政規律を保持しながら社会資本ストックの再整備へ向けて、計画的かつ着実に実施をしていく。

図表 9 財政計画（平成 20～24 年度）  
（歳入）

（単位：億円）

区 分	平成 18 年度 決算額	平成 19 年度 決算見込額	平成 20 年度 計画額	平成 21 年度 計画額	平成 22 年度 計画額	平成 23 年度 計画額	平成 24 年度 計画額	合計額 20～24 年度	参考：17～21 年度の計画額
市 税	382	363	363	370	376	382	374	1,865	1,727
国 庫 支 出 金	42	55	46	53	48	44	47	238	182
都 支 出 金	34	33	33	33	31	30	29	156	140
繰 入 金	17	37	31	25	33	18	39	146	89
市 債	10	15	14	30	25	12	20	101	180
そ の 他	105	91	66	63	60	59	60	308	376
計	590	594	553	574	573	545	569	2,814	2,694

（歳出）

（単位：億円）

区 分	平成 18 年度 決算額	平成 19 年度 決算見込額	平成 20 年度 計画額	平成 21 年度 計画額	平成 22 年度 計画額	平成 23 年度 計画額	平成 24 年度 計画額	合計額 20～24 年度	参考：17～21 年度の計画額
人 件 費	113	122	118	114	119	112	116	579	606
扶 助 費	67	72	76	76	77	78	79	386	360
公 債 費	29	29	29	28	27	28	28	140	155
物 件 費	115	128	130	122	123	124	125	624	622
補 助 費 等	53	57	61	57	58	59	60	295	300
繰 出 金	38	41	47	47	48	51	54	247	214
投 資 的 経 費	80	110	82	120	110	82	98	492	405
そ の 他	67	35	10	10	11	11	9	51	32
計	562	594	553	574	573	545	569	2,814	2,694

図表 10 経常及び資本予算

（単位：億円）

区 分	平成 18 年度 決算額	平成 19 年度 決算見込額	平成 20 年度 計画額	平成 21 年度 計画額	平成 22 年度 計画額	平成 23 年度 計画額	平成 24 年度 計画額	合計額 20～24 年度	参考：17～21 年度の計画額
経 常 予 算									
収 入	555	520	494	500	510	507	510	2,521	2,430
支 出	481	485	471	454	462	463	471	2,321	2,329
差 額	74	35	23	46	48	44	39	200	101
資 本 予 算									
投 資 的 経 費	80	110	82	120	110	82	98	492	365
財 源									
一般財源（経常予算差額）	39	35	23	46	48	44	39	200	101
国庫支出金	9	20	10	16	11	8	11	56	18
都支出金	5	3	4	3	1	0	0	8	5
基金繰入金	17	37	31	25	25	18	28	127	89
市 債	10	15	14	30	25	12	20	101	152
計	80	110	82	120	110	82	98	492	365

図表 11 基金と市債等の残高見込み

（単位：億円）

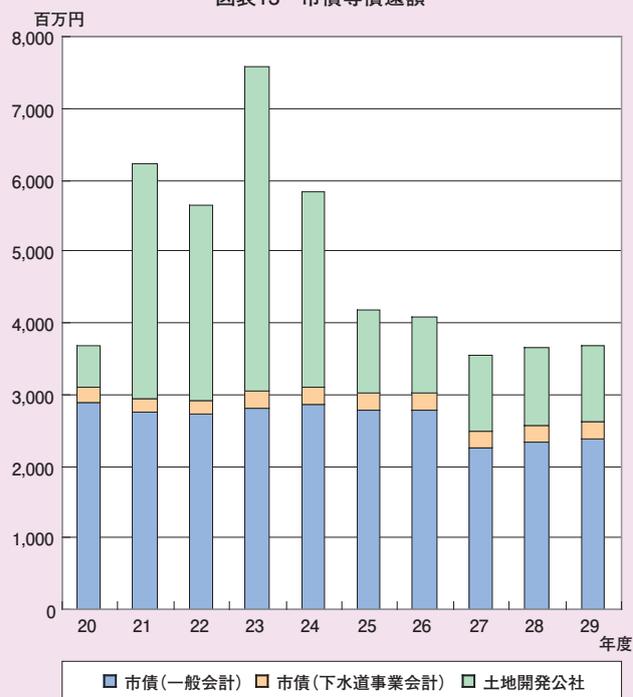
区 分	平成 18 年度 決算額	平成 19 年度 決算見込額	平成 20 年度 計画額	平成 21 年度 計画額	平成 22 年度 計画額	平成 23 年度 計画額	平成 24 年度 計画額
基 金 残 高	287	278	250	227	194	177	139
市債残高（一般会計）	260	251	241	247	249	238	235
市債残高（下水道事業会計）	32	35	36	36	35	35	34
土地開発公社借入金残高	112	93	108	87	88	69	53
借入金合計	404	379	385	370	372	342	322
借入金合計－基金残高	117	101	135	143	178	165	183

図表 12 平成 18 年度及び平成 24 年度の予想バランスシート

(単位：億円)

	平成 18 年度	平成 24 年度	増 減
流動資産	107	116	9
うち財政調整基金	62	43	△ 19
固定資産	2,293	2,608	315
投資その他	253	124	△ 129
うち基金	227	98	△ 129
資 産 合 計	2,653	2,848	195
負債	394	369	△ 25
うち市債	260	235	△ 25
正味財産	2,259	2,479	220
うち国・都支出金	267	342	75
うち積立金	289	141	△ 148
うち資産形成一般財源	1,703	1,996	293
負債・正味財産合計	2,653	2,848	195

図表 13 市債等償還額



図表 14

築 30 年を超える主な市施設一覧

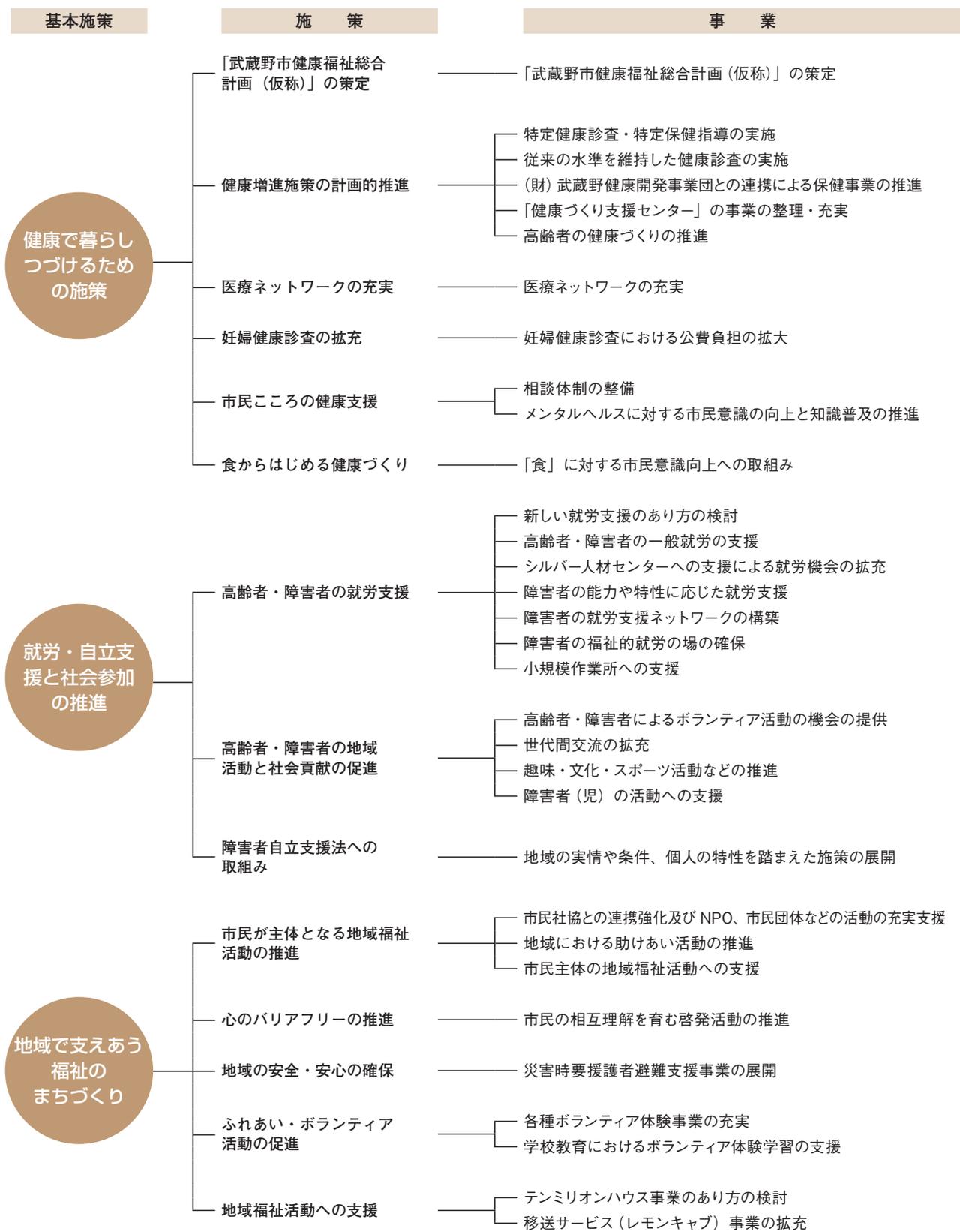
(単位：㎡)

建 築 年	経 過 年 数	施 設 名											総延 床面積			
		学校教育施設				コミュニティ センター	保育園	消防団 詰所	その他の施設							
		校 舎		体育館												
S.36	46年	五小 北校舎	五中 北校舎	五中 南校舎												6,946.44
		2,527.33	2,216.22	2,202.89												
S.37	45年															0.00
S.38	44年	一中 東校舎	一中 西校舎									公会堂				8,366.27
			5,879.65									2,486.62				
S.39	43年				五中 体育館											1,288.30
					1,288.30											
S.40	42年															0.00
S.41	41年															0.00
S.42	40年	二中 西校舎	二中 東校舎									桜堤 調理場				4,685.03
		2,591.10	1,327.28									766.65				
S.43	39年	二小 東校舎	二小西 校舎		二小 体育館	三小 体育館			南 保育園							6,943.65
			5,030.00		776.86	817.66			319.13							
S.44	38年	一小 校舎			一小 体育館	四小 体育館					消防第6 分団					6,049.95
		4,369.20			791.28	771.03					118.44					
S.45	37年	三小 校舎														4,656.42
		4,656.42														
S.46	36年	関前南 小校舎	三中 校舎	六中 西校舎	関前南小 体育館				東 保育園		消防第2 分団					13,757.31
		3,631.47	4,040.81	4,686.26	751.89				573.20		73.68					
S.47	35年	四小 校舎	境南小 東校舎		五小 体育館	六中 体育館	関前コミセ ン分館					関前 住宅				12,077.48
		5,263.55	2,504.62		1,541.07	1,153.10	175.20					1,439.94				
S.48	34年	五小 西校舎	境 幼稚園						境南 保育園			北町 調理場				5,945.50
		2,710.21	1,144.83						805.89			1,284.57				
S.49	33年	三小 北校舎	井の頭 小校舎	五中北校舎 増築棟							消防第 10分団					6,549.83
		551.78	5,444.50	427.35							126.20					
S.50	32年	境南小 西校舎	四中 校舎		境南小 体育館		中央 コミセン		千川 保育園							16,654.03
		5,162.55	8,518.82		789.33		1,353.18		830.15							
S.51	31年						境南 コミセン	西久保 コミセン	北町 保育園			境南小 給食室	北町第2 住宅北棟	くぬぎ 園	三小こども クラブ	8,793.43
							1,632.78	1,433.77	830.87			360.54	1,238.76	3,102.39	194.32	
S.52	30年	桜野小 校舎									消防第1 分団	北町第2 住宅南棟				6,518.90
		5,134.13									146.01	1,238.76				
計				80,020.97		8,680.52		4,594.93	3,359.24	464.33				12,112.55		109,232.54

付 表

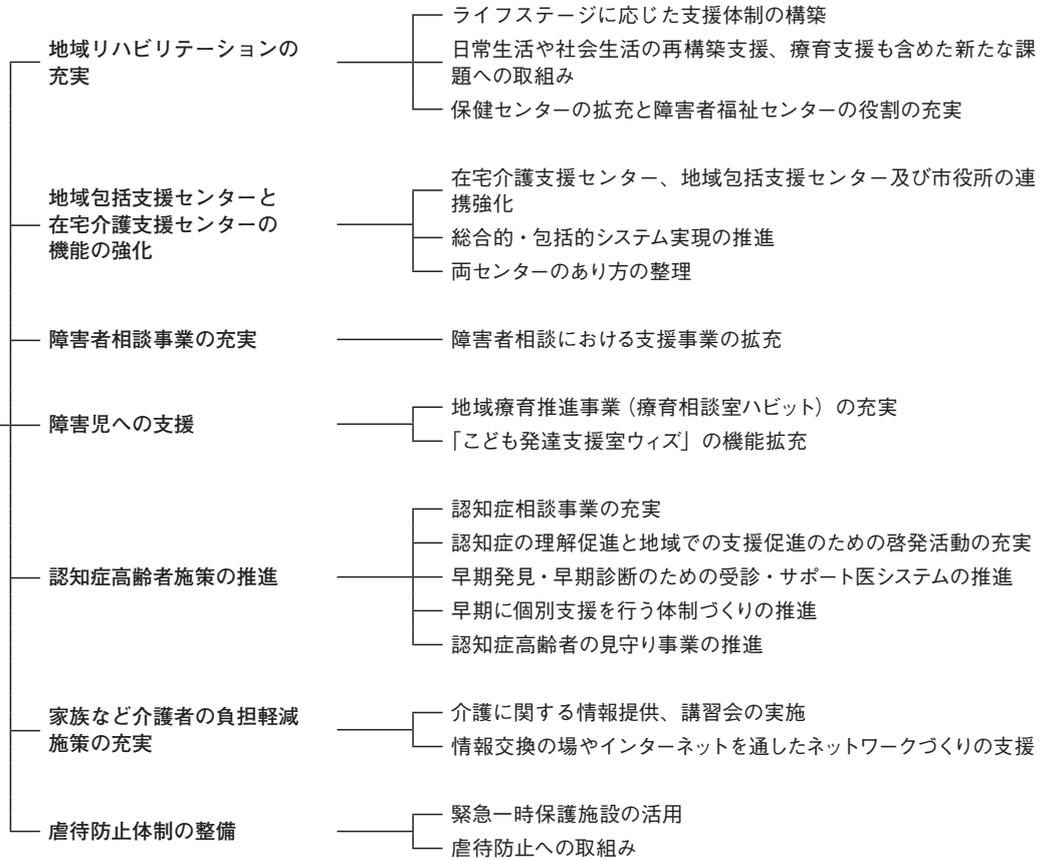
# 〈付表〉施策体系図

## I 健康・福祉

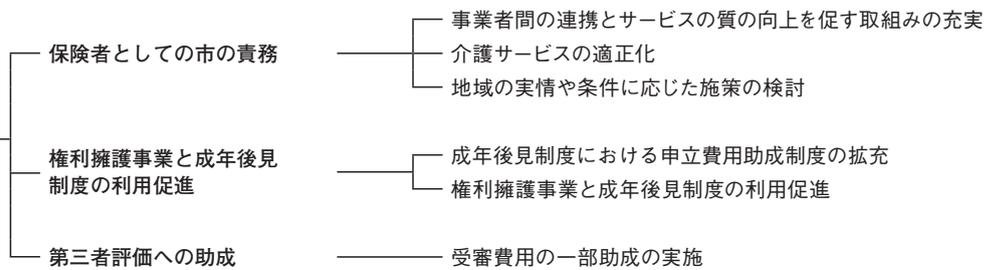


付  
表

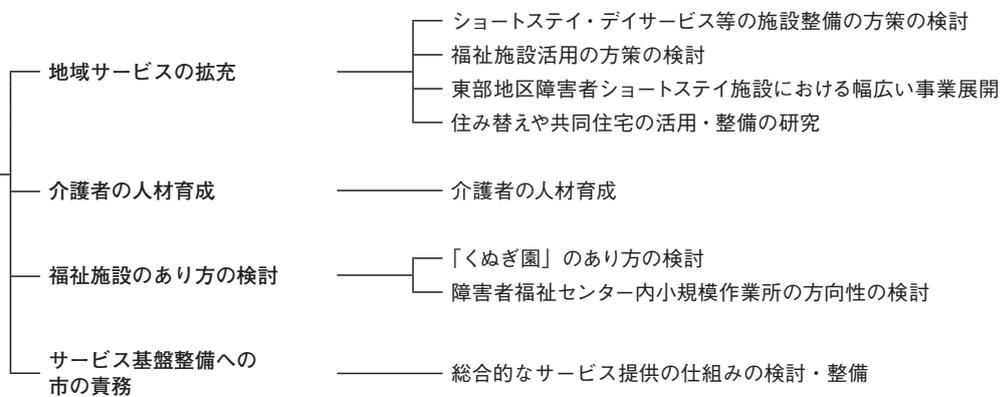
安心して暮らせるまちづくり



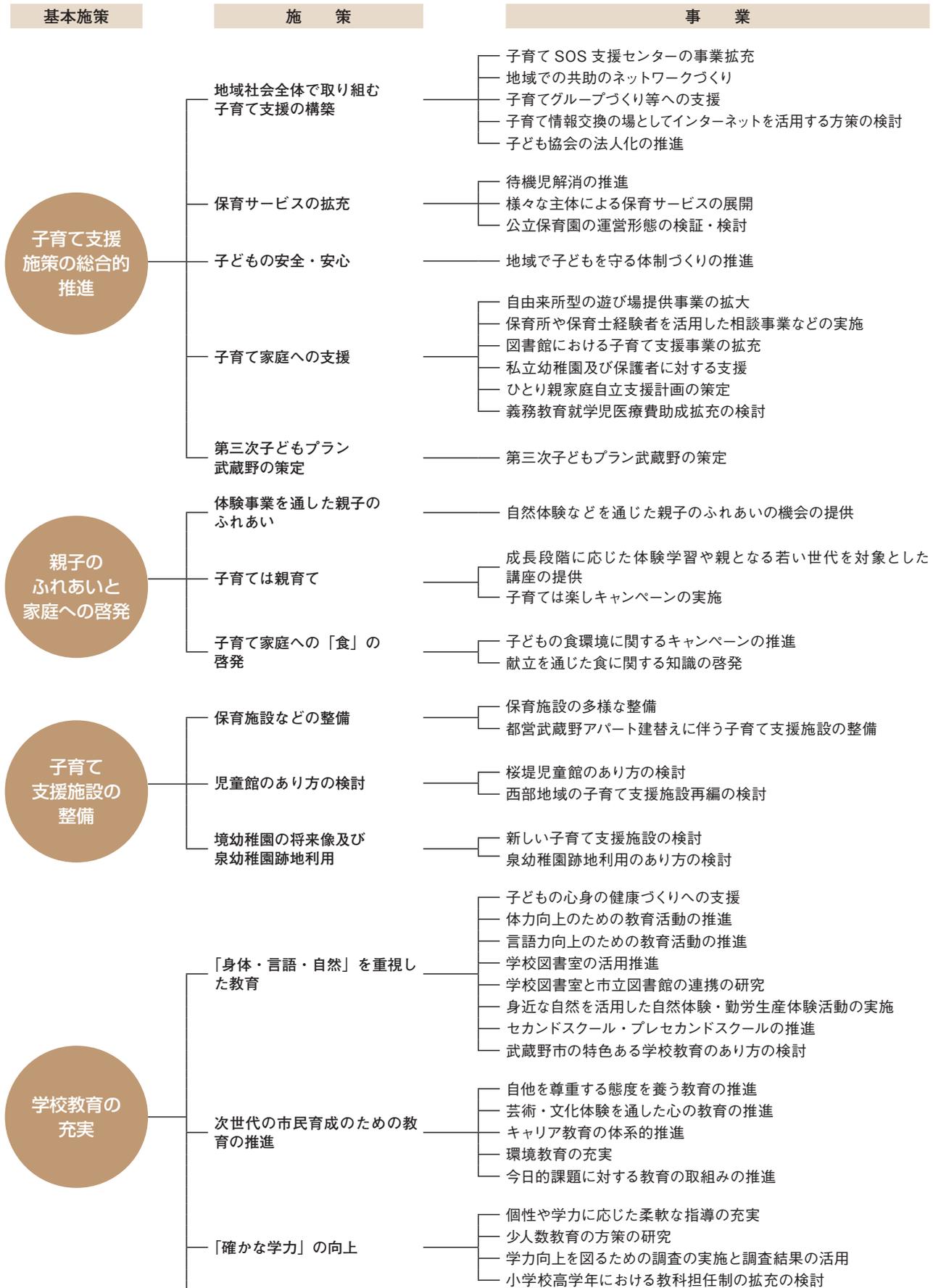
サービスの質の向上と利用者の保護

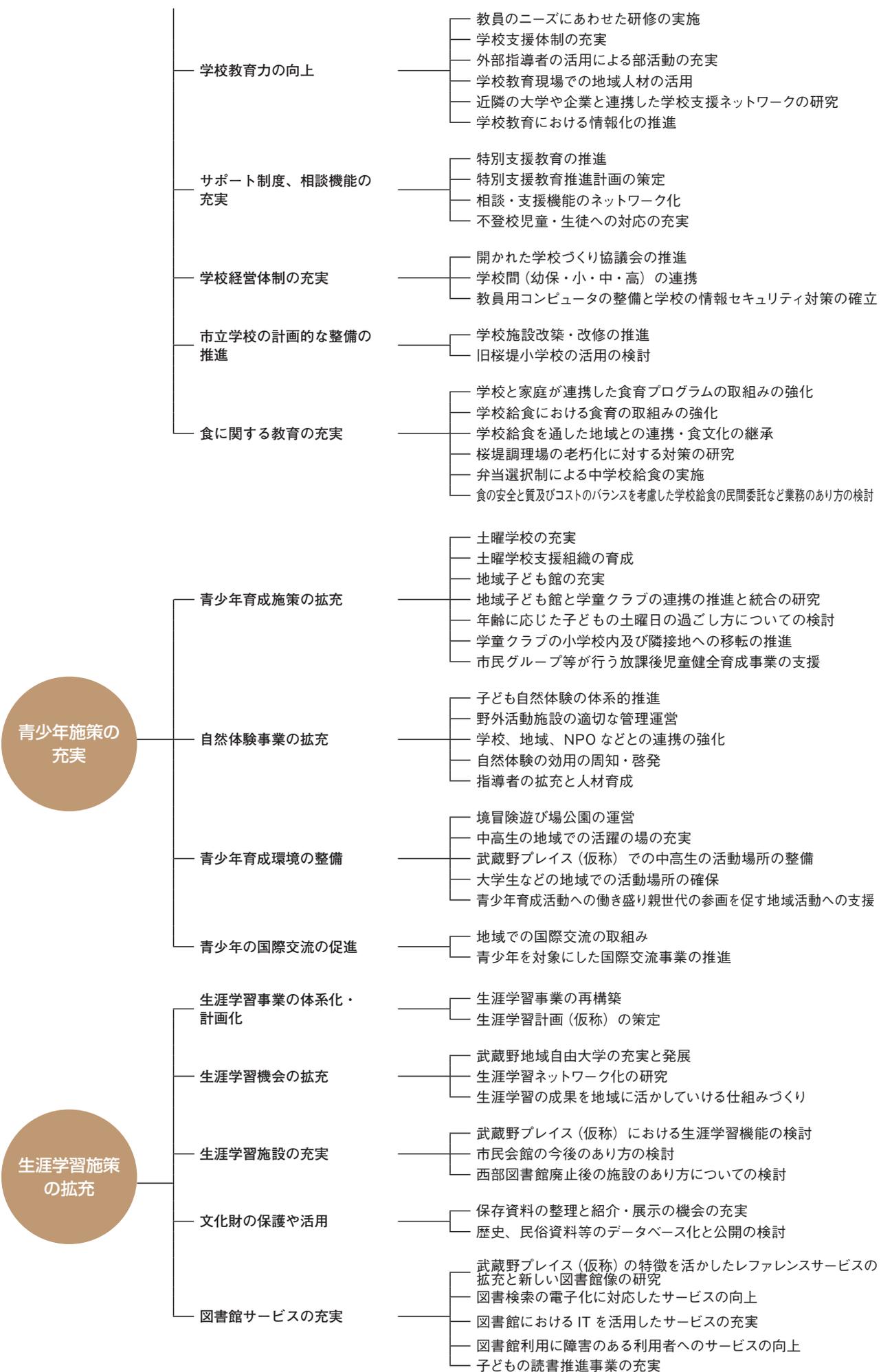


サービス基盤の整備

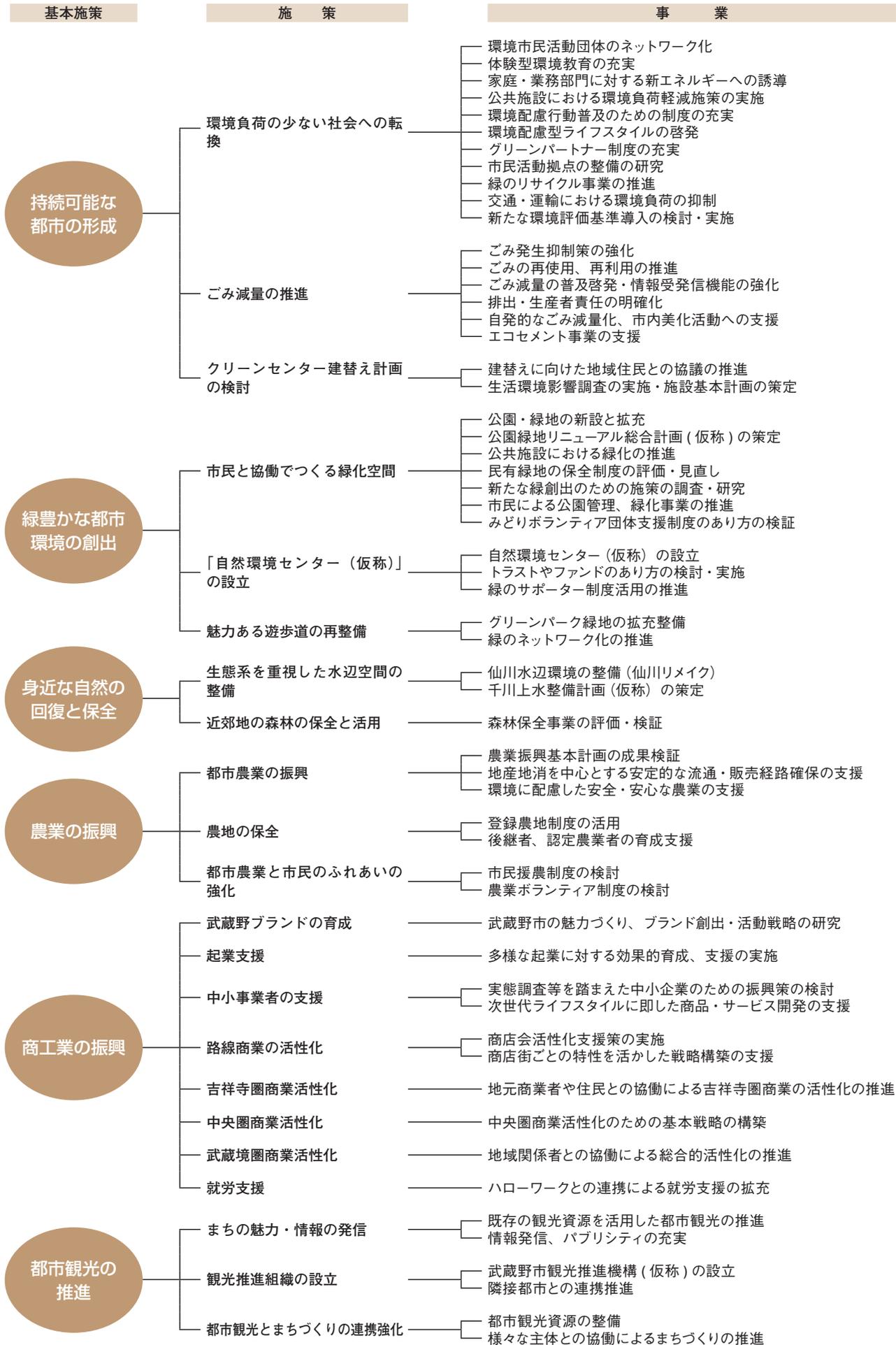


## II 子ども・教育

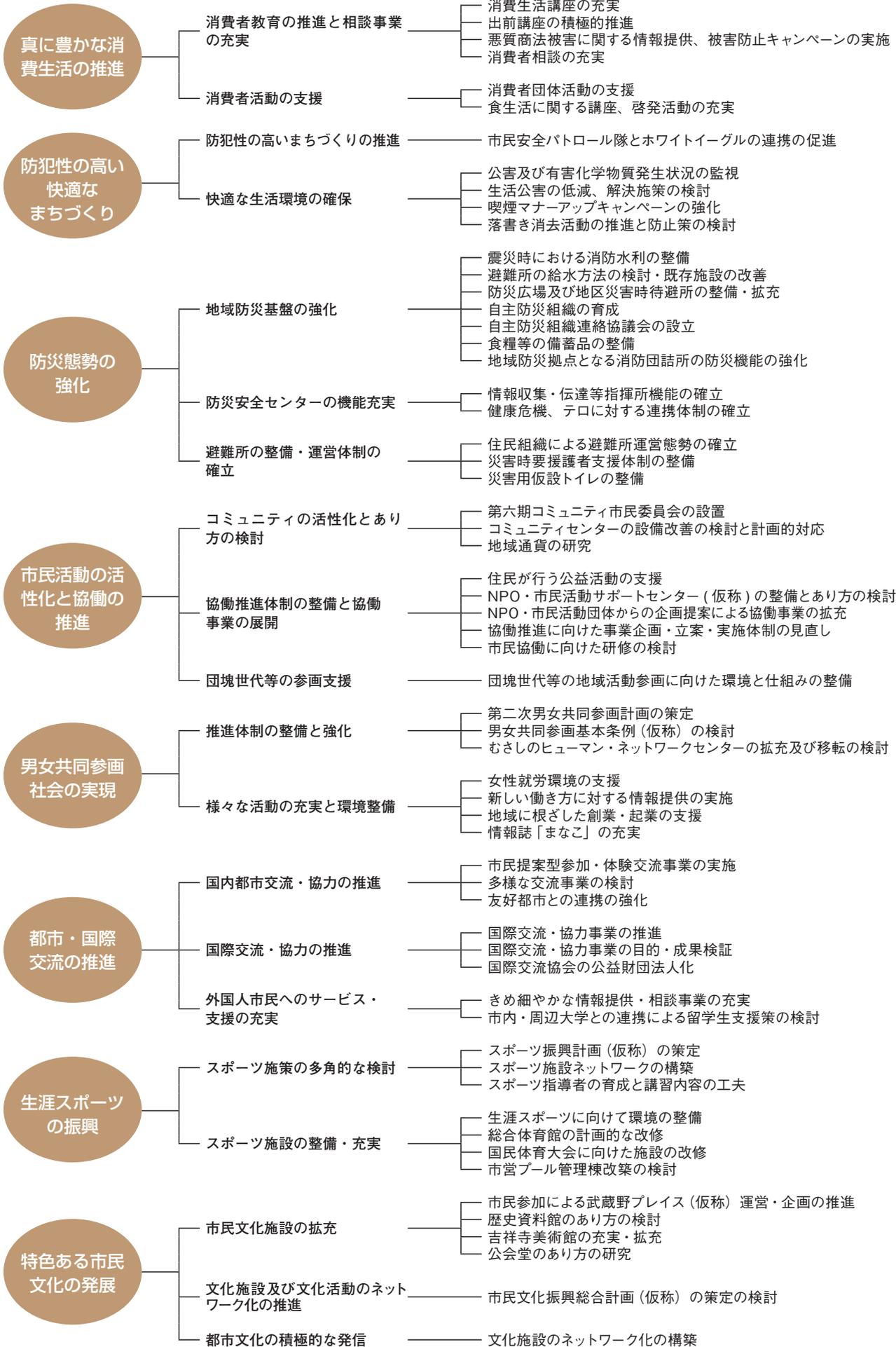




### Ⅲ 緑・環境・市民生活



付  
表

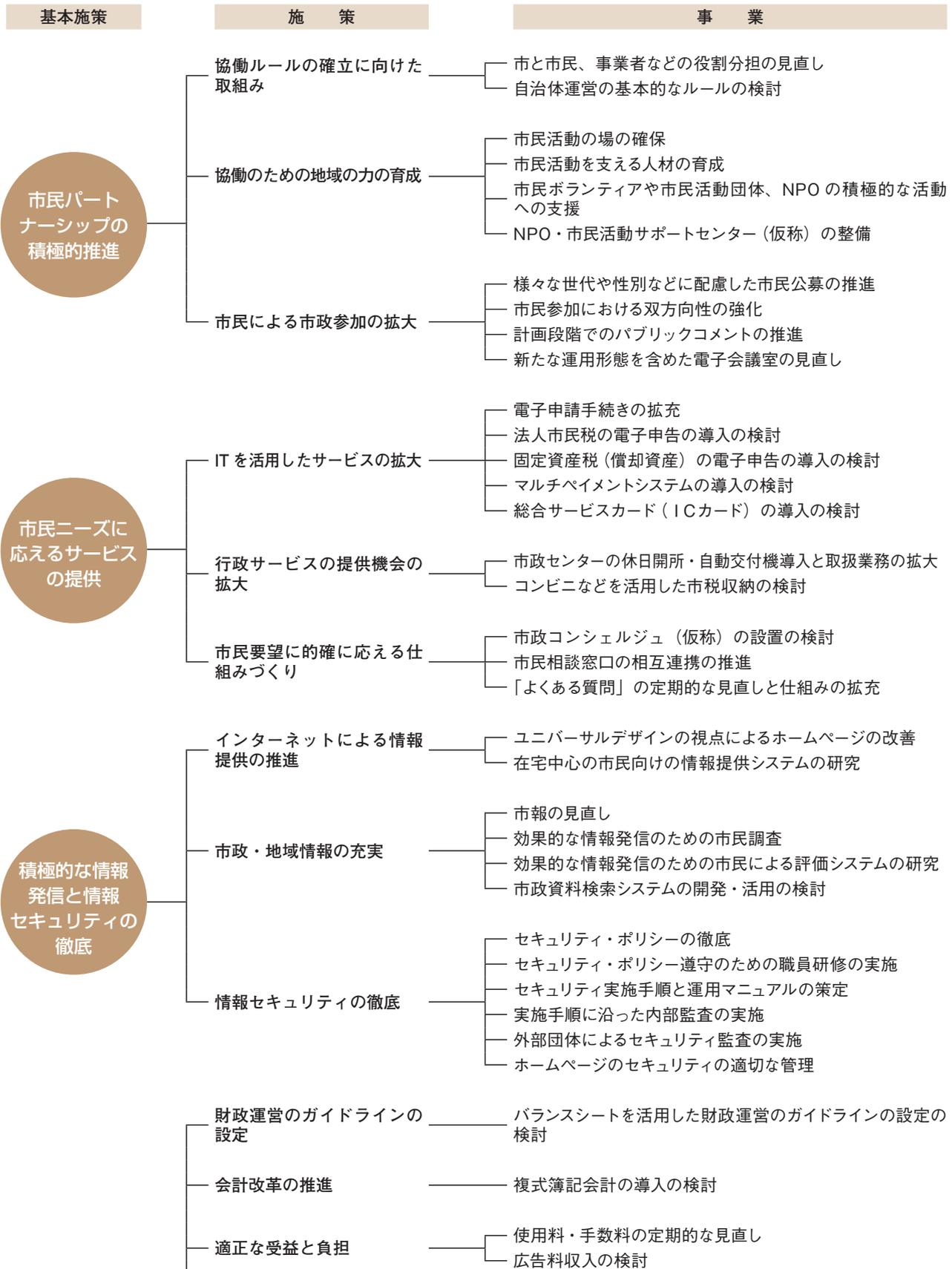


# IV 都市基盤

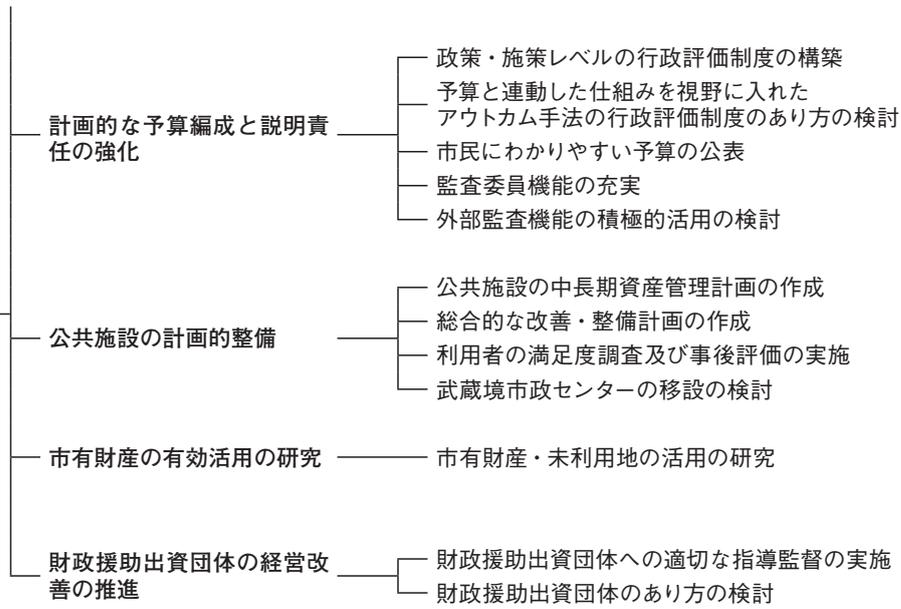




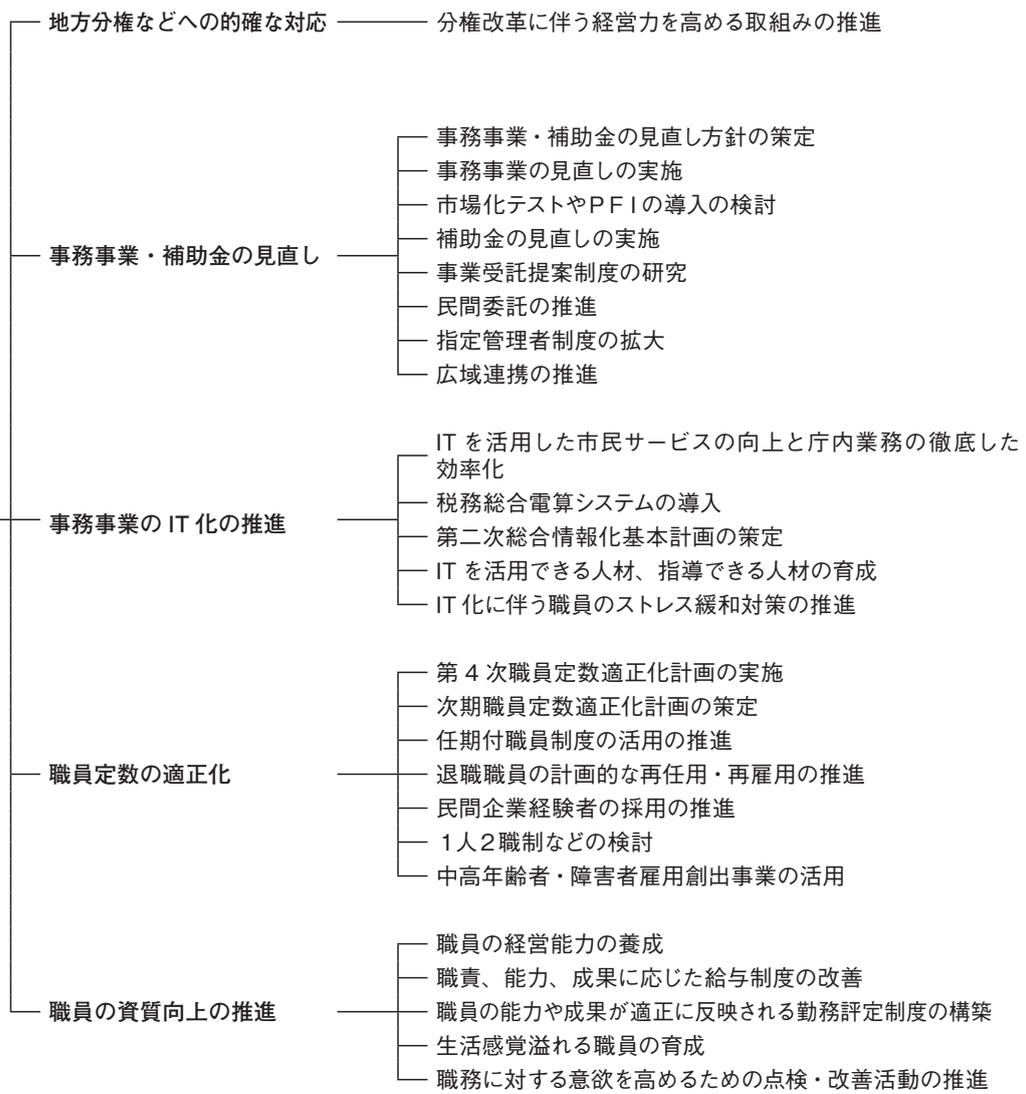
## V 行・財政



健全な  
財政運営の  
維持



時代の変化に  
対応する柔軟  
な行政運営



付  
表

## 〈参考〉「第四期長期計画・調整計画」策定の経過

### 1 第四期長期計画調整計画市民会議

第四期長期計画・調整計画の策定にあたり、市民参加を拡大するため、公募市民を中心とする市民会議を新たに設置した。市内在住・在勤・在学の18歳以上の方(平成18年7月1日現在)97名の公募市民委員が、5つの分野(健康・福祉、子ども・教育、緑・環境・市民生活、都市基盤、行・財政)に分かれ、第四期長期計画に対する評価や課題の抽出を行い、約7か月の期間をかけ、分野ごとに市民会議提言書をまとめ、第四期長期計画調整計画策定委員会に提出した。

#### ■市民会議市民委員応募状況

平成18年7月1日号の市報で市民委員の募集を行い、募集要項を市内公共施設窓口で配布した。応募にあたっては、作文(テーマ「わたしが考える武蔵野市政の課題」)を提出することとし、同年7月31日の締切日までに、募集人員100名に対し、154名の応募があった。

その後、市民会議市民委員選考委員会(委員長:副市長)が応募者の氏名をふせたうえで、作文の採点を行い、募集人員を超えた分野については、得点数の上位の方より20名を選考した。なお、選考の際には、市民委員の年齢、地域構成、男女比を総合的に勘案した。

分 野	募 集 人 員	応 募 数	決 定 人 数
健 康 ・ 福 祉	20	17	17
子 ども ・ 教 育	20	53	20
緑 ・ 環 境 ・ 市 民 生 活	20	33	20
都 市 基 盤	20	24	20
行 ・ 財 政	20	27	20
合 計	100	154	97

#### ■市民会議アドバイザー

市民会議設置要綱の規定により、各分野別市民会議には、その運営、提言書の作成等について学識経験者が、当該分野別市民会議のアドバイザーとして参加した。

(敬称略)

健康・福祉分野	中 島 修	東京国際大学人間社会学部専任講師
子ども・教育分野	宇 佐 見 義 尚	亜細亜大学経済学部助教授
緑・環境・市民生活分野	小 竹 佐 知 子	日本獣医生命科学大学応用生命科学部助教授
都市基盤分野	水 谷 俊 博	武蔵野大学人間関係学部専任講師
行・財政分野	菊 池 威	亜細亜大学経済学部教授

※アドバイザーの肩書きは、市民会議設置当時のもの。

#### ■会議日程

平成18年9月9日に市民会議の市民委員全員による合同説明会を行い、合同説明会終了後、各分野に分かれ、第1回の市民会議を開催した。以降、分野ごとに、会議の日程・基本ルール・傍聴基準等を決め、市民委員の自主運営により会議を進めた。

約7か月の期間で、健康・福祉分野14回、子ども・教育分野15回、緑・環境・市民生活分野18回、都市基盤分野15回、行・財政分野13回の会議を開催し、分野ごとに市民会議提言書を作成した。なお、各分野の市民会議には、庁内推進本部に設置した分野別部会及びワーキングチームが運営のサポートとして参加した。

## 2 第四期長期計画調整計画策定委員会

長期計画や調整計画の策定にあたって本市では、従来、武蔵野方式と呼ばれる市民参加方式により、武蔵野市民である学識経験者と副市長で構成される策定委員会が、市民・市議会・市長・職員の媒介となって策定してきた。今回の策定委員会には、学識経験者、副市長に加え、市民会議に参加した市民委員が参加した。また、今回の策定委員会は原則公開することを基本とし、策定委員会を傍聴された方からの意見を随時受け付けた。

### ■策定委員会委員名簿

策定委員会設置要綱の規定に基づき、学識経験者5名、市民会議から推薦された市民委員5名、副市長1名の11名で策定委員会を設置した。なお、学識経験者の市内在住の要件は撤廃した。

(敬称略)

委員長	田村和寿	桐蔭横浜大学文化政策研究所教授
副委員長	山本泰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
副委員長	酒井陽子	市民会議推薦者(行・財政分野)
	加瀬裕子	早稲田大学人間科学部教授
	栗田充治	亜細亜大学国際関係学部教授
	栗原毅	市民会議推薦者(緑・環境・市民生活分野)
	小原隆治	成蹊大学法学部教授
	前川禮太郎	市民会議推薦者(健康・福祉分野)
	向井一江	市民会議推薦者(子ども・教育分野)
	村井寿夫	市民会議推薦者(都市基盤分野)
	会田恒司	副市長

### ■策定委員会日程

平成19年4月10日に第1回の策定委員会を開催し、調整計画案を市長に提出するまでの約1年間で、16回の策定委員会を開催した。なお、庁内推進本部に設置した分野別部会及びワーキングチームが運営のサポートとして策定委員会に参加した。

期日	策定委員会	内容
平成19年 4月10日(火)	第1回	策定委員会発足(委員委嘱、委員長・副委員長選出、策定委員会の運営について)
4月26日(木)	第2回	調整計画の役割と位置づけについて、施政方針について、市民会議提言書について 傍聴者9名
5月15日(火)	第3回	市民会議提言書について 傍聴者25名
6月5日(火)	第4回	「武蔵野市のまちを描く」について 傍聴者23名
6月15日(金)	第5回	「武蔵野市のまちを描く」について 傍聴者23名
6月22日(金)		市長との意見交換 庁内推進本部ヒアリング(行・財政分野)
6月26日(火)		庁内推進本部ヒアリング(健康・福祉分野、緑・環境・市民生活分野)
6月29日(金)		庁内推進本部ヒアリング(都市基盤分野、子ども・教育分野)
6月		市議会各会派からの文書意見提出
7月3日(火)	第6回	武蔵野市の財政状況について、討議要綱について 傍聴者13名
7月8日(日)		正副委員長会議
7月9日(月)	第7回	討議要綱について 傍聴者15名
7月15日(日)		作業委員会(非公開の策定委員会)(健康・福祉分野について、緑・環境・市民生活分野について)
7月16日(月)	第8回	討議要綱について 傍聴者23名
7月19日(木)		作業委員会(行・財政分野について)

7月20日(金)		作業委員会(都市基盤分野について)
7月24日(火)	第9回	討議要綱について 傍聴者20名
7月29日(日)		作業委員会(討議要綱全体について)
8月2日(木)	第10回	人口推計について、討議要綱について 傍聴者14名
8月4日(土)		作業委員会(討議要綱全体について)
8月10日(金)	第11回	討議要綱について 傍聴者25名
		「武蔵野市第四期長期計画調整計画討議要綱」完成
8月11日(土)		正副委員長会議
8月20日(月)		作業委員会(ヒアリングについて)
8月23日(木)		教育委員会との意見交換
		市議会各会派との意見交換①
8月24日(金)		市議会各会派との意見交換②
8月28日(火)		市議会各会派との意見交換③
9月1日(土)		市報(No.1800)掲載—討議要綱要約
		庁内推進本部との意見交換
9月2日(日)		市民会議との意見交換(会場:市役所802会議室) 参加者52名 傍聴者7名
9月12日(水)		正副委員長会議
9月14日(金)		分野別団体ヒアリング(会場:市役所811会議室) 子ども・教育分野 参加者61名 傍聴者5名
9月17日(月)		分野別団体ヒアリング(会場:市役所802会議室) 健康・福祉分野 参加者32名 緑・環境・市民生活分野 参加者33名 都市基盤分野及び行・財政分野 参加者16名 傍聴者9名
9月26日(水)		市長との意見交換
		策定委員施設見学(健康づくり支援センター、教育支援センター、大野田小学校(あそべえ)、高齢者総合センター、吉祥寺ナーシングホームほか)
9月27日(木)		策定委員施設見学(西部図書館、境幼稚園、旧桜堤小学校、桜堤児童館、農業ふれあい公園ほか)
9月30日(日)まで		市民及び職員から文書意見提出
10月1日(月)		作業委員会(策定基本方針について、工程表について、レイアウトイメージについて)
10月3日(水)		作業委員会(策定基本方針について、施策体系図について、ヒアリング結果について)
10月11日(木)	第12回	経過報告について、策定基本方針について 傍聴者22名
10月18日(木)		作業委員会(策定工程について)
10月24日(水)		分野別策定作業(全分野)
10月29日(月)		分野別策定作業(全分野)
11月6日(火)		分野別策定作業(緑・環境・市民生活分野)
11月7日(水)		分野別策定作業(全分野)
		作業委員会(分野の進捗状況について、分野間調整項目について、策定委員会の議事内容について)
11月12日(月)	第13回	経過報告について、財政の将来見通しについて、市民意識調査について 傍聴者16名
11月16日(金)		分野別策定作業(全分野)
11月22日(木)		分野別策定作業(子ども・教育分野、緑・環境・市民生活分野、都市基盤分野、行・財政分野)
		作業委員会(分野間調整項目について)

11月28日(水)		分野別策定作業(子ども・教育分野、緑・環境・市民生活分野、都市基盤分野、行・財政分野) 作業委員会(市長との意見交換について、分野間調整について)
12月2日(日)		正副委員長会議
12月3日(月)		市長との意見交換
12月9日(日)		正副委員長会議
12月10日(月)		作業委員会(全体・分野間調整について、策定委員会の議事内容について)
12月12日(水)	第14回	経過報告について、調整計画の重点課題について、調整計画案のスタイルについて 傍聴者11名
12月13日(木)		作業委員会(全体・分野間調整について、調整計画原案(たたき台)について)
12月17日(月)		庁内推進本部との意見交換
12月21日(金)		作業委員会(財政計画について、調整計画原案について)
12月24日(月)		正副委員長会議
12月25日(火)		作業委員会(行・財政分野について)
12月26日(水)		作業委員会(都市基盤分野について)
12月27日(木)		作業委員会(緑・環境・市民生活分野について)
12月28日(金)		作業委員会(子ども・教育分野について)
12月29日(土)		作業委員会(健康・福祉分野について)
12月30日(日)		正副委員長会議
平成20年 1月4日(金)		作業委員会(調整計画原案について)
1月6日(日)		正副委員長会議
1月8日(火)	第15回	経過報告について、調整計画原案について 傍聴者17名 「武蔵野市第四期長期計画調整計画原案」完成
1月13日(日)		作業委員会(全員協議会について、ヒアリングについて)
1月17日(木)		市議会全員協議会①
1月20日(日)		市議会全員協議会②
1月23日(水)		市報(No.1811)掲載—調整計画原案要約 市長との意見交換
1月25日(金)		地区別市民ヒアリング/東部地区(会場:商工会館市民会議室)参加者22名 教育委員会との意見交換
1月29日(火)		市民会議との意見交換(会場:市役所802会議室) 参加者45名 傍聴者7名
1月30日(水)		地区別市民ヒアリング/中部地区(会場:市役所811会議室)参加者17名
1月31日(木)		地区別市民ヒアリング/西部地区(会場:スイングスカイルーム)参加者16名
2月5日(火)		作業委員会(意見交換について、調整計画案の策定について)
2月10日(日)		作業委員会(子ども・教育分野、緑・環境・市民生活分野、都市基盤分野)
2月11日(月)		作業委員会(健康・福祉分野、行・財政分野)
2月13日(水)		作業委員会(全体調整について)
2月15日(金)		作業委員会(全体調整について)
2月20日(水)まで		市民及び職員から文書意見提出
2月22日(金)		作業委員会(全体調整について)
2月25日(月)	第16回	調整計画案について 傍聴者17名 「武蔵野市第四期長期計画調整計画案」完成
2月27日(水)		調整計画案を市長に提出
3月		武蔵野市第四期長期計画・調整計画完成

### 3 第四期長期計画調整計画庁内推進本部

庁内推進本部（本部長：市長、副本部長：副市長及び教育長、本部員及び部会員：部・課長）を設置し、第四期長期計画調整計画の策定方法や市民会議のあり方等について議論を行った。市民会議設置後は、分野別部会がそれぞれの分野別市民会議の運営補佐にあたり、会議場所の確保や会議資料の作成等、市民会議の運営をサポートした。なお、若手職員を中心とした分野別部会ワーキングチームを設置し、市民会議の運営をサポートするほか、市政を読み解く際に必要となる統計データを図や表でまとめた「武蔵野市基礎データ集」の作成に取り組んだ。

庁内推進本部は策定委員会設置後も、会議資料の作成、討議要綱・調整計画案の作成補佐等、会議の運営をサポートした。若手職員を中心とした策定委員会ワーキングチームを設置し、策定委員会の運営をサポートするほか、行政用語や市独自の事業等、説明が必要と思われる用語をまとめた「武蔵野市基礎用語集」や人口、土地利用、産業、財政を切り口に武蔵野市の現状と将来を分析した「武蔵野市のまちを描く」の作成に取り組んだ。

#### ■会議日程

期 日	会議名	内 容
平成 18 年 5 月 31 日 (水)	第 1 回庁内推進本部会議	第四期長期計画調整計画策定方法・スケジュールについて、庁内推進本部について、市民会議委員の募集と選考について、市民会議の運営について 等
6 月 12 日 (月)	第 2 回庁内推進本部会議	庁内推進本部について、市民会議の設置について、市民会議の委員の募集について、分野別市民会議学識経験者の推薦について 等
6 月 26 日 (月)	第 3 回庁内推進本部会議	ワーキングチームについて、分野別市民会議学識経験者及びファシリテーターの推薦について、市民会議の市民委員の募集及び選考について 等
8 月 3 日 (木)	第 1 回ワーキングチーム会議	第四期長期計画調整計画策定の流れについて、ワーキングチームの役割について、資料作成（基礎データ集）について
8 月 30 日 (水)	第 4 回庁内推進本部会議	第 1 回第四期長期計画調整計画市民会議の開催について
8 月 31 日 (木)	第 2 回ワーキングチーム会議	第 1 回第四期長期計画調整計画市民会議の開催について
9 月 19 日 (火)	第 5 回庁内推進本部会議	第四期長期計画調整計画市民会議について
平成 19 年 3 月 26 日 (月)	第 6 回庁内推進本部会議	第四期長期計画調整計画市民会議について、第四期長期計画調整計画策定委員会について
4 月 4 日 (水)	第 7 回庁内推進本部会議	第四期長期計画調整計画策定委員会について
4 月 10 日 (火)		庁内推進本部長（市長）講話
4 月 12 日 (木)		
5 月 9 日 (水)		
5 月 10 日 (木)	第 8 回庁内推進本部会議	庁内推進本部長ヒアリング
5 月 14 日 (月)		
7 月 30 日 (月)	第 9 回庁内推進本部会議	討議要綱について
10 月 3 日 (水)	第 10 回庁内推進本部会議	第四期長期計画調整計画の策定について
平成 20 年 3 月 10 日 (月)	第 11 回庁内推進本部会議	第四期長期計画・調整計画について

#### 第四期長期計画・調整計画と関連する主な計画等

計画等の名称	担当課	計画等策定年月
武蔵野市都市マスタープラン	まちづくり推進課(計画課)	平成12年 6月
武蔵野市第二次住宅マスタープラン 2001～2010	住宅対策課(住宅対策室)	平成13年 8月
武蔵野市交通バリアフリー基本構想	まちづくり推進課	平成15年 3月
武蔵野市一般廃棄物処理基本計画調整計画	ごみ総合対策課	平成15年 8月
武蔵野市公立保育園改革計画	保育課	平成16年 2月
第2次武蔵野市市民交通計画	交通対策課	平成16年 3月
武蔵野市男女共同参画計画	市民協働推進課(市民活動センター)	平成16年 4月
武蔵野市健康推進計画	保健推進課	平成16年 4月
第二次子どもプラン武蔵野	子ども家庭課	平成17年 3月
武蔵野市自転車等総合計画	交通対策課	平成17年 4月
武蔵野市総合情報化基本計画	情報管理課	平成17年 5月
第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針(平成17～21年度)	企画調整課	平成17年 11月
武蔵野市福祉総合計画	福祉保健部	平成18年 3月
武蔵野市環境基本計画	環境政策課	平成18年 4月
武蔵野市行財政集中改革プラン	企画調整課	平成18年 5月
武蔵野市農業振興基本計画	生活経済課	平成18年 11月
武蔵野市NPO活動促進基本計画	市民協働推進課	平成19年 3月
武蔵野市国民保護計画	安全対策課	平成19年 3月
吉祥寺ランドデザイン	吉祥寺まちづくり事務所	平成19年 3月
第8次武蔵野市交通安全計画	交通対策課	平成19年 3月
第2次武蔵野市市民交通計画(平成19・20年度版)	交通対策課	平成19年 3月
武蔵野市総合情報化基本計画調整計画	情報管理課	平成19年 4月
武蔵野市観光推進計画	生活経済課	平成19年 8月
武蔵野市の年次財務報告書 平成18年度版	財政課	平成19年 9月

#### 第四期長期計画・調整計画の参考とした主な委員会報告書等

報告書等の名称	担当課	報告書等策定年月
武蔵野市立境幼稚園及び境保育園のあり方検討委員会	教育企画課	平成15年 5月
プレイパーク研究会報告書	緑化環境センター	平成16年 3月
武蔵野市学校教育のあり方検討委員会報告書	教育企画課	平成16年 3月
武蔵野市防災センター(仮称)基本構想	管財課	平成16年 4月
団塊力 テーマ別市民会議「団塊の世代の主張」報告書	生活福祉課	平成16年 5月
武蔵野市地域の力を活かしたまちづくり委員会報告書	まちづくり推進課	平成16年 5月
武蔵野市国際交流施策検討懇談会報告書	交流事業課	平成16年 7月
武蔵野市行財政改革検討委員会報告書	企画調整課(総務課)	平成17年 1月
武蔵野市歴史資料館(仮称)検討有識者会議からの提言	企画調整課	平成17年 3月
農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書	企画調整課	平成17年 3月
武蔵野市シニア活力アップ推進協議会報告書	保健推進課	平成17年 3月
第4期緑化・環境市民委員会提言書	緑化環境センター	平成17年 3月
武蔵野市防災・安全センター(仮称)基本設計報告書	管財課	平成17年 4月
二俣尾自然体験施設(仮称)検討委員会報告書	緑化環境センター	平成17年 6月
(仮称)武蔵野プレイス基本設計概要版	企画調整課	平成17年 10月
路線商業活性化懇談会提言書	生活経済課	平成18年 3月
武蔵野市浸水対策プロジェクト委員会報告書	下水道課	平成18年 6月
武蔵野市グリーンマスター制度検討委員会報告書	緑化環境センター	平成18年 9月
武蔵野市まちづくり活動推進委員会提案書	まちづくり推進課	平成18年 10月
三鷹駅北口地区開発計画調査検討委員会報告書	まちづくり推進課	平成18年 12月
武蔵野プレイス(仮称)専門家会議最終報告書	企画調整課	平成19年 3月
武蔵野市中学校給食検討委員会報告書	給食課	平成19年 3月
吉祥寺共同集配システム検討委員会提言	吉祥寺まちづくり事務所	平成19年 4月
自転車安全利用促進検討委員会報告書	交通対策課	平成19年 4月
武蔵野市まちづくり条例(仮称)検討委員会提言書	まちづくり推進課	平成19年 10月
武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会報告書	企画調整課	平成19年 11月

※担当課欄には現在の機構での担当課名を記載し、策定・報告時の担当課名が異なる場合は( )内に記載した。

■市民団体ヒアリング招請団体（順不同）

健康・福祉

●西和会 ●和光会 ●さかい一寿会 ●みどり会 ●武蔵野福寿会 ●境南富士見会 ●銀友会 ●西久保愛光会 ●和泉会 ●五日市通り櫛会 ●井の頭お茶の水会 ●北祥会 ●吉祥寺本町シルバー会 ●境南みつわクラブ ●けやき会 ●光和会シルバークラブ ●さくら会 ●さつき会 ●新生会クラブ ●千歳会 ●中央シルバークラブ ●中町寿会 ●本田北クラブ ●緑町愛光会 ●武蔵野喜楽会 ●武蔵野市桜寿会 ●武蔵野市の医療と福祉をすすめる会 ●むさしの祥南クラブ ●武蔵野長寿会 ●ムサシノ長生会 ●武蔵野長楽会 ●むらさき育成会 ●千川地域福祉活動推進協議会 ●吉祥寺南町地域福祉活動推進協議会 ●ゆう3（テンミリオンハウス花時計） ●日本アビリティーズ協会 ●ワーカーズコープ（テンミリオンハウスきんもくせい） ●介護保険むさしの市民の会 ●グループ萩の会（テンミリオンハウス川路さんち） ●グループ萌黄（テンミリオンハウスそ〜らの家） ●関前地域福祉活動推進協議会 ●特定非営利活動法人ゆうあいセンター ●パーソナルケア・吉祥寺（テンミリオンハウス関三倶楽部） ●武蔵野市民生児童委員協議会 ●山彦の会 ●（社）武蔵野市シルバー人材センター ●（社福）親の家 ●（社福）とらいふ ●（社福）プラットホーム ●（社福）武蔵野 特別養護老人ホームゆとりえ ●アトリエ銀木屋 ●いずみ作業所 ●いるか ●ウノドス ●大野田地域福祉活動推進協議会 ●北多摩東地区保護司会武蔵野分区 ●吉祥寺東部地域福祉活動推進協議会 ●吉祥寺西地域福祉活動推進協議会 ●御殿山地域福祉活動推進協議会 ●境地域福祉活動推進協議会 ●境南地域福祉活動推進協議会 ●桜野地域福祉活動推進協議会 ●（社福）武蔵野千川福祉会 ●（社）武蔵野市医師会 ●（社）武蔵野市歯科医師会 ●（社福）武蔵野 ●中央地域福祉活動推進協議会 ●特定非営利活動法人ミュー（MEW） ●西久保地域福祉活動推進協議会 ●ひまわり作業所 ●ボランティアセンター武蔵野 ●武蔵野市身体障害者協会 ●武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会 ●武蔵野市赤十字奉仕団 ●武蔵野市薬剤師会 ●四小地区地域福祉活動推進協議会

子ども・教育

●青空子ども会 ●かもしか子ども会 ●コスモスライン花 ●子どもおとなも楽しむ生活プロジェクト ●むさしのおはなし語ろう会 ●武蔵野交通少年団 ●武蔵野プレイパーク自然遊びの会 ●境南ブレイブス ●空手道こどもクラブ ●高齢者の音楽を考える会 ●武蔵野市民交響楽団 ●境場所の会 ●トリム体操の会 ●二小ジャガース ●武蔵境大江戸舞祭実行委員会 ●武蔵野市ちびっこレスリングクラブ ●東京都青少年の環境を守る会 ●武蔵野支部 ●武蔵野史談会 ●クッキングメイトむさしの ●第五中PTA ●武蔵野青少年柔道会 ●武蔵野よい映画をみる会 ●（財）ラボ国際交流センター ●保育サービスひまわりママ ●愛子供会 ●紀風会 ●吉祥寺南町わんぱく相撲委員会 ●銀蹊合同会 ●白藤会 ●第一小学校学校施設開放運営委員会 ●第三小学校学校施設開放運営委員会 ●ファイヤースターズ ●むさしの学遊ゼミ ●むさしの歴史散歩の会 ●花工房押し花絵 ●境ミニテニスサークル ●武蔵野憲法ゼミナール ●武蔵野市社会教育を考える会 ●インターナショナルフローラルデザイナーズ協会 ●青色友の会 ●アトリエ虹 ●ありんこ保育園 ●ウエストフォークダンスサークル ●エルダリー7期会 ●エルダリー8期会 ●北町パドルテニス「さわやかクラブ」 ●ぐるーぷハーモニー ●さかいの子育て支援を考える会 ●ジモッピーN（ネット）—市民会館と地域をつなぐ会— ●関前福祉の会 ●ダンス研究会 ●トータム ●なが月会 ●初美会 ●なでしこ会 ●バラの会 ●ひまわり会 ●フライディ ●ふれあいくらぶ ●ボーイスカウト東京連盟武蔵野第3団 ●ボーイスカウト東京連盟武蔵野第4団 ●みなの会 ●むさしのFM市民の会 ●武蔵野一小サッカークラブ ●武蔵野市スキースポーツ少年団 ●武蔵野市立図書館朗読奉仕の会 ●武蔵野消防少年団 ●むさしのソーシャルダンスの会 ●むさしのフォーラム21 ●むさしの浣塾 ●無二の会 ●武蔵野市保育問題協議会 ●ライラックの会 ●科の木会 ●関前サッカークラブ（子ども） ●居合道武蔵野剣修会 ●銀青会 ●銀蹊15期会 ●銀蹊九期会 ●銀蹊八期会 ●桜野クラブ ●写真集団むさしの ●新生会テニスサークル ●新生会フォークダンスサークル（ひばり会） ●椎の実会 ●武蔵野ターゲットバードゴルフクラブ連合会 ●武蔵野マジシャンズクラブ ●武蔵野商業活性化研究会 ●武蔵野市老壮連合会 ●北町5丁目親交会 ●朗読秋桜の会 ●老壮二十九期会 ●あそぼう会 ●スバル子ども会 ●千川子ども会 ●伝統芸能むさしの我夢之会 ●@iQ会（アイキュー） ●21世紀会 ●59楽会 ●61会 ●A.J.Tバレーサークル ●CLOVER ●E.J.DANCE SOCIETY ●F.C.アリーテ ●F.C.グランデポルタ ●F.C.パパス ●F.C.リミテ ●FCグラシアス ●High mat ●HIPPO ●MAX ●MICKY ●KEYAKI JOYFUL VOICES ●MM卓球サークル ●NBD吹奏楽団 ●OAK ●ONCE PINCIANO ●R.M.C（リフレッシュ武蔵野サークル） ●R・マスターズ ●RIKIOH ●SONIC バレーボール同好会 ●THE MENS ●UF3インディアカ同好会 ●アンビオ MOTTO ●アトリエ・コスモ ●アトリエオアシス ●アトリエ独歩の森 ●アトリエ絵葉 ●アトリエ 權 ●アナコンダ ●あひるの会 ●アプリコット ●あやめの会 ●あゆみ ●アンサンブル・リヴィエール ●市川カラオケ教室 ●一中OB卓球サークル ●いちょうなみ木子ども会 ●一万米水泳クラブ ●一

小剣友会 ●いつみ会 ●井之頭小学校学校施設開放運営委員会 ●井之頭サッカーサークル ●井之頭小PTA ●井之頭ユニホッククラブ ●ウイング ●英語とスペイン語子どもの会 ●絵手紙あゆみ ●エルダリー11期会 ●エルダリー4期会 ●エルダリー五期会 ●エルダリー6期会 ●エルダリー9期会 ●オアシスの会 ●大野田小PTA ●大野田サッカークラブ ●大野田小学校学校施設開放運営委員会 ●オール武蔵野クラブ ●おはなしメルヘン ●親子で遊ぶワークショップ ひよこの日 ●ガールスカウト東京第110団 ●ガールスカウト東京第18団 ●風の子保育室 ●かっぱの家保育所 ●かとれあ会 ●カメラたむさしの ●ガレリアこども会 ●還暦野球むさしのシルバース ●吉祥寺剣道会 ●吉祥寺文庫 ●吉祥寺ミニバスケットクラブブルーサンダー ●境南剣道クラブ ●境南サッカークラブ ●境南小PTA ●境南小学校学校施設開放運営委員会 ●金管5重奏アンサンブル会 ●銀蹊18期会 ●銀蹊19期会 ●銀蹊20期会 ●銀蹊21期会 ●グループファイナート ●クール・ホワイエ ●健康ヨーガ ●コール・コスモ ●コール・ツァルト ●コール・メイ ●コールエコー ●梧桐スポーツ少年団 ●ごくらくとんぼ父母会 ●五小さわやかクラブ ●五小ミニバスケットクラブ ●子どもの参画をすすめる会 ●コミュニティテニスクラブ ●古文書の会 ●コンコン野球クラブ ●混声合唱団コールクライス ●サークルジャム ●サークルジャンプ、モモの会 ●サークルつぼみ ●さえずり会 ●さかい歌謡クラブ ●桜野小PTA ●桜野小学校学校施設開放運営委員会 ●桜野シンガーズ ●桜野トリムの会 ●サンクラブ ●三小イヤリングス ●自由大学銀蹊会 ●社交ダンスかきつばた ●じゅるびあん ●しょうとてんぱー ●少年インディアンズ ●少年ゲッツ ●少年タイガース ●少年野球団ユニバース ●自力整体 ●新世紀会 ●すずめのおうち ●スタジオYOU ●ステップ武蔵野 ●スピラドル ●スミレダンスサークル ●すみれ保育室 ●青少年問題協議会 井之頭地区委員会 ●青少年問題協議会 大野田地区委員会 ●青少年問題協議会 境南地区委員会 ●青少年問題協議会 桜野地区委員会 ●青少年問題協議会 関前南地区委員会 ●青少年問題協議会 千川地区委員会 ●青少年問題協議会 第一地区委員会 ●青少年問題協議会 第五地区委員会 ●青少年問題協議会 第三地区委員会 ●青少年問題協議会 第二地区委員会 ●青少年問題協議会 第四地区委員会 ●青少年問題協議会 本宿地区委員会 ●精神病院問題を考える市民運動の会 ●精華保育園 ●関前歌謡クラブ ●関前南小学校学校施設開放運営委員会 ●関前南小PTA ●千川小学校学校施設開放運営委員会 ●千川サッカークラブ ●千川小PTA ●千川少年ベアース ●セントラルボーイズ ●ダムジョワイユーズ ●第四小PTA ●第四小学校学校施設開放運営委員会 ●第四中PTA ●第四中学校学校施設開放運営委員会 ●第五小PTA ●第五小学校学校施設開放運営委員会 ●第一小PTA ●第一中PTA ●太鼓サークルSOH ●第三小PTA ●第三中PTA ●第二小PTA ●第二小学校学校施設開放運営委員会 ●第二中PTA ●第二中学校学校施設開放運営委員会 ●第六中PTA ●ダックス ●武二中バスケットOB会 ●ダンシングハート武蔵野 ●ダンス青友会 ●地域子ども館一小あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館井之頭あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館大野田あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館五小あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館境南あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館三小あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館千川あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館関前南あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館二小あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館本宿あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館四小あそべえ企画運営会議 ●地域子ども館桜野あそべえ企画運営会議 ●チームあわもり ●中央通り西祥会 ●中国気功太極拳同好会 ●つぼみの会 ●手編み同好会 ●ティアックバドミントン部 ●デジタルアート武蔵野 ●東京YWCA武蔵野センター ●東京吉祥寺ブライトジャズオーケストラ ●特定非営利活動法人 武蔵野多摩環境カウンセラー協議会 ●都市型水害研究会 ●ドルフィン ●どんぐりの森 ●西久保保育園 ●二小子どもクラブ父母会 ●二千年会 ●日曜の会 ●日本永年楊式太極拳研究会 ●ぱ・あ・ぱ ●俳句同好会花みずきの会 ●パッチワークWATAの会 ●ハッパの会 ●はっぱやま ●バトミントンチーム Picoled ●華の会 ●ハナミズキ料理勉強会 ●非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会 ●ひばりの会 ●ひまわり組 ●ひめしゃら ●プア・カ・レファ ●ファイターズ ●フィオーレ武蔵野FC ●藤っ娘クラブ ●ふじの実保育園 ●フラワーフォークダンス同好会 ●ふるさと武蔵野西久保を考える会 ●ボーイスカウト東京連盟武蔵野第1団 ●ボーイスカウト東京連盟武蔵野第2団 ●ホームヨーガむさしの会 ●ポヌール ●ポピンズナーサリー武蔵野 ●ボランティア きもの藍の会 ●ホワイトベアークラブ ●本宿シルバースワローズ ●本宿サッカークラブ ●本宿小PTA ●本宿小学校学校施設開放運営委員会 ●本宿わんぱく相撲委員会 ●みずき会 ●ミディ.F ●みどり会(支部) ●南町料理の会 ●みやび ●武蔵野エースハンターズ ●むさしのF.C. ソレイユ ●武蔵野MBC ●武蔵野ウイングスサッカークラブ ●武蔵野雨情会 ●武蔵野警察署 少年柔剣道会 ●武蔵野けんだまクラブ ●むさしの好朋友会 ●武蔵野ゴー・ゴー会 ●むさしの琴の会 ●むさしのこどもじゅけんクラブ ●武蔵野失語症友の会ちようちよの会 ●武蔵野室内合奏団 ●武蔵野シニアアンサンブル ●武蔵野市発達障害児・者 スポーツクラブジャンプ ●武蔵野市武術太極拳連盟 ●武蔵野市文庫連絡会(読書会ふみくら) ●武蔵野写真教室 ●むさし野ジュニア合唱団「風」 ●武蔵野私立幼稚園連合会 ●武蔵野スキークラブ ●武蔵野赤十字保育園 ●武蔵野セパタクロークラブ ●むさしのぞうれっしゃ合唱団 ●武蔵野太鼓 ●武蔵野認知症予防研究会 ●武蔵野

バトンチアサークル ● 武蔵野福沢諭吉研究会 ● 武蔵野プチ・クレイシュ ● 武蔵野舞踊団 ● 武蔵野フルコンタクト空手教室 ● 武蔵野民話保存会 ● むさしの岳友会 ● むさしの健康体操 ● むさしの紅会 ● むさしの三曲協会 ● むさしの山の会 ● むさしの美術文化の会 ● 武三支部 OB 会 ● 紫縁(ゆかり)会 ● 恵卓球親睦会 ● ももちゃんず ● 焼きたてカンパーニュの会 ● ヤナギ FC ● やはた会 ● ゆとりえの会 ● 妖怪社中 ● よつ葉会 ● ラタンアート武蔵野 ● リトミックサークルわくわく広場むさしの ● リビョーナックバレエアカデミー ● リフレッシュ体操 ● レインボーカメラクラブ ● レッド・ロビンス ● レディースハーブ ● 老壮 67 期会 ● 六五会 ● 六三会 ● 六実会 ● わかくさ子ども会 ● わかば子供会 ● 和太鼓研究会こだま ● わらべうたの会げっくりにかっくりに ● 画樂多会 ● 歌の会「銀鈴」 ● 絵画サークルひこばえ ● 絵手紙れもんの会 ● 楽しい仲間の会 ● 関前サッカークラブ(大人) ● 気功好好会 ● 吉祥寺蹴球会 ● 吉祥寺フィルハーモニーオーケストラ ● 境ヨガ同好会 ● 境書の会 ● 郷土美術館研究会 ● 銀蹊 13 期会 ● 銀蹊 16 期会 ● 劇団 新芸座 ● 憲法を学ぶ会五一会 ● 光和会テニスクラブ ● 宏方会武蔵野吟詠部 ● 紅萌会 ● 合唱集団「並木」 ● 彩の会 ● 桜堤バレエサークル ● 三一会 ● 三精会 ● 三六会 ● 四季の会 ● 紫芳短歌会 ● 七七美会 ● 社交ダンスダンシング ● 若葉バトミントクラブ ● 手話サークルむさしの(昼) ● 手話サークルむさしの(夜) ● 秋津書道会書道六月会 ● 女声合唱団「ドルチェ」 ● 女声合唱団麦の穂 ● 少林気功会 ● 障害者のスポーツを考える父母会 ● 西久保一丁目町会 ● 西部生涯学習の会 ● 全日写連写団むさしの支部 ● 双藤会 ● 中国語会話教室 ● 太極拳武蔵野白鶴会 ● 池ノ坊生け花幽翠会 ● 天山会 ● 東欧音楽研究会 ● 東京女性問題協議会 ● 武蔵野支部 ● 陶芸サークル“GOS” ● 陶芸月曜会 ● 日本リアリズム写真集団 武蔵野支部 ● 日本空手道尚武会 ● 日謡会 ● 白百合バドミントンクラブ ● 白百合会 ● 武蔵野Kids ● 武蔵野ギター ● 武蔵野コントラクトブリッジ同好会 ● 武蔵野ジュニアジャズアンサンブル ● 武蔵野たんぼぼ ● 武蔵野ヒッポファミリークラブ ● 武蔵野フォークダンス同好会 ● 武蔵野メンズクッキング ● 武蔵野ヤングミセスの会 ● 武蔵野ロビンス ● 武蔵野会 ● 武蔵野合唱団 ● 武蔵野郷土民謡保存会 ● 武蔵野山野草研究会 ● 武蔵野市華道連盟 ● 武蔵野市郷土史会 ● 武蔵野市吟詠連盟 ● 武蔵野市太極拳連盟 ● 武蔵野市茶道連盟武蔵野市俳句連盟 ● 武蔵野市民合唱団 ● 武蔵野市謡曲連盟 ● 武蔵野水彩画会 ● 武蔵野川柳会 ● 武蔵野短歌会「火の会」 ● 武蔵野邦楽合奏団 ● 平成会 ● 平成社交ダンスサークル ● 宝山会 ● 朋紫会 ● 朋友琴の会 ● 芳緑会 ● 邦楽ぐるーぶ箏和 ● 木曜ダンスの会 ● 有為の会 ● 陽風会 ● 緑町クラブ ● 瑠璃の会 ● 歴史サークル ● 老壮 52 期会 ● 老壮五十期会 ● 老壮大学 40 期会(四十雀の会) ● 老壮二七期会 ● 六六会 ● 樺カメラクラブ ● 樺ミュージック・サークル(樺 M・C) ● 萌の会 ● 蹊クラブ ● 武蔵野市保育園父母連合会 ● 武蔵野市学童クラブ連絡協議会

## 緑・環境・市民生活

● Musashino International Club(MIC) ● むさしのスカーレット ● コーラスばら ● 吉祥寺活性化協議会 ● ピアカウンセリングむさしの ● 武蔵野市商店会連合会 ● カラ=西アフリカ農村自立協力会 ● 吉祥寺通り花壇の会 ● みぢかなまちづくり・武蔵境 ● あじさいの会 ● しろがね公園クリーンクラブ ● てんとう虫の会 ● フローラむさしの ● むさしの地域猫の会 ● むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会 ● らっこの会 ● 合唱団「わかば」 ● 緑町三丁目町会 ● 生きものばんざいクラブ ● 北町花のひろば ● 国際ソロプチミスト武蔵野 ● 桜とみどりの会 ● 境南さつき会 ● 東町はな・BANA 会 ● 武蔵野自然塾 ● 武蔵野の森を育てる会 ● 武蔵野ブラショフ市民の会 ● もりもり森クラブ ● 関前農事研究会 ● 東京むさし農業協同組合 武蔵野支店 ● 東京むさし農業協同組合武蔵野地区青壮年部 ● 東京むさし農業協同組合武蔵野地区果樹組合 ● 東京むさし農業協同組合武蔵野地区女性部 ● 農業生産組合長 ● 双葉農事研究会 ● 武蔵野グリーンクラブ ● 武蔵野市うど組合 ● 武蔵野市契約野菜組合 ● 武蔵野市都市農政推進協議会 ● 武蔵野市千秋会 ● さくらの防犯パトロール隊 ● 武蔵野剣道連盟 ● 武蔵野市ゴルフ連盟 ● 武蔵野市消費者運動連絡会 ● 武蔵野市卓球連盟 ● 武蔵野商工会議所 ● 新日本婦人の会武蔵野支部 ● かたらいロード隊 ● 中町防犯パトロール隊 ● 武蔵野市ソフトボール協会 ● 武蔵野市民謡舞踊連盟 ● むさしのよつ葉会 ● 吉祥寺南町コミュニティセンター自主防災組織 ● 西久保三谷会自主防災部 ● 婦人民主クラブ武蔵野支部 ● 武蔵野ブラショフ女性問題研究会 ● 武蔵野市婦人団体連絡協議会 ● 緑ヶ丘親睦会 ● ウィッシュ・プロジェクト ● YU・ゆう ● 国際児童文庫協会コアラ文庫 ● 災害助け合いの光和会 ● サンサン会 ● 関前・八幡町防犯パトロール隊 ● 東京第三友の会 吉祥寺方面 ● 虹の会 ● 東四光和会防犯パトロール隊 ● 本田北公園花クラブ ● 武蔵野市ウォーキング協会 ● 武蔵野市ゲートボール協会 ● 武蔵野市水泳連盟 ● 武蔵野市ソーシャルダンス連合会 ● 武蔵野市農業委員会 ● 武蔵野市ライフル射撃協会 ● 武蔵野蘭友会 ● 武蔵野市農業経営者クラブ ● 境南地域防災懇談会 ● 光和会防災の部 ● ACTION(アクション) ● CLIPCRAFT(クリップクラフト) ● Kiss ● DANKAI プロジェクト ● LED(レッド) ● M'sGarden ● みどりの食いしん坊 ● 市民まちづくり会議・むさしの ● むさしの経営支援パートナーズ ● 青空会 ● あそび環境 Museum アフタフ・バーバン ● アンリミテッド知的障害者支援の会 ● 吉祥寺北コミュニティ協議会 ● 吉祥寺北町防犯パトロール

隊 ●吉祥寺南町3丁目町会新東京防災会 ●吉祥寺南町4・5丁目本宿防災会 ●吉祥寺南町防犯パトロール隊 ●吉祥寺西コミュニティ協議会 ●吉祥寺東コミュニティ協議会 ●吉祥寺南町コミュニティ協議会 ●境南コミュニティ協議会 ●境南町防犯パトロール隊 ●クリーンむさしのを推進する会 ●グループ・タンポポ ●けやきコミュニティ協議会 ●コープとうきょう 武蔵野コープ会 ●国際技術交流支援協会 朗読 MEGU の会武蔵野支部 ●子育てヘルパー遊☆きつず倶楽部 ●御殿山コミュニティ協議会 ●境5丁目防犯パトロール隊 ●境防犯パトロール隊 ●桜堤3丁目自主防災会 ●桜堤コミュニティ協議会 ●さつきクラブ ●サポートネット武蔵野 ●サンヴァリエ桜堤自主防災委員会 ●シニア SOHO むさしの ●出版「本を楽しもう会」 ●障害児保育グループいっぽ ●障害者支援組織 TOKYO アニモ ●西部コミュニティ協議会 ●関前4・5丁目防災会 ●関前コミュニティ協議会 ●ソシア ●たけんこ ●多文化子ども支援ネット ●中央コミュニティ協議会 ●中部地区地域活性化協議会 ●ちんじゅの森 ●デライトシティ団地自主防災組織 ●トポスの会 ●難病者を支援するアンジェロ ●西久保コミュニティ協議会 ●西久保ハッピークラブ防犯パトロール隊 ●西原 和総合舞踊研究所 ●日本ガーディアン・エンジェルス ●日本食育普及協会 ●日本中国留学生研修生援護協会 ●日本理美容福祉協会 ●はちぶの会 ●ピープルズ・ホープ・ジャパン ●ひまわり ●病児保育室ポポ ●フラウネッツ ●ブラックライトシアター ひらけ黒ごま ●プラネ武蔵境管理組合 ●フリーマーケット主催団体協議会 ●ヘルプの喜び運動協会 ●本宿コミュニティ協議会 ●本町コミュニティセンター協議会 ●本村公園フォーシーズンズ ●まちづくり観光機構 ●萬葉学校 ●緑町コミュニティ協議会 ●緑町パークタウン自治会自主防災組織委員会 ●ミュージック as パレット ●未来構想戦略フォーラム ●みんなでkids陶芸 ●武蔵境商店会連合会 ●武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会 ●武蔵野クリーンセンター運営協議会 ●むさしのガーデニングクラブ ●武蔵野ガーデンコミュニティ ●武蔵野市アーチェリー協会 ●武蔵野市合気道連盟 ●武蔵野市インディアカ連盟 ●武蔵野市空手道連盟 ●武蔵野市環境市民会議 ●武蔵野市弓道連盟 ●武蔵野市クレー射撃連盟 ●武蔵野市勤労者互助会 ●武蔵野市国際交流協会 ●武蔵野市ごみゼロ連合会 ●武蔵野市サッカー協会 ●武蔵野市さつき会 ●武蔵野市山岳連盟 ●武蔵野市姉妹都市市民経済交流会 ●武蔵野市柔道連盟 ●武蔵野市少年野球連盟 ●武蔵野市乗馬連盟 ●武蔵野市消防団 ●武蔵野市スキー連盟 ●武蔵野市スポーツ少年団本部 ●武蔵野市ソフトテニス連盟 ●武蔵野市体育協会 ●武蔵野市体育指導委員会 ●武蔵野市釣魚連合会 ●武蔵野市テニス連盟 ●武蔵野市軟式野球連盟 ●武蔵野市バスケットボール連盟 ●武蔵野市バドミントン連盟 ●武蔵野市バレーボール連盟 ●武蔵野市ボウリング連盟 ●武蔵野市ミニテニス連盟 ●武蔵野市民防災協会 ●武蔵野市浴場組合 ●武蔵野市ラジオ体操会連盟 ●武蔵野市陸上競技協会 ●武蔵野市レクリエーション連盟 ●むさしのたんぼぼグループ ●武蔵野農業ふれあい村 ●むさしのばやし保存会 ●むさしのフットボールクラブ ●むさしのみたか市民テレビ局 ●武蔵野ラグビースクール ●武蔵野ワンワンパトロール隊 ●武蔵野市市民芸術文化協会 ●モンキーマジック ●八幡町コミュニティ協議会りんりんの会 ●路線商業活性化対策委員会 ●ワーカーズどんぐり ●早稲田フロンティア創生機構 ●境南コミセン自主防災特別委員会 ●国際技術交流支援協会 吟詠吟舞錦鳳流武蔵野支部 ●国際技術交流支援協会 日本舞踊武蔵野支部美光会 ●桜楓会 武蔵野支部 ●女性史武蔵野グループ ●生活クラブ・グループ“創” ●西久保一丁目町会防災自主組織 ●西久保城山会 ●西村会(点とマル) ●全日本鼓笛バンド・フォームバトン連盟 ●中央通り西祥防災会 ●都市環境標識協会 ●日本・大空クラブ ●日本フィールドバス協会 ●日本汎太平洋東南アジア婦人協会(日本パシイワ) ●八幡町防災会 ●サイディア・フラハを支える会 ●武蔵野市市民安全パトロール隊 ●武蔵野防犯協会 ●母の会

### 都市基盤

●吉祥寺東部地区街づくり協議会 ●武蔵野市交通安全協会 ●武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会 ●吉祥寺駅周辺自転車等適正利用懇談会 ●桜堤団地自治会 ●武蔵野アパート自治会 ●むさしの地区外環問題協議会 ●武蔵野緑町パークタウン自治会 ●武蔵野緑町二丁目第二アパート自治会 ●吉祥寺駅周辺交通問題協議会

### 行・財政

●武蔵野市たばこ税増収対策協議会 ●武蔵野市明るい選挙推進協議会 ●武蔵野市納税貯蓄組合連合会

※上記の他、当日ご参加いただいた団体が多数ありました。

## 〈参考〉用語説明

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology の略。  
ICT は、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。

#### 安心助け合いネットワーク

近隣住民や地域福祉活動推進協議会(地域社協)等をはじめ、地域に関わりを持つ事業所などの協力を得て、高齢者の異変などを早期に発見する仕組み。

#### 泉幼稚園

吉祥寺本町3丁目27-16にあった私立幼稚園。平成18年6月閉園。

#### 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法に基づき、市の基本構想に即して策定する長期的視点に立った、市のごみ処理の基本方針を定める計画。

#### インターロッキングブロック

広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味で、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る。

#### ADHD (注意欠陥／多動性障害)

Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### NGO

Non-Governmental Organization の略。政府以

外の組織であり、公共的・公益的サービスを担う活動を行う非営利の民間団体。国際的に活動するものを指す場合が多い。

#### NPO

Non-Profit Organization の略。「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念(ミッション)を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。

#### NPO活動促進基本計画

市民協働や市民パートナーシップという考え方を発展させ、多様化する地域の課題解決や新しい公共サービスの提供に取り組む体制作りを推進するため、NPO・市民活動の促進や協働のあり方に関する市の目標と方針を示すもの。計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間。

#### LD (学習障害)

Learning Disabilities の略。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

#### 応急危険度判定員

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り速やかに、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するための要員で建築士等の資格を持った者が講習会を受けて任命される。

#### 奥多摩・武蔵野の森

森林の荒廃問題は山側だけの問題ではない。恵みを受けている都市側の責任として、奥多摩町において森林砂漠化の防止に向けて取り組んでいる。

## 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより地球に温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類がある。

## か行

### 外環の2

外環（東京外かく環状道路）は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定した地上部の街路を外環の2という。

### 学習支援教室

授業でよくわからなかった学習内容の復習や、基本を確実に身に付けるための補充学習などを行う。放課後や土曜日に、希望者を対象に実施。

### 学童クラブ

市立小学校に通学する低学年（3年生まで。ただし、障害児は4年生まで）の放課後監護に欠ける児童の安全を確保し、健全な育成を図る。武蔵野市では、各市立小学校区域ごとに設置されており、12か所の学童クラブがある。

### 家族で手作り・楽しい食卓キャンペーン

子どもの「食」のあり方を考えるきっかけとなるような啓発活動として、平成15年度から「子どもの食に関する実態調査」「子どもの食環境を考えるシンポジウム」等を実施し、現在では「武蔵野野菜・たんけん隊」「親子でクッキング」を実施している。

### 学校図書室サポーター

市立小中学校において、児童・生徒の図書室利用を支援するとともに、図書室を利用した授業を行う際の補助、図書室データベースの維持管理等を行う人。

### 家庭福祉員（保育ママ）

保育士、看護師等の資格を有した保育についての技能及び経験を有する者が、自宅のスペースを用いて保育を必要とする3歳児未満の乳幼児の保育を行う制度。

### 環境会計

事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し公表する仕組み。

### 環境基本計画

武蔵野市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的、計画的に推進するため、環境保全の目標や施策の方向を定めた計画。

### 環境浄化特別推進地区

昭和40年代の後半、吉祥寺の商業活動が活発になる反面、東地区一画に風俗営業を行う店が数多く進出して、近隣の生活環境を悪化させた。本市では、昭和58年に「武蔵野市環境浄化に関する条例」、「武蔵野市旅館、レンタルルーム規制条例」を定め、特に環境浄化を推進する必要がある地域を「環境浄化特別推進地区」として指定した。環境浄化特別推進地区では、旅館、レンタルルームの営業が許可されなくなり、また、街路灯、道路などの整備を進めることにより明るい街並みをつくるなど、地域の環境浄化に取り組んでいる。

### 吉祥寺グランドデザイン

吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めたもの。吉祥寺グランドデザイン委員会は、その検討を行うべく、平成16年11月に設置され、平成19年1月まで、全11回の会議を開催した。

### 吉祥寺コンシェルジュ

NPO法人まちづくり観光機構が受託運営する吉祥寺まち案内所において、吉祥寺を訪れた人々、吉祥寺にいる人々にそれぞれの人が必要とする情報を提供する人。

### 吉祥寺シアター

演劇、ダンスなど舞台芸術の上演に適しているブラックボックス（客席と舞台が一体となった四角い空間。「暗転」ができるよう暗い色調。）の劇場空間を持ち、その劇場の舞台とほぼ同じ広さを確保したけいこ場も併設している。演劇やダンスを中心とした優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、舞台芸術活動を通じた市民や劇団の創造や交流の場としての文化施設。所在地：吉祥寺本町 1-33-22

### 吉祥寺美術館

日本画・版画・油彩画・書・写真等様々なジャンルの収蔵作品を中心とした企画展や各種の企画展を独自の創意と工夫で開催する「企画展示室」の他、銅版画家浜口陽三画伯の作品と木版画家萩原英雄画伯の作品を常設で展示する、「浜口陽三記念室」「萩原英雄記念室」がある。また、市民の作品発表の場として市民ギャラリーがあり、7月、11月、3月は企画展示室を有料で利用できる。さらに、音楽に関する様々な練習等のための音楽室も備える文化施設。所在地：吉祥寺本町 1-8-16 F Fビル7階

### 喫煙マナーアップキャンペーン

清潔で快適な環境づくりを目標に、たばこを吸う人と吸わない人が共存できるような喫煙マナーの向上に取り組む。

### 義務教育就学児医療費助成制度

市内在住の小中学生が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部を助成する制度。平成19年10月から所得制限を設けず開始。

### キャリア教育

職場体験や勤労体験を通じて、児童・生徒の健全な職業観や勤労観の育成を図る教育。

### 旧桜堤小学校施設

旧境北小学校、旧桜堤小学校が平成8年3月に閉校して、統合新校として桜野小学校が開校した。現在旧桜堤小学校施設は、市立第二中学校こぶし学級、図書交流センター、学校開放施設としての会議室、民俗資料の収蔵庫などに使用

されている。

### 狭あい道路

幅員が4m未満の狭い道路のこと。建築基準法第42条第2項に規定する「2項道路」など。

### 教育支援センター

市内在住の乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣などを行っている。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。

### きょう雑物

下水に含まれる固形物で、管渠内の堆積物の原因となる物質のこと。家庭ごみやトイレトーパーなどがある。

### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。その内容の中心は、1990年を基準として2008年から2012年までの5年間平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれたこと。日本の削減目標は6%。

### 勤労者互助会

中小企業の従業員と事業主の福利厚生の実現を図るために設立され、市が運営を支援している団体。市内の従業員数100人以下の個人または法人事業所（事業主と従業員全員加入）が加入できる。入会金は1人300円、会費は1人月額300円。

### 区画道路

幹線道路などある程度の幅員をもつ道路どうしを接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。

### くぬぎ園

武蔵野市立の軽費老人ホーム。

\*軽費老人ホーム：利用料は負担できるが、比較的所得で、家庭環境、住宅事情等の理由に

より居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホーム。

### グリーンパートナー制度

事業者自らが行っている環境に配慮した取り組みを広く社会に公表することを目的として、平成15年度に武蔵野市が創設した制度。加入事業者数200（平成18年度末）。

### 景観計画

景観行政団体が策定する良好な景観の形成に関する計画のこと。景観計画は、都市、農山漁村その他市街地または集落地域と、これを一体となって景観を形成している区域について定められる。この区域を景観計画区域という。

### 景観行政団体

景観法に基づき景観行政を推進する行政団体のこと。法定の景観行政団体は、都道府県、政令市、中核市。その他の市町村は、都道府県の同意により景観行政団体となることができる。景観行政団体になると、景観計画を定めることにより、法に基づく施策を実施できるようになる。

### 経常収支比率

財政の構造の弾力性を示し、市税などの経常的収入を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てられているかを表す指標。70～80%が望ましいとされ、低いほど新たな行政需要に対処することが可能となる。

### 健康づくり支援センター

子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用などにより、広く市民の健康づくりを支援している。保健センター内に設置。

### 建築確認

建築物の建築計画について、建築主の申請に基づき事前に建築物の敷地、構造、建築設備が建築基準法などの建築関係法令の規定に適

合するかどうかを建築主事が判断、確認する行為。本市では、平成8年度に建築主事を設置し、特定行政庁となり、建築確認事務を開始した。

### 建築物の中間検査・完了検査

阪神・淡路大震災において施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数見られたため、建築工事の途中でも検査を実施する必要性が生じ、平成10年6月12日の建築基準法改正により導入された制度。中間検査の対象となる建築物や、どの工程で検査を行うかは法令等で定められており、建築主には受検が義務付けられている。一方、建築工事が完了した時点で、出来上がった建築物が申請の内容と相違していないか、法律に適合しているかを確認する完了検査はすべての建築物について義務付けられている。

### 権利擁護事業

生活不安を感じている高齢者、身体障害のある人や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。

### 公益法人制度改革

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した。新制度は、平成20年度中に施行する予定で、施行日から5年間は「移行期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行する。

### 後期高齢者医療制度

平成20年4月から開始される、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度のこと。運営主体は各都道府県ご

とに設立される広域連合であり、市区町村と連携して事務を行う。基本的な役割分担は以下のとおり。

広域連合：資格の管理、保険料の決定、医療の給付、保健事業、制度・財政運営

市区町村：各種届出・申請の窓口受付、被保険者証等の引渡し・返還の受付、保険料の徴収、相談業務

### 高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### 合計特殊出生率

統計上の指標で、1人の女子が一生の間に生む平均子ども数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。

### 交差点すいすいプラン100事業

平成6年度に東京都が、慢性的な交通渋滞を緩和するため、比較的短期間に少額の投資で効果が発揮できる方策として策定した「交差点すいすいプラン」に基づく事業。右折待ちの車両により、後続車が直進できず、渋滞が発生している交差点において右折レーンを設置し、渋滞の緩和を図るもの。あわせて交差点付近の歩道を整備する等、歩行者、自転車の安全対策を図っている事業。

### 交通バリアフリー基本構想

誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを目指して平成15年3月に策定した、駅施設、バス事業、道路など交通のバリアフリー化を、ハード・ソフトの両面から計画的に進めるための基本構想。

### 子育てSOS支援センター

「武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」を制定して児童虐待の防止と子育てを支える総合的な体制を構築し、その

中核機関として子育てSOS支援センターを平成16年2月1日に子ども家庭課内に設置した。主な業務としては、児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安を持つ家庭を支援している。

### 子育て支援推進担当

コミセン親子ひろば・子育て自主グループ等への支援、拡充を目的として、特に乳幼児期における子育て支援を行う者。

### 子育ては楽しキャンペーン

父親の育児参加を奨励するとともに、親子のふれあいを深め、子育ては楽しいものであるということが体感できる事業。例えば保育課で実施している「子育てフェスティバル」事業、子ども家庭課で実施している「子育ては楽しフォトコンテスト」事業などがある。

### COP13

気候変動枠組条約第13回締約国会議

### こども発達支援室ウィズ

市内在住で、2歳以上の発達に気がかりなところがある就学前の子どもに対する療育を行う。障害者総合センター内に設置されている。

### ごみ減量協議会

市民、事業者、市が協働し、将来にわたり持続可能な環境負荷の少ない省資源型の都市を目指す活動を推進し、「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」の宣言目標の達成を図るため公募市民や事業者、学生等で構成する協議会。

### コミセン親子ひろば

コミュニティセンター（現在7館で実施）を活用した自由来所型の就学前の子どもと親が交流できるひろば（場所）で、コミセンによって開催日数等が異なるが、月1回は、市の子育て支援のスタッフが出向き、子育てについての相談や情報提供を行っている。

### コミュニティカフェ

喫茶や飲食を提供しながら、地域での交流促進などを目的として運営されている場所・空間・店。

### コミュニティ協議会

地域住民が主体となり組織している公共的団体で、指定管理者としてコミュニティセンターの管理運営を行うとともに、自主三原則のもとで地域のコミュニティづくりを進めている。市内に16団体がある。協議会相互の連絡組織として「武蔵野市コミュニティ研究連絡会」が組織されている。

### コミュニティ構想

昭和46年、武蔵野市の第一期基本構想・長期計画の一つとして策定された構想。コミュニティセンターの建設を土地の選定から設計まで市民参加によって行い、さらにセンターの管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるというもので、全国でも先駆的な市民参加のコミュニティづくりの取組み。

### コミュニティ市民委員会

コミュニティ施策に関する市長の諮問事項について検討し提言を行う委員会。これまで第一期（昭和48年～50年）から第五期（平成11年～12年）まで設置され、答申が出されている。

### コミュニティセンター

市民（コミュニティ協議会）によりコミュニティづくりの拠点として管理運営されている公設民営の多目的施設。昭和51年に境南コミュニティセンターが第1号館として開設。現在は分館など3館を含め市内に20館が設置され、その管理運営は、地域住民の自主的・公益的団体である各コミュニティ協議会が指定管理者として市と協定を締結し、行っている。

### コミュニティビジネス

住民の能力、技術など地域資源を活かして、環境、福祉、教育などの幅広い分野で、まちづくり等と連携して進める事業のこと。

### コンテンツ

メディアによって提供される映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせを意味する。具体的には、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなどがある。

## さ行

### 災害時要援護者避難支援事業

災害時に、家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることができるしくみ。平成19年9月からモデル事業を開始した。

### 財政援助出資団体

市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。

### 財力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表す。1を超えるほど財源に余裕があり、通常の水準を超えた行政活動が可能になる。

### 在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問早期対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設されている。地域包括支援センターと連携して介護予防に関する支援や相談も行う。

### サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医に対する認知症診断等に関する助言・相談等を行う医師。

### 三位一体の改革

全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて行政サービスを提供するため、

国から地方への財源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の見直しの三つを同時一体的に行う改革。

### 自殺対策基本法

自殺対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本事項を定めて自殺対策を推進し、自殺の防止、自殺者の親族等に支援し、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 自主三原則

「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加・自主企画・自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条にも明記されている。

### 自主防災組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の災害対策活動を担う組織で、コミュニティ協議会・町会・自治会・管理組合などを主体に結成されることが多い。

### 市政コンシェルジュ

ホテルで観光や交通の案内係を務めるコンシェルジュの考え方を市に取り入れ、市民に市政等についての情報を総合的に説明する案内人のこと。

### 次世代育成支援対策推進法

平成17年度から10年間の時限立法で、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成対策支援について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律で平成15年7月に施行された。

### 自然の村

千曲川の源流にほど近い長野県川上村にある市立の野外活動施設。広大な場内には、宿泊施設、キャンプ施設、遊歩道やハイキングコースがあり、四季折々の自然を楽しめる。

### シチズンシップ教育

子どもたちが、将来、市民としての役割を果たせるよう、市民意識、市民性等を育む教育。

### 指定確認検査機関

平成11年5月1日に施行された改正建築基準法により、従来は建築主事(計画された建築物が建築基準法令に適合しているかどうかを確認する行政機関。本市は平成8年4月より設置)が行ってきた建築物の確認や検査の業務が、国土交通大臣や都道府県知事の指定する民間の指定確認検査機関でも行えるようになった。どちらに申請するかは建築主自身の判断で選択できる。

### 指定管理者制度

平成15年9月に施行された地方自治法改正により新設された制度。この制度導入により、それまで公共団体、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委託可能となった。

### 市民安全パトロール隊

地域の狭い路地や小さな広場などにもパトロールの目を行き届かせるため、市民の有償ボランティアにより組織したパトロール隊。隊員が手隙の時間に自宅周辺を徒歩、または自転車でパトロールする。市からはジャンパー、帽子、腕章のほか、合図灯、ポケットベルを貸与し、週に最低1回のパトロールと報告書提出を義務付けている。警察との合同パトロールや、学校行事に合わせたパトロールの依頼に応えることもある。現在の隊員数は61名。

### 市民協働サロン

NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、市との協働を円滑に推進するため、市役所西棟7階に設置した場所のこと。交流コーナー、多目的スペース、印刷ステーションの3つの

用途を持ち、公益性のある活動を支援する。

### 市民交通計画

「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通（路線バスなど）の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。

### 市民パートナーシップ

市民と市がそれぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながら、地域の課題や社会的な課題の解決という共通目的のために、連携し協力し合うこと。

### 住宅マスタープラン

まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体との連携と協働による住宅・住環境づくりを進める際の基本的指針。平成 13 年度に策定。計画期間は平成 13 年度から平成 22 年度まで。

### 純移動率

人口統計上の指標で、算出の方法は下記のとおり。 $\{(基準とした年の翌年の人口) - (基準とした年の人口をもとに転入、転出が全く起こらないと仮定した翌年の人口)\} \div (基準とした年の人口) = 純移動率$ 。移動率が正であれば、転入超過。負であれば、転出超過となる。

### 障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で身近な市町村が一元的に提供する仕組みを定めた。

### 小学校理科専科教員

理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を、市の非常勤講師として雇用し、小学校理科

授業に活用すること。小学校理科教育の充実及び小学校教員の理科に関する実践的指導力の向上を図る。

### 小規模企業資金融資あっせん制度

小規模企業を営む市民の方に事業経営に必要な資金の融資を市があっせんし、利子・信用保証料の一部を補助する制度。市が直接資金を貸し付けるのではなく、市があっせんを受けた方からの融資申し込みを金融機関や東京信用保証協会が審査し、金融機関が融資を行う。

### 小規模作業所

一般の企業等で働くことの困難な障害のある人の働く場や活動の場として、障害のある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として運営されているもの。

### 商工会議所

商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進のために設立された団体。産業振興・地域振興などの各種事業や経営者のための相談・指導などを実施。事務所は武蔵野商工会館 6 階（吉祥寺本町 1-10-7）

### 商店会連合会

武蔵野市内の 53 の商店会が加盟する団体。約 3,400 の会員（商店）が所属している。主な活動は商店会が実施する広報活動やイベント活動の支援。

### 情報セキュリティ・ポリシー

組織全体の情報セキュリティに関する指針。  
\*情報セキュリティ：情報を安全に管理し、適切に利用できるように運営すること。

### 情報リテラシー

情報活用能力。コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。主としてコンピュータを用いた情報の整理や発信の能力を意味し、パソコンの操作やデータの整理、インターネットでの情報検索など様々な分野を含む。

### 松露庵

にじり口を持つ三畳台目の小間、一つの部屋としても利用できる水屋を兼ねた六畳間及び八畳間からなる二つの和室があり、茶道のほか句会、川柳、短歌、華道など、日本の伝統文化の様々な活動の場としても利用できる文化施設。所在地：桜堤 1-4-22（古瀬公園内）

### 職員定数適正化計画

職員定数のあり方を見直し、より効率的な行政運営を行うために武蔵野市が定める計画。現在第4次職員定数適正化計画（平成19年度から平成21年度まで）を実施中。

### 自立支援医療の診断書料助成制度

自立支援医療費制度（精神通院）の申請をするために要した診断書の費用を助成する制度。助成限度額は3,000円。

### 自立支援給付

障害者自立支援法に基づいて、国や都道府県の義務的経費が伴う全国一律のサービス。この給付は、ホームヘルパーや通所施設等の障害者福祉サービス、精神通院医療費等の公費負担、車いす等の補装具費の給付等に分かれている。

### シルバー人材センター

正式名称は、「社団法人武蔵野市シルバー人材センター」。定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。

### スクラップ・アンド・ビルド

行政機構における膨張抑制の方法の一つ。組織の新設や新規事業の執行にあたって、同等の組織、事業の廃止を条件とすること。

### 青少年問題協議会地区委員会

市長の附属機関である青少年問題協議会に設置され、地域ごとに活動する実施機関。武蔵野市では、市立小学校の通学区域ごとに設置され、12の地区委員会がある。青少年の健全育成を図るため、地域において様々な問題を見つけ、

考え、話し合い、より良い地域づくりのために、重要な役割を担っている。

### 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。

### セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

### セカンドスクール

市立小中学校に在籍する小学校5年生、中学校1年生の児童・生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（ファーストスクール）では体験し難い総合的な体験活動を行うもの。

### 0123吉祥寺・はらっぱ

保育ニーズの多様化に対応する施策の一つとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた施設。「0123吉祥寺」が平成4年、「0123はらっぱ」が平成13年にオープンした。

### 仙川リメイク

武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画。武蔵野市内唯一の一級河川である仙川は、コンクリート三面張構造で水もほとんど流れていなかったため、動植物が生息しない空間となっていた。そこで、河川維持水の確保や遊歩道の整備、隣接公園の親水化などを進め、市民に親しめる水辺空間の創出を図る計画。

### 総合情報化基本計画

電子市役所の実現による行政サービスの利便性向上を目的として、平成17年6月に策定された計画。

### SOHO

Small Office / Home Office の略。自宅や自宅

近くの小さな事務所を拠点に、それぞれの専門能力を生かし、パソコンなど各種情報機器と技術を駆使し働く労働形態。

## た行

### 待機児

認可保育所に入れる資格を持ち、入所の申込をしているにも関わらず保育所に入れない児童のこと。

### 耐震アドバイザー派遣

昭和 56 年以前に建築された市内の木造住宅に専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行う事業。

### 耐震改修費用助成

耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められた昭和 56 年以前に建築された住宅の耐震改修に要した費用の 2 分の 1 を助成する制度。50 万円を限度とする。

### 耐震診断費用助成

昭和 56 年以前に建築された市内の民間住宅・分譲マンションを対象に、耐震診断に要した費用の 2 分の 1 を助成する制度。木造住宅は 5 万円、非木造住宅は 20 万円、分譲マンションは 100 万円を限度とする。

### 第二次子どもプラン武蔵野

平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に定められた市町村行動計画として策定した計画。

### 宅地開発等に関する指導要綱

武蔵野市における開発行為及び中高層建築物の建築に対する指導の基準を定めている。計画的なまちづくりを推進し、緑豊かで良好な居住環境の促進を図り、もって武蔵野市の均衡ある発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和 46 年より施行している。

### 団塊世代

戦後のベビーブームに誕生した世代の人々のこと。一般的に昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）までを指す。

### 単式簿記

1 つの取引について、一面（1 つの科目）のみを把握し、その増減を記帳するもの。

### 男女共同参画計画

男女共同参画社会の実現に向けて、平成 16 年度から平成 20 年度に市が進めていく施策の基本的な方向と事業を示した計画。「武蔵野市第二次女性行動計画」を継承し、武蔵野市女性行動計画推進市民会議の提言や、意識調査の実施による市民の意見等を参考にして策定した。

### 男女共同参画推進市民会議

「男女共同参画計画の推進・策定に関すること」「男女共同参画施策のあり方に関すること」を検討するため、平成 19 年 8 月に設置した、学識経験者、公募市民、関係団体等で構成する会議のこと。

### 弾力化

保育所入所定員を超えて児童を受け入れること。その場合、面積基準、配置基準については国基準の範囲内で行われる。

### 地域活動支援センター

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

### 地域子ども館（あそべえ）

子どもたちの放課後対策の充実を図るため設置されたもの。保護者を含めた地域社会の構成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設等を利用した早朝や放課後・土曜日等の子どもの居場所づくりや異年齢児の交流を目的として、市立小学校 12 校のすべてで、教室開放、校庭開放、図書室開放を実施している。

### 地域コミュニティ

居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通じて形成される人と人とのつながり。

### 地域住宅交付金

地方公共団体が主体となる公営住宅の建設など、地域住宅計画に基づき実施される居住環境整備事業が、総合的かつ計画的に推進されるよう支援するための交付金。

### 地域生活支援事業

障害者自立支援法に基づき、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、各自治体で事業の詳細を決定し、実施する事業。

### 地域通貨

限定された地域や特定の共同体のみで利用可能な通貨、またはその仕組み。

### 地域福祉活動推進協議会（地域社協）

地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助けあい、支えあいの体制づくりを目指して設置された組織。市内 13 地域で結成されている。

### 地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成 18 年 4 月から新たに設置され、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防、ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等を行う。武蔵野市では、既存の在宅介護支援センターに併設されるかたちで、3 か所に設置した。

### 地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉、教育など、生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべて。

### 地域リハビリテーション有識者会議

地域リハビリテーションにおける本市の現状と課題を分析し、課題解決の方策を検討するため、保健・医療・福祉の専門家で構成する会議。

### 地区計画

地区単位のまちづくりの目標（将来像）、整備・開発及び保全の方針、地区整備計画を定め、個別の開発等を規制・誘導することにより計画の実現を図る都市計画法に規定される制度。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができる。

### 地区災害時待避所

市民が、災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時集合場所・避難所又は広域避難場所へ避難する際の緊急に避難する場所。

### 地方分権一括法

正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。地方分権改革の柱として平成 11 年に 475 本の法律改正案から成る法案として可決、平成 12 年 4 月から施行された。

### 地方分権改革推進法

「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする」「地方公共団体の自主性及び自立性を高める」ことを基本理念として、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る。平成 19 年 4 月施行。3 年間の時限法である。

### チャレンジルーム

不登校児童・生徒が通級する教室で、学校復帰や社会的自立に向けて不登校児童・生徒を支援する。大野田小学校地下 1 階にある教育支援センター内に設置。

### 中高年齢者・障害者雇用創出事業

市民の専門的知識、技術及び経験などを活用するとともに、市が地域の雇用を創出することを目的に平成 11 年度から実施。職員 100 人を削減し、その財源で 300 人の中高年齢者（40 歳以上 65 歳未満）及び障害者（65 歳未満）を雇用することを目標にしている。原則として市内在住者（職種によって例外あり）。

## TWCC

Total Welfare Configured City の略。高齢者にやさしいまちは障害者にも他のすべての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

## ティーチングアシスタント

グループ活動時の指導補助、つまづいている児童・生徒への個別指導など子どもへの指導や、学習支援教室での指導補助を行うボランティア。主に大学生など。

## ティームティーチング

個に応じたきめ細かな指導を行うため、1人の教員だけで授業を行うのではなく、複数の教員が役割分担して協力して行う指導形態。

## 電子コミュニティ

インターネット、その他高度情報通信ネットワークを通じて、時間的及び場所的に制限されることなく形成される人と人とのつながり。

## テンミリオンハウス

地域の実情に応じた市民などの「共助」の取組みに対し、武蔵野市が年間 1,000 万円 (ten-million) を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に 7 か所開設されている。

## 東京たま広域資源循環組合

一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合。多摩地域における 25 市 1 町の自治体で構成運営されている。平成 18 年 4 月に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合から現在の名称に変更。

## 東京みどりの研究会

東京の緑をつないで、次世代に残すための取組みを横断的に連携して行うために設置された研究会。国、都、6 区 2 市 (大田区、中野区、杉並区、練馬区、世田谷区、板橋区、三鷹市、武蔵野市) によって構成されている。

## 特定健康診査

平成 20 年 4 月から医療保険者が、40 ~ 74 歳

の加入者 (被保険者・被扶養者) を対象とし、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。

## 特定保健指導

平成 20 年 4 月から、医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援。

## 特別支援教育

障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにし、その子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために、適切な指導や必要な支援を行う教育に関する制度。これまでの心身障害教育 (特殊教育) の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍する LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含める。平成 19 年 4 月から学校教育法に位置づけられた。

## 特別用途地区

都市計画法による地域地区の一種で、用途地域内の地区における土地利用の増進や環境保護等の特別な目的の実現のため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。市町村の条例に基づき、より地域的で詳細な用途の制限等を行うことができる。

## 都市計画道路

都市計画法において定められている都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の四種類の道路。

## 都市マスタープラン

住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針等についてきめ細かく、かつ総合的に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

## 土曜学校

小中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の

授業ではできない体験や活動をする講座。市内小中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。

### トラスト

自然や歴史的建造物の保存を目的に、それらを寄贈、買い取りなどによって入手して、保存、管理すること。

### トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売元などを記録・保管すること。農産物については、「いつ、だれが、どこで、どのように」生産し、流通したかを明らかにする仕組みのこと。

## な行

### NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）

New Public Management の略。民間企業における経営理論・手法、成功事例等を可能な限り行政現場に導入することを通じて、行政の経済性、効率性、有効性を高め、市民が支払う税金に対して最大の満足を提供すること。

### 乳幼児医療費助成制度

義務教育就学前までの乳幼児が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度。平成6年1月に東京都の補助事業として、所得制限を設けて実施してきたが、平成17年10月に所得制限を撤廃した。

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。

### 任期付職員

その人が持つ高度な専門的な知識経験又は優れた識見を活用するため、若しくは短期間で終了する見込みの業務や短期間の増加業務に対応するため、任期を定めて職員として採用され

た者のこと。

### 認証保育所

東京都独自の制度として設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定により、農業経営の改善を図ろうとする農業者自らが作成した農業経営改善計画が、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実であると市町村から認定を受けた農業者のこと。

### 燃料電池コージェネレーションシステム

燃料電池（水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置）により電気を発電するとともに、発生する熱により給湯も同時に行うこと。

### 農業振興基本計画

「安心・安全武蔵野農業～市民の豊かな生活を彩る～」を本市の農業の将来像に設定し、農業の振興、農地の保全等について長期的視野に立って農業振興施策を推進するために策定。

### 農業ふれあい公園

関前5丁目地域に残された農地の景観を生かした、農をテーマとした公園。全体約4,600㎡のうち、半分を畑、残りを公園として利用している。

## は行

### パークアンドバスライド事業

渋滞緩和策の一つで、渋滞する街中を避けて駐車場（パーク）を作りそこに車を停めて、そこからバスを使って（バスライド）街中へ移動するもの。

### バスベイ

バス専用の停車スペース。バス乗降の際に発生する交通渋滞の緩和や乗降客の安全性を確保

するために設置される。

### バナー広告

インターネットのホームページ上に貼られる帯状の広告のこと。バナーをクリックすると広告主のホームページにジャンプする。広告掲載料を課金する（本市で採用）ほか、バナーがクリックされた回数や商品販売の成果に比例するなど、さまざまな課金方法がある。

### バランスシート

もともとは企業の財務状況を明らかにするために、保有するすべての資産・負債等の状況を総括的に表示した対照表（貸借対照表）のことをいう。自治体の場合、歳入歳出決算書などで財政状況を把握・分析してきたが、これでは単年度の財政状況しかわからないことから、近年になってバランスシートによる財政分析を行う自治体が増えている。武蔵野市では、平成12年に平成10年度決算を対象とした「武蔵野市のバランスシート」を作成以来、内容の充実を図りながら毎年度発行し、ホームページ等で公表している。現在では名称を「武蔵野市の年次財務報告書」に変更している。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。もともとは建築用語で建物内の物理的障壁の除去を意味したが、今日ではより広範に、障害のある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去を意味する。

### バリアフリー新法

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で、従来の「ハートビル法（多数の人が利用する建築物対象）」と「交通バリアフリー法（駅や空港といった旅客施設を対象）」を一本化した法律。平成18年12月に施行。

### ヒートアイランド現象

都市部の気温がその周辺に比べて高温になる現象。等温線が島状になることに由来する。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が

少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人口熱の放出、大気汚染が原因となる。

### ビオトープ

特定の生物群集が生存できるよう特定の環境を整えた限られた地域で、生物が生息する場所とも訳される。すべての市立小学校内とむさしの自然観察園に基幹ビオトープを整備している。

### 1人2職制

本来業務のほかにプロジェクトなど他の業務に一時的に携わること。

### 開かれた学校づくり協議会

学校運営に関して、地域、保護者から広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを行うために各小中学校に設置。

### ビルピット

建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。

### ファミリーフレンドリー

仕事と育児・介護とが両立できるよう、多様でかつ柔軟な働き方を勤労者が選択できる環境整備を行う施策。武蔵野市においては、家族の絆を重視し、家庭の子育て力を高めることを基本方針としている。家庭の子育て力を高めるには、自助、共助、公助の仕組みがバランスよく整えられる必要がある。

### ファンド

特定の計画・事業のために積み立てておく資金。

### 福祉型住宅

①65歳以上の高齢者②障害者③母子家庭のいずれかに該当し、市内に引き続き3年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方を対象としている。市内には高齢者用166戸、障害者用8戸、母子世帯用7戸の計181戸の福祉型住宅がある。

### 複式簿記

1つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録すること。資産の動き

や損益を把握することができる。

### 福祉公社

正式名称は、「財団法人武蔵野市福祉公社」。在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護センターにおいて権利擁護事業を行っている。

### 福祉的就労

一般企業で就労が困難な障害のある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練などを受けながら働くことをいう。自立を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

### 二ツ塚最終処分場

昭和 59 年から多摩地域 25 市 1 町のごみを受け入れてきた谷戸沢最終処分場に続く第二の処分場として平成 10 年から埋立てを開始した最終処分場。日の出町にある。平成 18 年 7 月からごみ焼却施設から排出される焼却残さを主原料として、土木建設資材である「エコセメント」に再生する施設が稼動した。

### 二俣尾・武蔵野市民の森

森林の荒廃問題は山側だけの問題ではない。恵みを受けている都市側の責任として、青梅市二俣尾において市が土地を借り市民への啓発活動と森林整備に取り組んでいる。

### ブックスタート

むさしのブックスタート。平成 14 年から図書館が開始した事業。3～4 か月児対象のブックスタート（絵本、アドバイス集、ブックリストが入ったブックスタートパックを手渡す）と、3 歳児対象のフォローアップ事業（読み聞かせと絵本・ブックリストを手渡す）がある。

### ブルーキャップ

吉祥寺駅周辺的环境浄化の一環として、しつようなつきまとい勧誘行為や、通行の妨げになる

路上宣伝行為が後を絶たないため、平成 14 年に武蔵野市環境浄化に関する条例に基づき配置したつきまとい勧誘防止指導員のことで、「ブルーキャップ」は通称名。警察OBである嘱託職員 4 名と委託警備会社の警備員 7 名で構成し、勧誘行為等適正化特定地区内で行われる条例違反行為に対して指導を行う。発隊以降、特定地区の拡大や活動時間の拡大を行っており、現在は午後 1 時から午後 9 時まで活動している。

### ふれあいサロン

市立境南小学校のプレイルームを利用して、60 歳以上の市民を対象とした講座を開講。休み時間には児童が訪れ、一緒に遊んだりお喋りをして過ごす。また、ランチルームで児童と一緒に給食を食べたりするほか、学校行事にも参加し交流している。

### プレセカンドスクール

セカンドスクールにおける学習効果をさらに高めることを目的とし、セカンドスクールを行う 1 年前に市立小学校 4 年生を対象として行う 2 泊 3 日の短期宿泊体験学習。

### 防火水槽

あらかじめ設置した耐震性の水槽に水を貯めておき、地震災害時等の火災発生時に水道が供給停止した場合でも、消火作業が行えるようにする施設。主に公園、道路等の地中に埋設してマンホールから消防ポンプ車の吸水を可能としている。

### 冒険遊び場（プレーパーク）

子どもがのびのびと、思い切り遊べるように禁止事項を無くし「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、遊び場にある道工具や廃材、自然の素材を使って、子ども自身が遊びをつくる遊び場のこと。境冒険遊び場公園：境 3 丁目 20 番。

### 防災広場

住宅地の中にあり、法律に基づく公園の要件を満たさない程度の面積のオープンスペースに、災害時用トイレ・耐震性貯水槽・防災倉庫等の

防災設備を設置し、災害時の地域の活動拠点、一時的な安全確保の場所等の防災機能を持った広場。

#### 防災推進員

武蔵野市民防災協会から委嘱された市民ボランティアで、地域の防災活動のリーダーとして活動している方。

#### 北海道洞爺湖サミット

日本、アメリカ、イギリス、ロシア、フランス、ドイツ、カナダ、イタリアの8か国の首脳及びEU（欧州連合）の委員長が参加して、平成20年7月7日から9日までの3日間の日程で、北海道洞爺湖地域において開催される首脳会議。

#### ボランティアセンター武蔵野

昭和53年に市民自治の精神に立脚した、全国でも特異な民間の運営による自主的な互助活動を行う組織として誕生し、平成7年から市民社会福祉協議会と組織統合した。ボランティア活動を希望する市民を登録し、ボランティアを必要としている市民に紹介する機関。ボランティア活動の内容としては、病院への付き添い、話し相手、障害のある人や子どもの遊び相手、福祉施設での手伝い、緑化・環境活動、外国籍市民との交流、コミュニティ活動、芸術・文化・スポーツ活動などがある。

#### ホワイトイーグル

青色回転灯を装着した専用のパトロールカーを用い、学校や子ども施設、コミュニティセンターを巡回警備する市内安全パトロール隊で、「ホワイトイーグル」は通称名。活動は月曜から金曜の平日、午前9時から午後6時まで。市内を東西方向に三分割し、委託警備会社の警備員6名が3台のパトロールカーに分乗する。小学校や保育所、子ども施設などでは、施設の職員と口頭で防犯情報を交換する。中学校や福祉施設などは周辺を警戒する。また、不審者の目撃が相次いだり、連続放火が発生するなどの状況があれば、重点パトロールや延長パトロールを行うこともある。平成20年度より祝日を除く土曜日を追加し、活動時間を午後7時ま

で延長する。

#### ま行

#### マルチペイメント

インターネット等のネットワークを用い、パソコンや携帯電話等から税金や各種公共料金の支払が行えるようにするサービス。

#### 三鷹駅北口地区開発計画調査検討委員会

三鷹駅北口地区で計画が予定されている大規模な宅地開発事業や中高層建築物の建設事業について、市のまちづくりに関する計画との整合性、行政指導の内容等を調査、検討するため設置した委員会。

#### 民間駐車監視員制度

平成18年6月の道路交通法の一部改正により、駐車違反の取締りを行う民間監視員が、違反車両の発見、確認標章の取付けを行う制度。公安委員会の登録法人に属する有資格者が業務を行う。

#### ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消し、高齢者をはじめ誰もが気軽に安全に街に出られることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金（未就学児は無料）。

#### 武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会

中央線の立体交差に伴う武蔵境駅舎と駅前広場建設にあたり、武蔵境地域の特性を反映し、駅舎を利用する人達や地域住民の願いのこめられたものとして実現していくため、東京都、JR、西武鉄道等に要望・提案などの働きかけを行うことを目的に設置された地元住民、企業、学校などの有志の集まり。

#### 武蔵野市観光推進計画

武蔵野市の都市観光の推進施策について定めた計画。平成19年8月に策定。

#### (財)武蔵野健康開発事業団

市民の健康の保持増進と福祉の向上、ならびに

地域社会の発展に寄与することを目的として、武蔵野市、武蔵野市医師会、横河電機株式会社の三者の協力により昭和 62 年 10 月に設立された公益法人。人間ドックやがん検診などの各種健（検）診、検査事業及び啓発普及事業、調査研究事業等を行っている。

#### 武蔵野市公立保育園改革計画

公立保育園の体制の見直し、子育て支援施策の充実、保育の質の向上などを掲げた、武蔵野市の公立保育園経営改革を行うための3か年（平成16年度～18年度）計画。平成16年2月策定。「武蔵野市公立保育園改革評価委員会」を設置し、①新たな子育て施策への取組、②認可保育園の保育の質の向上への取組、③公立保育園の効率的運営への取組について、年度ごとに評価した。

#### 武蔵野市国際交流協会

平成元年10月13日に設立された任意団体。国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している。

#### 武蔵野市子ども協会

青少年の健全育成を図り、地域住民による青少年の育成活動を促進し、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に平成4年1月7日に設立された任意団体。現在、公の施設0123吉祥寺及びはらっぱの管理運営を行っている。

#### 武蔵野市子ども文芸賞

子どもたちに文芸活動を奨励して、ことば・文章による豊かな表現力を育てることを目指して、年に1度、小中学生を対象に、小説・童話や詩・俳句・短歌などの創作作品や読書感想作品を募集する。平成18年度からスタート。

#### 武蔵野市福祉総合計画

地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画を一体的に策定した計画。

#### 武蔵野市緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき、平成9年3月に策定

した緑の総合計画。武蔵野市の緑の将来像及び目標を設定し、その実現に向けて市民と一体となって進めるための緑の施策を盛り込んでいる。当初策定した基本計画を「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を設け、平成19年度中に改定予定。

#### 武蔵野市民社会福祉協議会

武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37年に設立され、昭和53年に社会福祉法人として認可された団体。社会福祉協議会は全国の市区町村にあるが、名称に「市民」と入っているのは武蔵野市民社協だけである。

#### むさしのジャンボリー

市内の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会地区委員会（青少協）と、市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、青少年の健全育成の一翼を担っている。

#### (財) 武蔵野スポーツ振興事業団

生涯体育の視点からスポーツ振興事業を行い、もって健康と体力の増進を図り、豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するため平成元年9月に設立した市の財政援助出資団体。平成17年4月からは、指定管理者として市の主なスポーツ施設の管理運営を行っている。

#### 武蔵野地域五大学

武蔵野市内にある亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学と、市に隣接する東京女子大学、武蔵野大学の5つの大学。これらの大学と市が連携・協力して市民の生涯学習に寄与することを目的に、学長と市長とで構成される「武蔵野地域学長懇談会」及び実務担当者による「五大学連絡協議会」が設置されている。

#### 武蔵野地域自由大学

平成15年4月に発足し、市と武蔵野地域五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）が連携し、

様々な分野にわたり高度で継続的、体系的な学習機会を市民に提供している。正規の大学ではないが、修了講座数により自由大学独自の学位（称号記）を授与している。

**むさしのヒューマン・ネットワークセンター**  
男女共同参画社会の実現を目指し、市民及び団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として、平成10年11月武蔵境市政センターの2階に開設。管理運営については、個人と団体から推薦された代表約20名の運営委員で構成するセンター運営協議会に委託している。施設の内容は、会議室、印刷室、情報交流コーナー等があり、自主事業の実施、男女共同参画に関する参考図書の貸し出しや関連情報の収集、提供をしている。

**武蔵野プレイス（仮称）**  
図書館機能を中心に生涯学習機能を加えた知的創造拠点として、武蔵境駅南口農水省食糧倉庫跡地に建設される施設。平成22年度開設予定。

**メンタルヘルス**  
多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体健康増進とともに、心の健康を保つための支援の必要性（精神保健）。

**目的別コミュニティ**  
福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり。

## や・ら・わ行

**ユニバーサルデザイン**  
年齢、障害の有無などに関わらず、すべての人々に利用しやすいまちや建物、製品、サービスづくりを行っていかうとする考え方。

**ユビキタス**  
ラテン語で「いたるところに存在する」という意味。あらゆる機器にコンピュータが組み込まれ、ユーザはコンピュータの所在を意識するこ

となく、情報を利用できるネットワーク環境のこと。

**用途地域**  
都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。

**ライフサイクルコスト**  
建物や施設にかかる企画、調査、計画、設計、建設に始まり維持管理、運営、解体、撤去、事業終了までの周期（サイクル）全般にわたって必要となる長期的なコストのこと。

**ランニングフェスティバル**  
子どもたちの体力低下への対応として、市内の子どもたちがスポーツに親しみ、体を動かす楽しみや心地良さを体験するイベント。平成18年度からスタート。

**療育相談室ハビット**  
心身に何らかの障害がある子どもに対する早期からの支援と、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援を行う。

**レモンキャブ**  
バスやタクシー等の既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するためのドア・ツー・ドアの移送サービス。市に登録された地域のボランティア運行協力員が専用の福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運行する。

**ワーク・ライフ・バランス**  
幸せな人生を送るために、自分の価値観に合う働き方、仕事と生活の調和を考えようという概念。

## 武蔵野市第四期長期計画・調整計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長	田村和寿	桐蔭横浜大学文化政策研究所教授
副委員長	山本泰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
副委員長	酒井陽子	市民会議推薦者（行・財政分野）
	加瀬裕子	早稲田大学人間科学部教授
	栗田充治	亜細亜大学国際関係学部教授
	栗原毅	市民会議推薦者（緑・環境・市民生活分野）
	小原隆治	成蹊大学法学部教授
	前川禮太郎	市民会議推薦者（健康・福祉分野）
	向井一江	市民会議推薦者（子ども・教育分野）
	村井寿夫	市民会議推薦者（都市基盤分野）
	会田恒司	副市長

武蔵野市第四期長期計画・調整計画 2008-2012  
平成20年度～24年度

発行 平成20年3月

発行者 武蔵野市

東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

編集 武蔵野市企画政策室企画調整課

TEL. 0422-60-1801

印刷 株式会社アトミ